

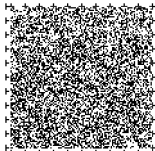
あおもりし しょう しゃ そうごう 青森市障がい者総合プラン

しょう ひと ひと だれ たが そんなちよう
障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、
ささ あ す な ちいき あんしん く
支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
きようせいしゃかい じつげん
～共生社会の実現～



れいわ ねん がつ さくてい
令和 6年11月 策定

しかく しょう りよう おんせい ゆにほいす
視覚に障がいのあるかたもご利用いただけるように音声コード Uni-Voice
はりつけ おんせい いち みぎ みぎした ひだり ひだりした
を貼付しています。音声コードの位置は、右ページは右下、左ページは左下
です。スマートフォン等で専用アプリをダウンロードし、コードを読み取る
じどう ぶんしょう よ あ
ことで、自動で文章を読み上げます。



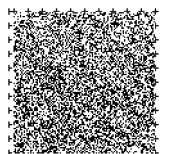
目次

第1部 総論

第1章 プランの基本的事項	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置付け	2
3 プランの期間	3
4 プランの推進	3
5 青森市総合計画前期基本計画との相関図	4
6 SDGsへの取組	5
第2章 障がい者福祉の現状	6
1 国の制度改革等	6
2 障がい者数の推移	11
(1) 本市の人口と障がい者手帳交付状況	11
(2) 障がい別手帳交付状況	12
(3) 年齢別手帳交付状況	13
(4) 身体障害者手帳の交付状況	14
(5) 愛護手帳（療育手帳）の交付状況	16
(6) 重症心身障がい児（者）の状況	16
(7) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	17
(8) 医療的ケア児数の推移	17
(9) 障害支援区分別認定者数	18
(10) 障害福祉サービス等利用者数の推移	19
(11) 特定医療受給者証所持者数の推移	20
(12) 特別支援学級の開設数及び児童・生徒数の推移	22
3 アンケート調査	23
(1) アンケート調査の概要	23
(2) アンケート調査の結果（抜粋）	25
第3章 基本理念と基本方向	36
1 基本理念	36
2 基本方向	37
3 施策の体系図	38

第2部 各論

第1章 障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進	
1 障がいに対する理解の促進	39
2 権利擁護の推進	43



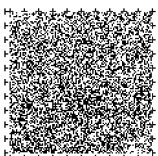
第2章	地域生活支援の充実	
1	生活支援の充実	46
2	人材の育成と確保	51
3	地域生活支援サービスの充実	53
4	保健・医療の充実	57
第3章	教育の充実及び自立した生活の支援	
1	教育・保育におけるインクルーシブの推進	60
2	障がいのある子どもや家族への支援の充実	63
3	雇用・就業の促進	68
4	スポーツ・文化芸術活動への参加促進	71
第4章	安全・安心な生活環境の整備	
1	生活・住環境の整備	75
2	安全・安心なまちづくりの推進	78
第5章	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
1	情報アクセシビリティの向上	82
2	意思疎通支援の充実	86
3	読書バリアフリーの推進	88

資料編

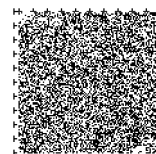
1	目標とする指標一覧	90
2	青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例	93
3	青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例	99
4	策定経過	103
5	策定体制	104
6	用語解説	111
7	青森市民憲章	118

用語の表記について

「障害」の「害」の字について、本市では、「害」の字の否定的なイメージから受ける「差別感」や「不快感」を考慮し、障がいのあるかたの人権をより尊重するという観点から、平成26（2014）年4月より法律名や法令用語、固有名詞等を除き、原則として、人や人の状態を表す場合には、「害」の字をひらがなで表記しています。このため、本プランでは「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。



だい ぶ そうろん
第1部 総論



第1章

プランの基本的事項

1 プラン策定の趣旨

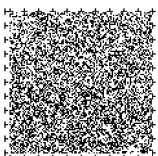
本市では、互いを尊重し、支え合い、共に生きるまちの実現を目指し、平成28年3月、「青森市障がい者総合プラン」を策定（令和3年2月一部改定）し、各種施策に取り組んできました。

この間、令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が制定されたほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正など、様々な法整備が進められています。

これら、法の趣旨を踏まえ、令和5年3月には、障害者基本法に基づき、全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、共生社会の実現に向け、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

県においても、令和5年3月、住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりを基本理念に令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする「第4次青森県障害者計画」が策定されました。

このような状況の中、本市においても、「青森市障がい者総合プラン」が令和5年度をもって計画期間が終了したことから、「障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち～共生社会の実現～」を基本理念に、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「青森市障がい者総合プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。



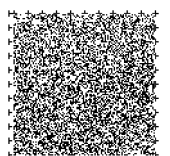
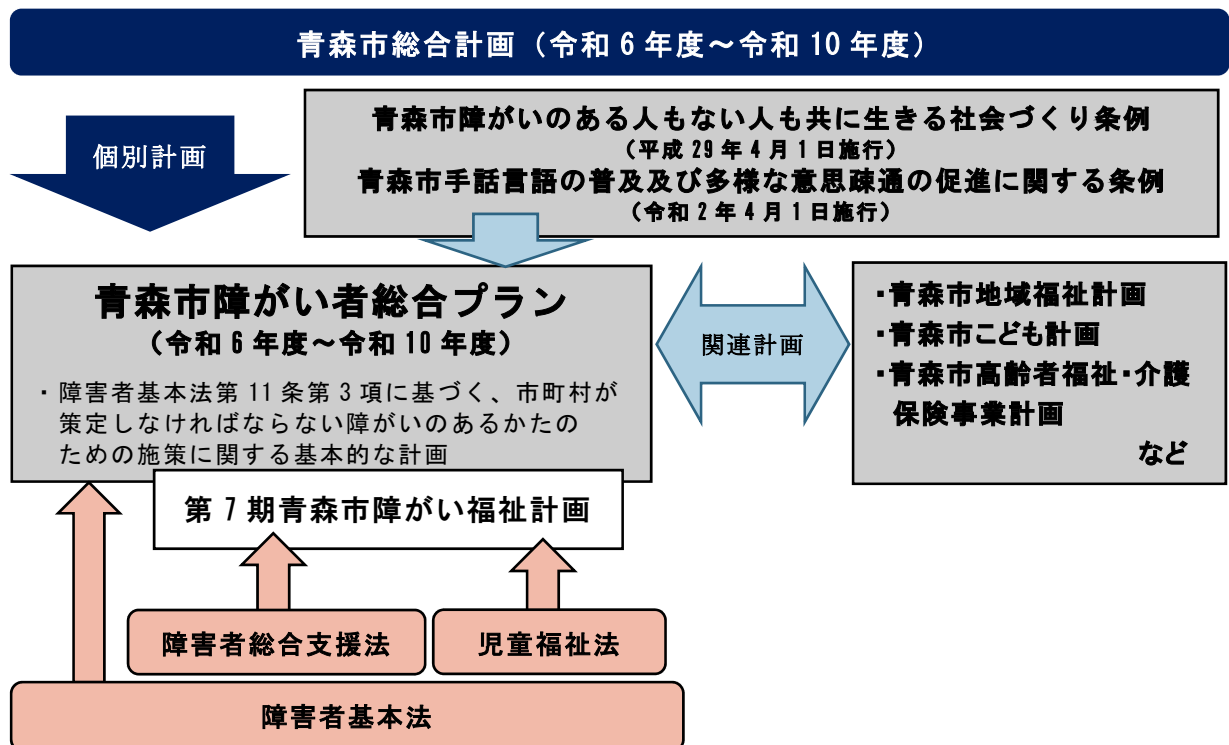
2

プランの位置付け

本プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、国の障害者基本計画（第5次）及び第4次青森県障害者計画を踏まえるとともに、本市の「青森市総合計画」を上位計画とし、「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」第4条及び「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」第4条に基づく取組を包含するものであり、「青森市地域福祉計画」、「青森市こども計画」など他の関連計画との整合性を図りながら、本市が取り組むべき障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく青森市障がい福祉計画（障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標である「成果目標」と達成するために必要となる「見込量」を定めた計画）は、本プランの実施計画として位置付けています。

なお、本プランは、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）も含みます。



3

プランの期間

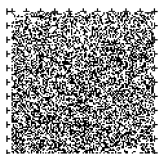
本プランの期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4

プランの推進

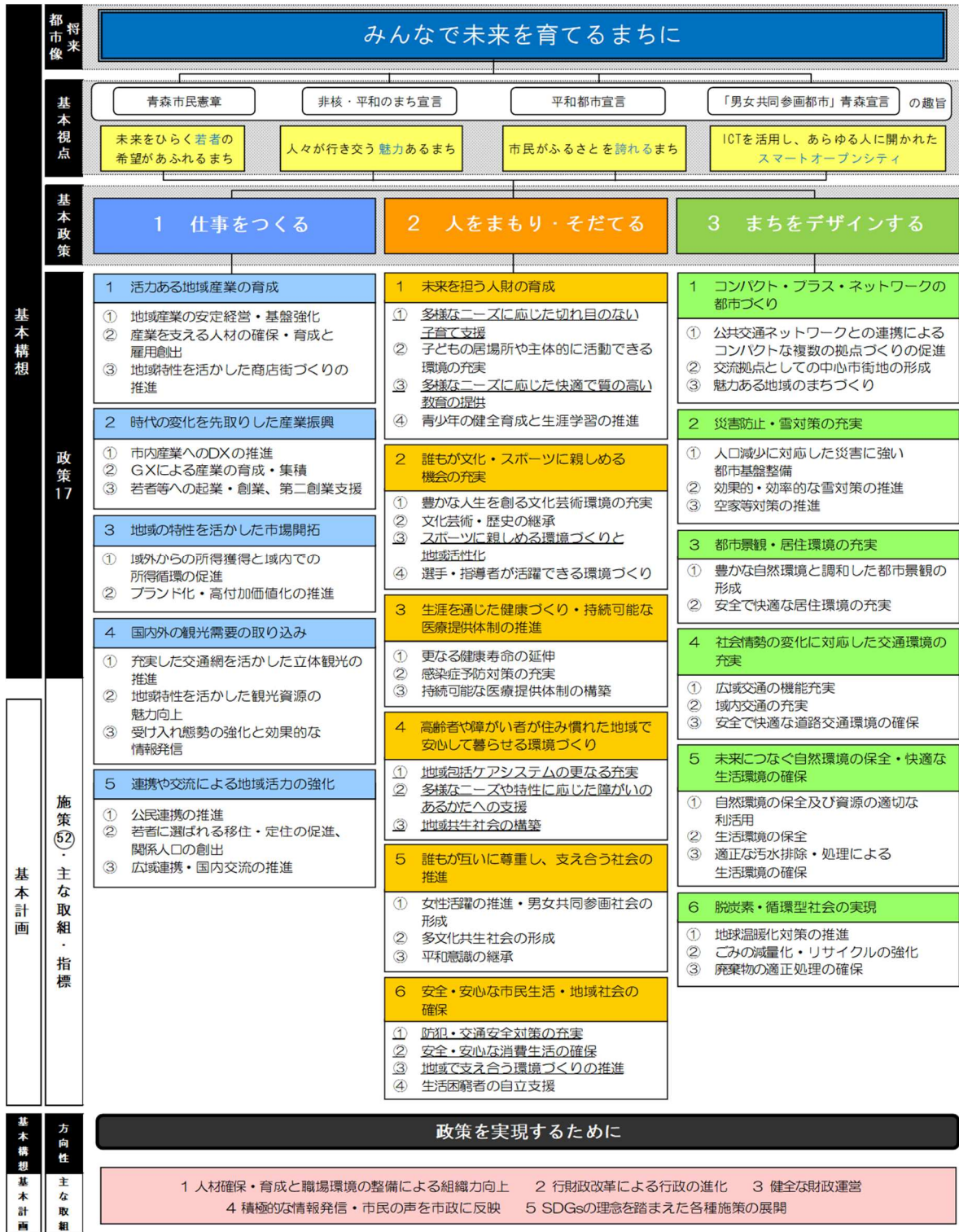
本プランの推進に当たっては、施策の進捗度を測るために設定した「目標とする指標」の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」において、継続的にプランの進捗状況の評価及び検証を行い、必要に応じて見直します。

また、「青森市障がい者自立支援協議会」において、障がいのあるかたや家族及びサービス提供機関などのニーズの把握に努め、効果的な障がい者施策を進めていきます。

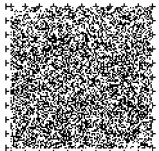


5

あおもりしそごうけいかくぜんきまほんけいかく そろかんず
青森市総合計画前期基本計画との相関図



青森市障がい者総合プラン



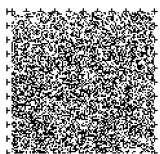
6

えすでい-じ-ず とりくみ
SDGsへの取組

えすでい-じ-ずは、2015年（平成27年）の国連サミットにおいて、2030年（令和12年）まで持続可能でよりよい世界を目指す国際指標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって17の開発目標が設定されています。

えすでい-じ-ずの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の支援を目指しており、えすでい-じ-ずの視点をもって取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

障がい者福祉の現状

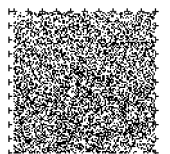
1

国の制度改革等

【国の動き】

- 平成18年10月
「障害者自立支援法」全面施行（一部は同年4月から）。身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がい種別ごとに提供されていた福祉サービスを一元化。
- 平成18年12月
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行。いわゆるハートビル法と交通バリアフリー法の2つの法律を統合、拡充。
- 平成19年4月
 - ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行。市町村障害者計画の策定義務化。
 - ・「学校教育法等の一部を改正する法律」施行。従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校※の制度に転換するほか、すべての学校において、障がいのある児童生徒の支援をさらに充実するなど、特別支援教育の一層の推進。
- 平成20年9月
「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（教科書バリアフリー法）」施行。障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行・普及の促進等。
- 平成22年7月
「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行。障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大、短時間労働者の雇用義務化。

※ 特別支援学校：学校教育法に基づき、比較的重度の障がいのある幼児・児童・生徒を対象に一人ひとりの障がいに配慮した専門性の高い教育を行う学校のこと。

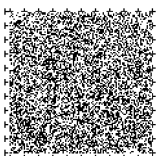


- 平成23年8月

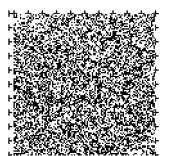
「障害者基本法の一部を改正する法律」施行。障がいや差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加。
- 平成24年10月

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行。虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援等。
- 平成25年4月
 - ・「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」施行。「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、障がい者の範囲の拡大（障がい者の定義に難病※等を追加し、障害福祉サービスの対象とする。）、地域生活支援事業の追加等。
 - ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行。障害者就労施設等の受注機会の増大等。
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令」施行。障害者雇用率の引き上げ等。（民間事業主：1.8%→2.0%）
- 平成25年6月
 - ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」制定。国・地方公共団体などにおける障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定。平成28年4月1日施行。
 - ・「障害者雇用促進法」の改正。雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取扱いが禁止され、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれる。平成28年4月1日施行（法定雇用率算定に関する規定は平成30年4月1日施行）。

※ **難病**：治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病のこと。障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としている。令和6年4月1日から障害者総合支援法の対象となる疾病が369種類に拡大されている。



- 平成30年6月
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」制定。国における障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定を義務化。地方公共団体における計画策定の努力義務を規定。平成30年6月13日施行。
- 令和元年6月
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」制定。国における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本計画の策定を義務化。地方公共団体における計画策定の努力義務を規定。令和元年6月21日施行。
- 令和2年6月
「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」制定。令和2年12月1日施行。
- 令和3年3月
・「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令」施行。
障害者雇用率の引き上げ等。（民間事業主：2.2%→2.3%）
- 令和3年6月
「障害者差別解消法」の改正。事業者による合理的配慮の提供を義務化。令和6年4月1日施行。
- 令和3年6月
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」制定。国・地方公共団体における医療的ケア児及びその家族への支援に係る施策を実施する責務などを規定。令和3年9月18日施行。
- 令和4年5月
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」制定。市町村が策定する障害者計画について、法律の趣旨を踏まえたものとなるよう規定。令和4年5月25日施行。



○ 令和4年12月

・「障害者総合支援法」の改正。地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について努力義務を規定。令和6年4月1日施行。

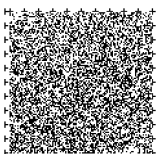
・「精神保健福祉法」の改正。市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化。令和6年4月1日施行。

○ 令和5年3月

・「障害者基本計画（第5次）」策定（計画期間：令和5年度～令和9年度）。

○ 令和6年4月

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令」施行。障害者雇用率の段階的引き上げ等。（民間事業主：令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%）



【市の条例】

○ 平成25年4月

- ・「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか地域主権一括法関連条例5件施行。これまで国が設定していた障害福祉サービス等に係る各種基準について、地方公共団体が条例により設定し運用。

○ 平成29年3月

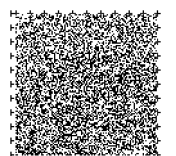
障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を図ることを目的として「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定（平成29年4月施行）。

○ 令和2年3月

手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通の促進のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を図ることを目的として「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」を制定（令和2年4月施行）。

○ 令和6年3月

「障害者差別解消法」の改正に伴う「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の改正。事業者による合理的配慮の提供を義務化（令和6年4月1日施行）。



2

障がい者数の推移

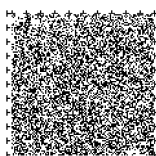
(1) 本市の人口と障がい者手帳交付状況

人口は年々減少傾向にあり、令和5年度の人口は、令和元年度と比較し、13,891人、5.0%減少していますが、令和5年度の障がい者手帳交付者数は、令和元年度と比較し、249人、1.4%減少しています。なお、人口に占める割合は0.25ポイント増加しています。

本市の人口と障がい者手帳交付者数の推移



※人口（住民基本台帳調べ）および手帳交付者数は、各年度3月31日現在



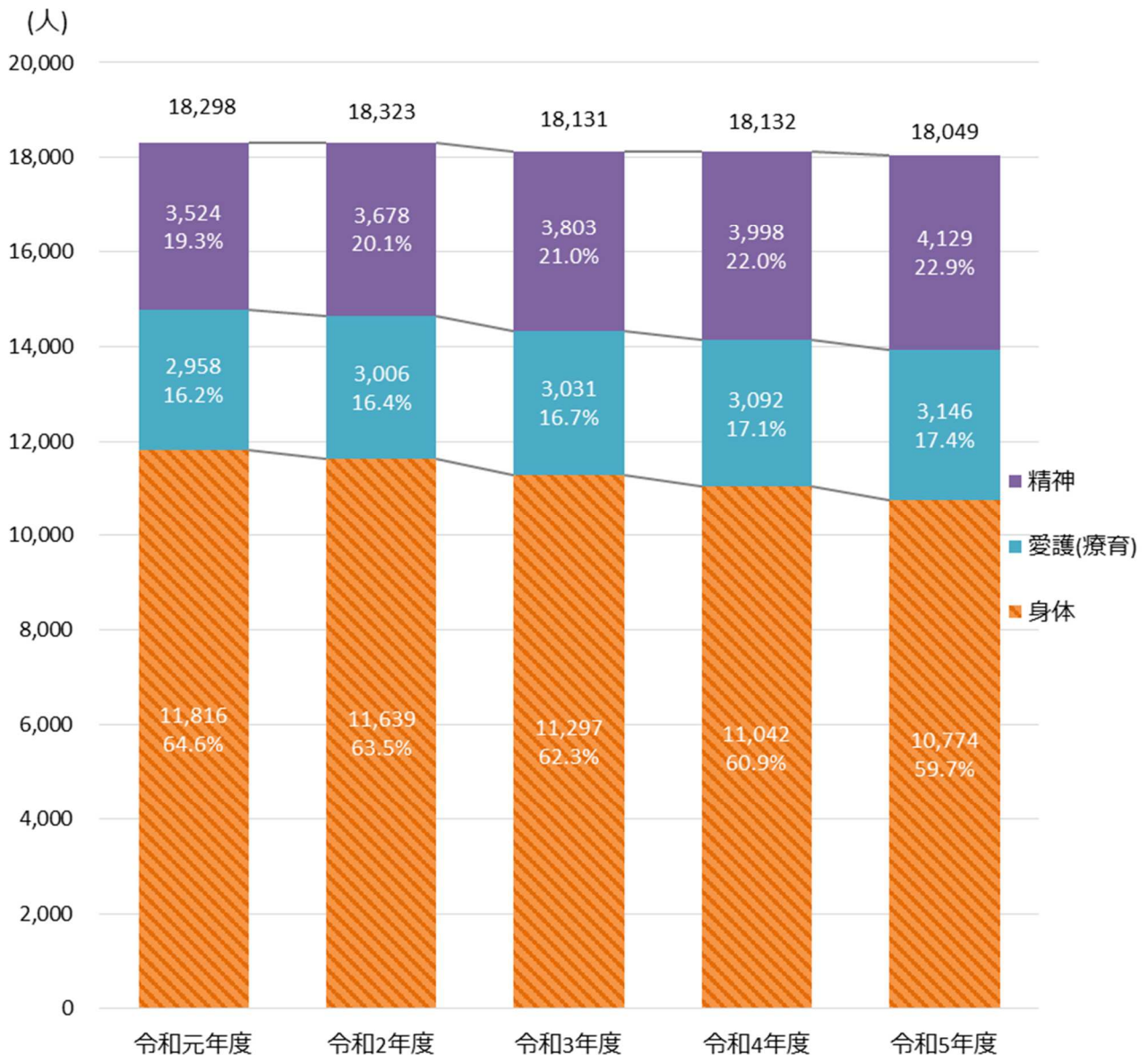
(2) 障がい別手帳交付状況

令和5年度の手帳交付者数は、令和元年度と比較し、愛護手帳（療育手帳）

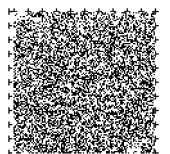
交付者数は188人、6.4%、精神障害者保健福祉手帳交付者数は605人、17.2%

増加し、身体障害者手帳交付者数は1,042人、8.8%減少しています。

障がい別手帳交付者数の推移



※手帳交付者数は、各年度3月31日現在



(3) 年齢別手帳交付状況

年齢別手帳の交付状況については、全体で見ると65歳以上が約半数を占め、身体障害者手帳交付者数は7割以上を占めていますが、愛護手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳交付者数は、18歳以上65歳未満が約7割を占めています。

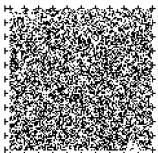
18歳未満では、令和5年度の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、令和元年度と比較し、62人、53.0%増加しています。

年齢別手帳交付者数の推移

(単位:人)

区分	年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5/R元人数比
身体障害者手帳	18歳未満	244	228	222	198	194	79.5%
		2.1%	2.0%	1.9%	1.8%	1.8%	
	18歳以上	3,040	2,922	2,819	2,765	2,674	88.0%
		25.7%	25.1%	25.0%	25.0%	24.8%	
	65歳未満	8,532	8,489	8,256	8,079	7,906	92.7%
		72.2%	72.9%	73.1%	73.2%	73.4%	
計	11,816	11,639	11,297	11,042	10,774	91.2%	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
愛護(療育)手帳	18歳未満	581	567	547	554	573	98.6%
		19.6%	18.9%	18.0%	17.9%	18.2%	
	18歳以上	2,050	2,108	2,151	2,186	2,200	107.3%
		69.3%	70.1%	71.0%	70.7%	69.9%	
	65歳未満	327	331	333	352	373	114.1%
		11.1%	11.0%	11.0%	11.4%	11.9%	
計	2,958	3,006	3,031	3,092	3,146	106.4%	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
精神障害者保健福祉手帳	18歳未満	117	131	141	166	179	153.0%
		3.3%	3.5%	3.7%	4.1%	4.3%	
	18歳以上	2,645	2,735	2,818	2,962	3,057	115.6%
		75.1%	74.4%	74.1%	74.1%	74.1%	
	65歳未満	762	812	844	870	893	117.2%
		21.6%	22.1%	22.2%	21.8%	21.6%	
計	3,524	3,678	3,803	3,998	4,129	117.2%	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
3手帳合計	18歳未満	942	926	910	918	946	100.4%
	18歳以上	7,735	7,765	7,788	7,913	7,931	102.5%
	65歳未満	9,621	9,632	9,433	9,301	9,172	95.3%
	65歳以上	18,298	18,323	18,131	18,132	18,049	98.6%
	計						

※手帳交付者数は、各年度3月31日現在



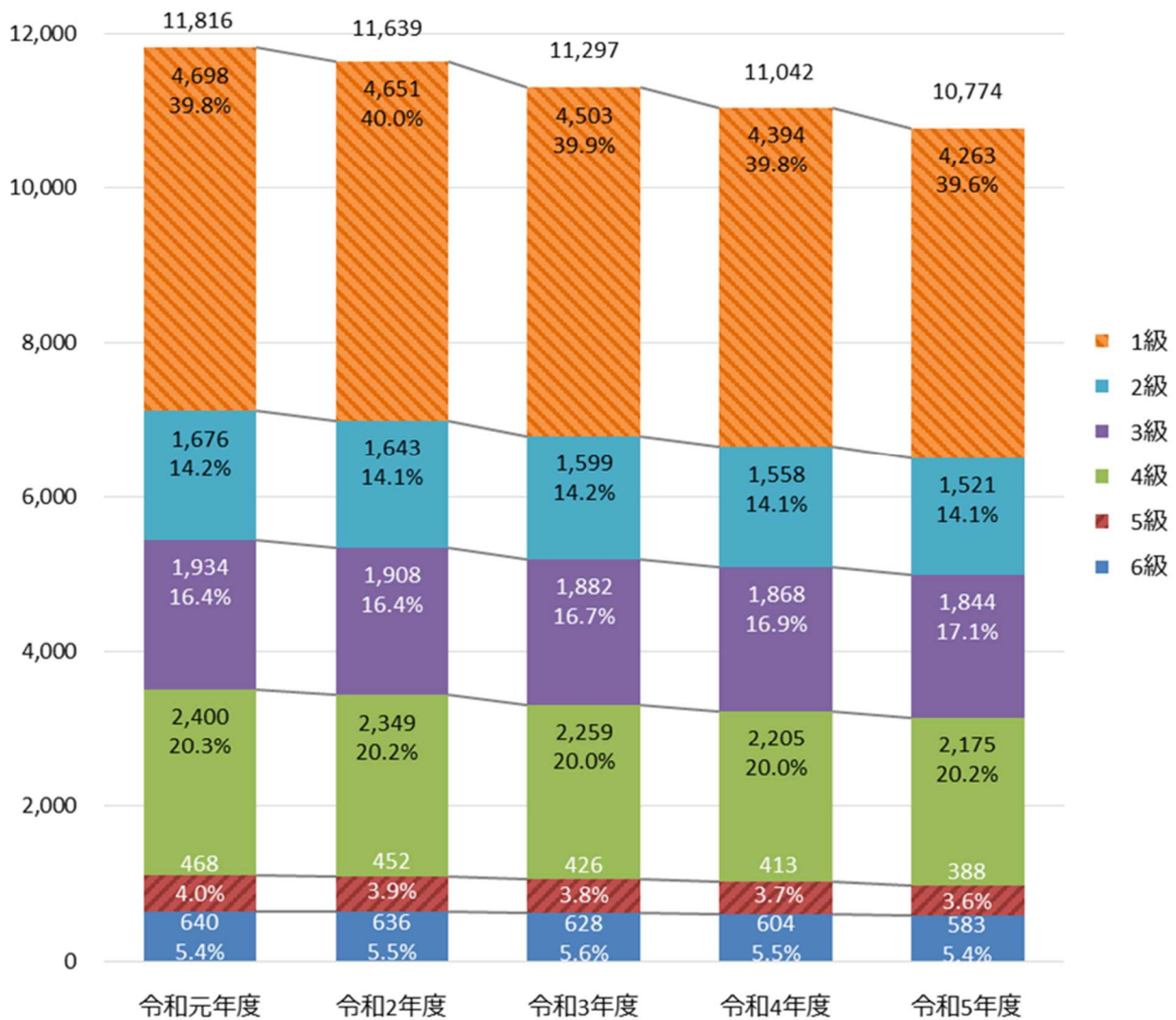
(4) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付者数は減少傾向にあり、令和5年度は令和元年度と比較し、1,042人、8.8%減少しています。

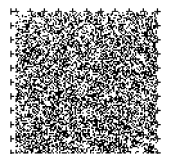
等級別では、すべてにおいて減少傾向にあり、令和5年度は令和元年度と比較し、1級が435人、9.3%、2級が155人、9.2%、3級が90人、4.7%、4級が225人、9.4%、5級が80人、17.1%、6級が57人、8.9%減少しています。

身体障害者手帳交付者数の推移

(人)



※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

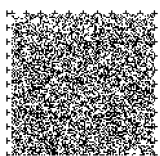


身体障害者手帳の障がい別の交付者のうち、「音声・言語機能障がい」については、ほぼ横ばいで推移していますが、「視覚障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」、「肢体不自由」、「内部障がい」については、わずかながら減少傾向にあります。

身体障害者手帳の障害別の交付状況の推移

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	人	713	701	682	667	641
	%	6.03	6.02	6.04	6.04	5.95
聴覚・平衡機能障がい	人	990	972	954	917	880
	%	8.38	8.35	8.44	8.30	8.17
音声・言語機能障がい	人	100	99	92	96	107
	%	0.85	0.85	0.81	0.87	0.99
肢体不自由	人	5,513	5,339	5,118	4,967	4,782
	%	46.66	45.87	45.30	44.98	44.38
内部障がい	人	4,500	4,528	4,451	4,395	4,364
	%	38.08	38.90	39.40	39.80	40.50
心臓機能障がい	人	2,845	2,885	2,831	2,781	2,760
	%	24.08	24.79	25.06	25.19	25.62
腎臓機能障がい	人	968	939	921	929	922
	%	8.19	8.07	8.15	8.41	8.56
呼吸器機能障がい	人	126	133	129	116	102
	%	1.07	1.14	1.14	1.05	0.94
ぼうこう・直腸機能障がい	人	507	522	518	518	530
	%	4.29	4.48	4.49	4.69	4.92
小腸機能障がい	人	5	4	4	4	3
	%	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03
免疫機能障がい	人	28	26	30	31	32
	%	0.24	0.22	0.27	0.28	0.30
肝臓機能障がい	人	21	19	18	16	15
	%	0.18	0.16	0.16	0.14	0.14
合計	人	11,816	11,639	11,297	11,042	10,774
	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

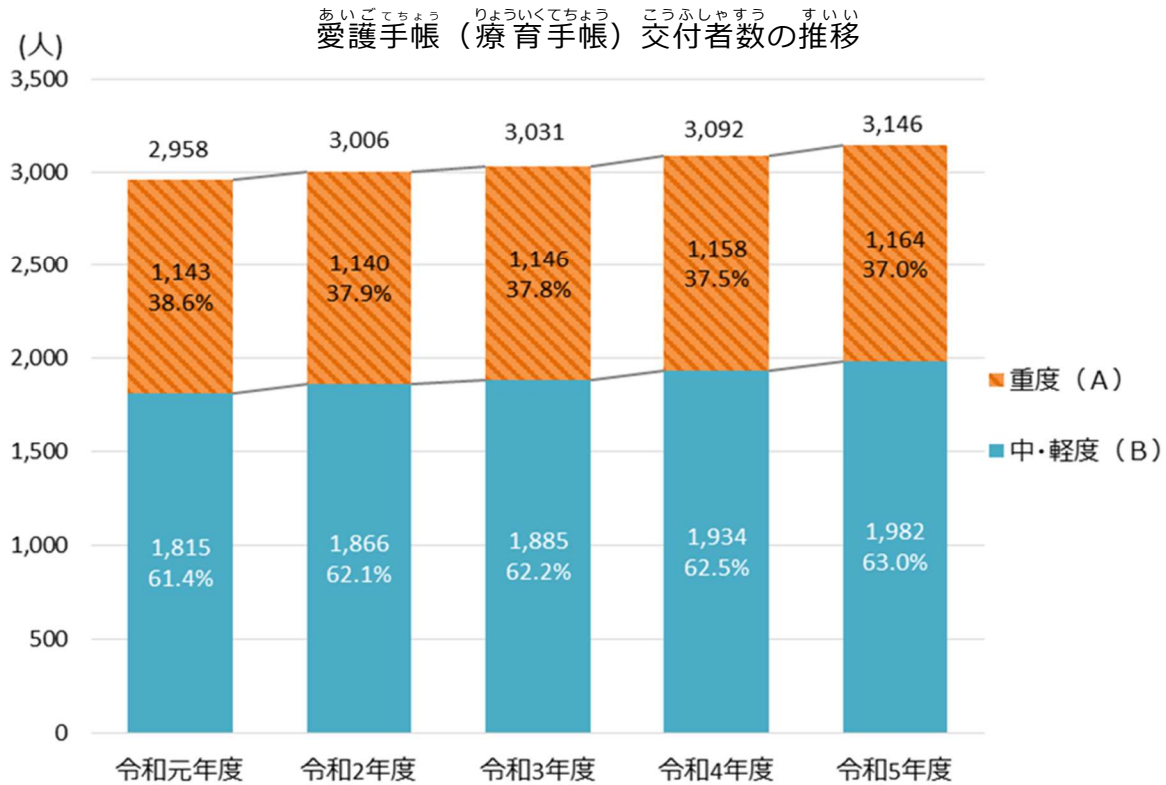
※手帳交付者数は、各年度3月31日現在



(5) 愛護手帳（療育手帳）の交付状況

愛護手帳（療育手帳）の交付者数は年々増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度と比較し、188人、6.4%増加しています。

程度別では、重度（A）が21人、1.8%、中・軽度（B）が167人、9.2%増加して、中・軽度の増加が多くなっています。



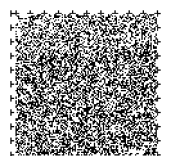
※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

(6) 重症心身障がい児（者）の状況

身体障害者手帳の肢体不自由（下肢1級、体幹1級・2級）又は脳原性運動機能障害（移動障害1級）と愛護手帳（療育手帳）の重度（A）を重複して所持する場合は、令和6年4月1日現在で120人となっています。

重症心身障がい児（者）の内訳 (単位：人)

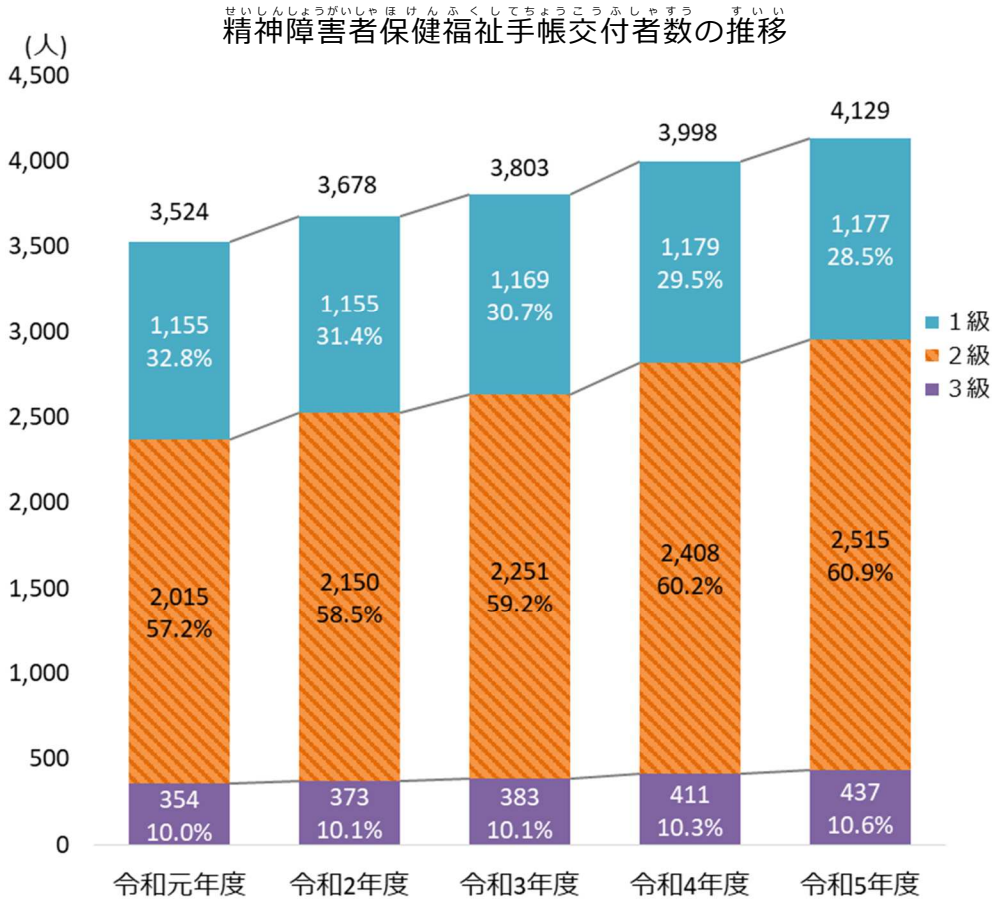
重症心身障がい児（者）	肢体不自由			脳原性運動機能障害
	下肢1級	体幹1級・2級	下肢1級、体幹1級・2級	移動障害1級
18歳未満	15	3	2	5
18歳以上	105	32	16	18
合計	120	35	18	23



(7) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度と比較し、605人、17.2%増加しています。

等級別では、1級が22人、1.9%、2級が500人、24.8%、3級が83人、23.4%増加し、2級及び3級のかたの増加が多くなっています。



※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

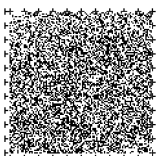
(8) 医療的ケア児数の推移

医療的ケアが必要な子どもは、市が実施した実態把握調査において、令和6年3月31日現在で37人となっています。

医療的ケア児数 (単位：人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	—	26	32	37

※令和元年度・令和2年度は、実態把握調査の実施なし
 ※令和3年度は、実態把握調査が終了した令和3年10月1日現在
 ※令和4年度・令和5年度は、各年度3月31日現在

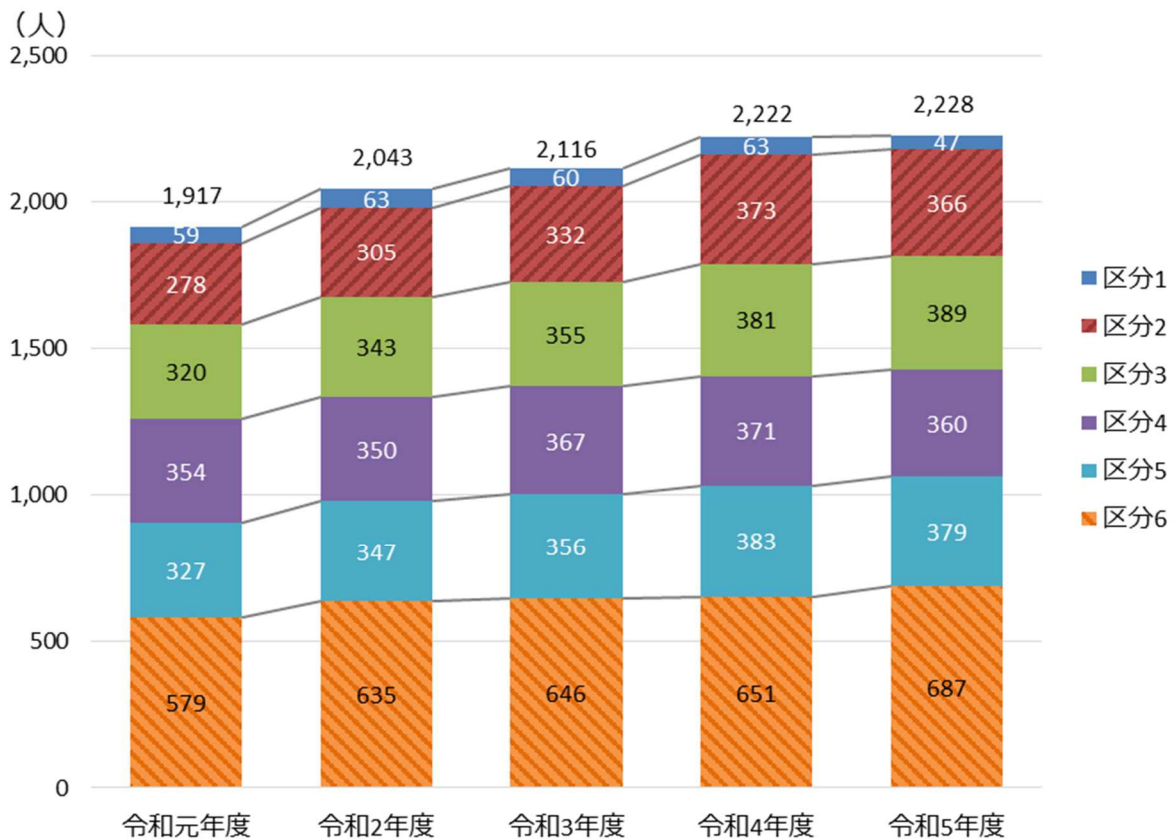


(9) 障害支援区分別認定者数

障害支援区分別認定者数は年々増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度と比較し311人、16.2%増加しています。

また、障害支援区分別の認定者数では、区分6が最も多くなっています。

障害支援区分別認定者数の推移

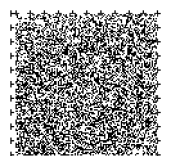


※認定者数は、各年度3月31日現在

障害支援区分別割合の推移

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分1	3.1	3.1	2.9	2.9	2.0
区分2	14.5	15.0	15.7	16.8	16.4
区分3	16.7	16.8	16.8	17.1	17.5
区分4	18.5	17.1	17.3	16.7	16.2
区分5	17.0	16.9	16.8	17.2	17.0
区分6	30.2	31.1	30.5	29.3	30.9



(10) 障害福祉サービス等利用者数の推移

障害福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度と比較し、389人、10.6%増加しています。

在宅者・施設入所者別では、令和5年度は令和元年度と比較し、在宅者は282人、9.5%増加、共同生活援助利用者は122人、51.3%増加、施設入所者は15人、3.3%減少し、地域移行が進んでいます。

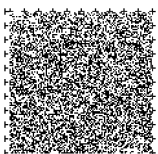
また、障害児通所支援利用者は622人、78.2%増加しています。

障害福祉サービス及び障害児通所支援利用者数の推移

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス利用者	在宅者 (訪問系サービス・日中活動系サービス利用者)	2,983人	3,038人	3,100人	3,162人	3,265人
		81.2%	80.9%	80.3%	80.4%	80.4%
	共同生活援助利用者	238人	271人	311人	330人	360人
		6.5%	7.2%	8.1%	8.4%	8.9%
	施設入所者	452人	447人	448人	441人	437人
	12.3%	11.9%	11.6%	11.2%	10.8%	
小計		3,673人	3,756人	3,859人	3,933人	4,062人
障害児通所支援利用者		795人	918人	1,062人	1,369人	1,417人
合計		4,468人	4,674人	4,921人	5,302人	5,479人

※利用者数は、各年度3月31日現在

- ・訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ・日中活動系サービス：生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援
- ・障害児通所支援：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

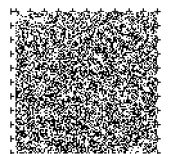


(11) 特定医療受給者証所持者数の推移

難病のうち指定難病については、令和元年7月から333種類に、令和3年11月から338種類に拡大され、市の令和4年度特定医療受給者証所持者数は、平成30年度と比較し、247人、11.5%増加しています。

特定医療受給者証所持者数の推移

No	疾病名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	球脊髄性筋萎縮症	2	2	3	3	3
2	筋萎縮性側索硬化症	31	34	31	25	21
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	1
4	原発性側索硬化症	1	1	2	1	1
5	進行性核上性麻痺	20	28	37	46	41
6	パーキンソン病	321	304	327	317	311
7	大脳皮質基底核変性症	9	9	13	9	9
8	ハンチントン病	1	2	2	2	1
9	神経有棘赤血球症	0	0	0	1	1
10	シャルコー・マリー・トゥース病	3	3	3	2	3
11	重症筋無力症	50	48	47	48	48
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	65	65	69	68	76
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	11	11	13	11	11
17	多系統萎縮症	33	30	33	28	26
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	111	111	117	115	112
21	ミトコンドリア病	4	4	4	4	4
22	もやもや病	15	13	15	16	15
26	H T L V - 1 関連脊髄症	2	2	1	1	1
28	全身性アミロイドーシス	4	4	5	4	7
30	遠位型ミオパチー	4	4	4	3	3
34	神経線維腫症	5	5	5	5	4
35	天疱瘡	7	9	11	9	10
37	膿疱性乾癬（汎発型）	7	7	8	9	9
40	高安静脈炎	6	7	9	7	8
43	顕微鏡的多発血管炎	20	18	22	18	18
44	多発血管炎性肉芽腫症	5	6	6	2	4
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	9	15	20	18	21
46	悪性関節リウマチ	17	17	16	15	15
47	バージャー病	19	17	18	15	11
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	8	9	7	7	8
49	全身性エリテマトーデス	151	147	152	154	156
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	41	42	47	44	49
51	全身性強皮症	29	25	25	24	23
52	混合性結合組織病	11	11	12	13	14
53	シェーグレン症候群	15	16	17	20	19
54	成人スチル病	9	10	12	12	12
55	再発性多発軟骨炎	1	2	1	1	1
56	ベーチェット病	40	36	40	42	43
57	特発性拡張型心筋症	12	10	10	11	9
58	肥大型心筋症	6	4	5	4	4
60	再生不良性貧血	19	20	19	18	20
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	4	4	4	4
63	特発性血小板減少性紫斑病	45	41	46	44	45
64	血栓性血小板減少性紫斑病	0	0	1	1	1
66	I g A 腎症	44	49	64	48	41
67	多発性嚢胞腎	16	19	25	29	28



No	疾病名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
68	黄色靭帯骨化症	16	19	23	21	18
69	後縦靭帯骨化症	89	90	100	94	89
70	広範脊柱管狭窄症	2	2	3	3	6
71	特発性大腿骨頭壊死症	44	35	42	33	36
72	下垂体性A D H分泌異常症	5	5	5	5	6
73	下垂体性T S H分泌亢進症	1	1	1	0	1
74	下垂体性P R L分泌亢進症	8	9	8	6	7
75	クッシング病	1	1	2	2	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	12	13	13	9	10
78	下垂体前葉機能低下症	56	60	61	56	58
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1	1	1	1	2
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0	0	1	1	1
83	アジソン病	0	1	1	1	1
84	サルコイドーシス	35	33	35	33	31
85	特発性間質性肺炎	39	45	54	54	48
86	肺動脈性肺高血圧症	7	7	8	10	9
88	慢性血栓栓性肺高血圧症	8	10	8	13	12
89	リンパ管筋腫症	7	7	7	8	8
90	網膜色素変性症	22	24	26	21	20
91	バッド・キアリ症候群	3	2	2	2	2
92	特発性門脈圧亢進症	1	1	1	1	1
93	原発性胆汁性肝硬変	69	72	75	77	83
94	原発性硬化性胆管炎	4	8	8	6	4
95	自己免疫性肝炎	4	5	9	4	3
96	クローン病	117	128	134	144	151
97	潰瘍性大腸炎	252	253	280	275	293
98	好酸球性消化管疾患	0	1	3	0	1
107	若年性突発性関節炎	0	0	0	0	1
111	先天性ミオパチー	1	1	1	2	2
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	1	1	1	1	1
113	筋ジストロフィー	39	43	50	47	52
117	脊髄空洞症	0	1	1	0	1
118	脊髄髄膜瘤	0	0	0	1	1
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	2	3	1	1
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	1	1	1
127	前頭側頭葉変性症	5	6	5	6	6
144	レノックス・ガストー症候群	0	0	0	0	1
156	レット症候群	1	1	1	1	1
158	結節性硬化症	1	1	2	2	2
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	5	6	11	9	5
167	マルファン症候群	1	1	2	2	3
171	ウィルソン病	1	1	2	2	3
179	ウイリアムズ症候群	1	1	1	1	1
181	クルーゾン症候群	0	1	1	1	1
209	完全大血管転位症	1	1	1	2	2
210	単心室症	0	0	0	0	1
212	三尖弁閉鎖症	1	1	1	1	1
215	ファロー四徴症	2	2	2	2	2
218	アルポート症候群	0	0	1	1	2
220	急速進行性糸球体腎炎	2	4	5	4	4
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	1	1	1	1
222	一次性ネフローゼ症候群	27	28	31	27	26
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	1	1	2	1
224	紫斑病性腎炎	1	3	4	2	2
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	1	1	2	0
227	オスラー病	2	2	2	2	3
228	閉塞性細気管支炎	1	1	1	1	1
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	2	2	2	2
240	フェルケトン尿症	0	0	0	0	1
254	ポルフィリン症	0	0	0	0	1
265	脂肪萎縮症	0	0	0	1	1
266	家族性地中海熱	0	1	1	1	2
271	強直性脊椎炎	3	3	4	4	5
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2	1	1	1	1
292	総排泄腔外反症	1	1	1	1	1
296	胆道閉鎖症	0	0	0	1	2
300	I g G 4関連疾患	2	3	4	6	6
306	好酸球性副鼻腔炎	6	15	43	65	74
331	特発性多中心性キャスルマン病	1	1	2	1	2
337	ホモシスチン尿症					2
合計		2,157	2,203	2,439	2,372	2,404

(12) 特別支援学級^{※1}の開設数及び児童・生徒数の推移

市内小・中学校の特別支援学級の児童・生徒数については、年々増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度と比較し、239人、52.1%増加しています。

障がい別では、特に自閉症^{※2}・情緒障がい^{※3}の児童・生徒数が増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度と比較し、180人、63.6%増加しています。

特別支援学級の開設数と児童・生徒数の推移

① 小学校

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症 ^{※2} ・情緒障がい ^{※3}		肢体不自由		難聴		弱視		病弱		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
令和元年度	123	42	198	48	2	2	3	3	2	1	0	0	328	96
令和2年度	121	39	237	50	2	2	3	3	1	1	0	0	364	95
令和3年度	126	37	232	48	4	2	4	4	3	3	0	0	369	94
令和4年度	128	40	289	58	8	6	7	7	2	2	0	0	434	113
令和5年度	147	44	335	61	10	7	7	7	2	2	0	0	501	121

② 中学校

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症・情緒障がい		肢体不自由		難聴		弱視		病弱		計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
令和元年度	46	17	85	21	0	0	0	0	0	0	0	0	131	38
令和2年度	61	18	91	22	0	0	1	1	2	2	0	0	155	43
令和3年度	64	19	112	24	0	0	2	2	2	2	0	0	180	47
令和4年度	69	20	120	26	0	0	1	1	2	1	0	0	192	48
令和5年度	66	19	128	26	1	1	1	1	1	1	0	0	197	48

③ 合計

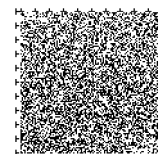
(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症・情緒障がい		肢体不自由		難聴		弱視		病弱		計	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
令和元年度	169	59	283	69	2	2	3	3	2	1	0	0	459	134
令和2年度	182	57	328	72	2	2	4	4	3	3	0	0	519	138
令和3年度	190	56	344	72	4	2	6	6	5	5	0	0	549	141
令和4年度	197	60	409	84	8	6	8	8	4	3	0	0	626	161
令和5年度	213	63	463	87	11	8	8	8	3	3	0	0	698	169

※各年度5月1日現在

出典：令和5年度青森市の教育（青森市教育委員会事務局）

- ※1 **特別支援学級**：学校教育法に基づき、小・中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている障がい種別ごとの少人数学級のこと。比較的軽度の障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。
- ※2 **自閉症**：3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。
- ※3 **情緒障がい**：情緒の現れかたが偏っていたり、その現れかたが激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。



3 アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

計画の策定に当たり、障がいのあるかたの生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

② 調査実施概要

◆ 調査対象者

令和5年度末時点の障がい者手帳所持者から、障がい者手帳の種類及び年齢ごとの所持者数により按分し 2,500人を無作為抽出しました。また、身体障害者手帳所持者については、さらに障がい種別ごとに按分し無作為抽出しました。

対象	件数	抽出方法
18歳以上	2,374	
身体障がい者	1,495	身体障害者手帳所持者から無作為抽出
知的障がい者	351	愛護手帳（療育手帳）所持者から無作為抽出
精神障がい者	528	精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出
18歳未満	126	
身体障がい者	27	身体障害者手帳所持者から無作為抽出
知的障がい者	76	愛護手帳（療育手帳）所持者から無作為抽出
精神障がい者	23	精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出
合計	2,500	

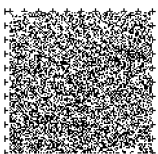
◆ 調査期間

令和5年10月2日（月）から令和5年10月20日（金）

※調査期日：令和5年10月1日

◆ 調査方法

郵送による配布・回収、無記名

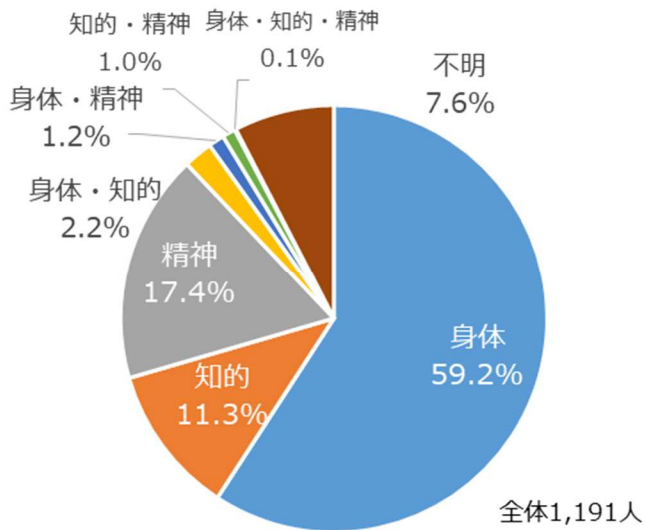


③ 回収状況

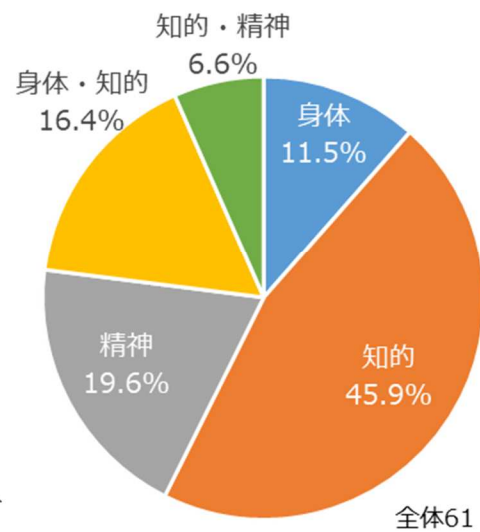
配付数	回収数	回収率
2,500件	1,293件	51.7%

◆ 障がい種別毎の割合

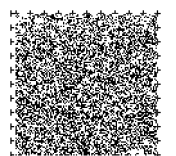
○ 18歳以上



○ 18歳未満



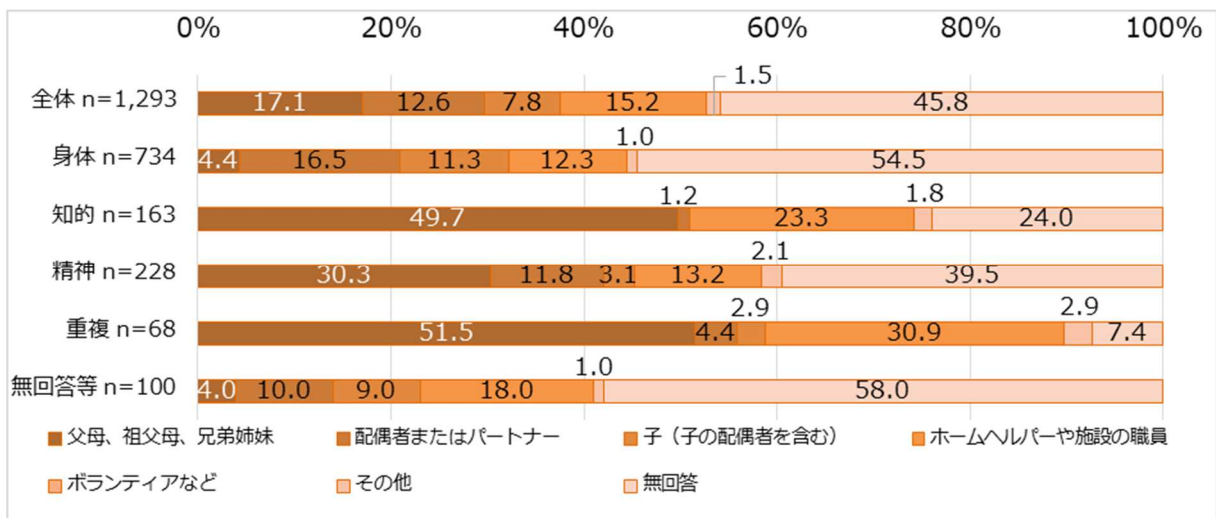
障がい種別	18歳以上	18歳未満
身体	59.2%	11.5%
知的	11.3%	45.9%
精神	17.4%	19.6%
身体・知的	2.2%	16.4%
身体・精神	1.2%	0.0%
知的・精神	1.0%	6.6%
身体・知的・精神	0.1%	0.0%
不明	7.6%	0.0%



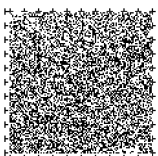
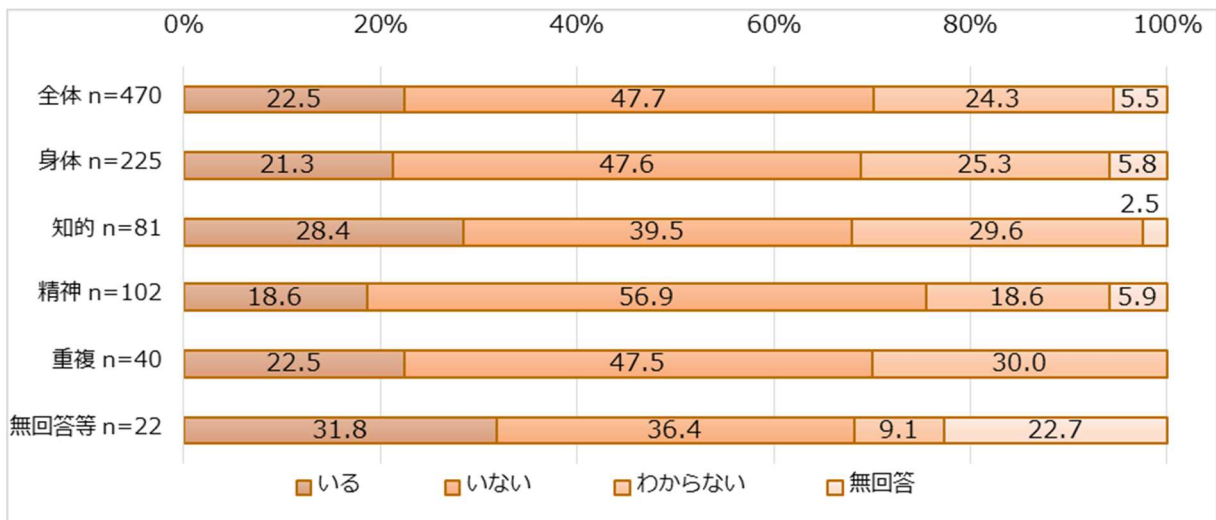
(2) アンケート調査の結果 (抜粋)

① 日常生活・介助などについて

- 主に介助や介護しているかたについての問いでは、「父母、祖父母、兄弟姉妹」が17.1%と最も多くなっています。(40歳未満のかたの介助や介護を行っているのは、6割以上が「父母、祖父母、兄弟姉妹」となっています。) 障がい別にみると、身体障がいでは「配偶者またはパートナー」が最も多くなっています。知的障がい、精神障がい、重複障がいでは「父母、祖父母、兄弟姉妹」が最も多くなっています。

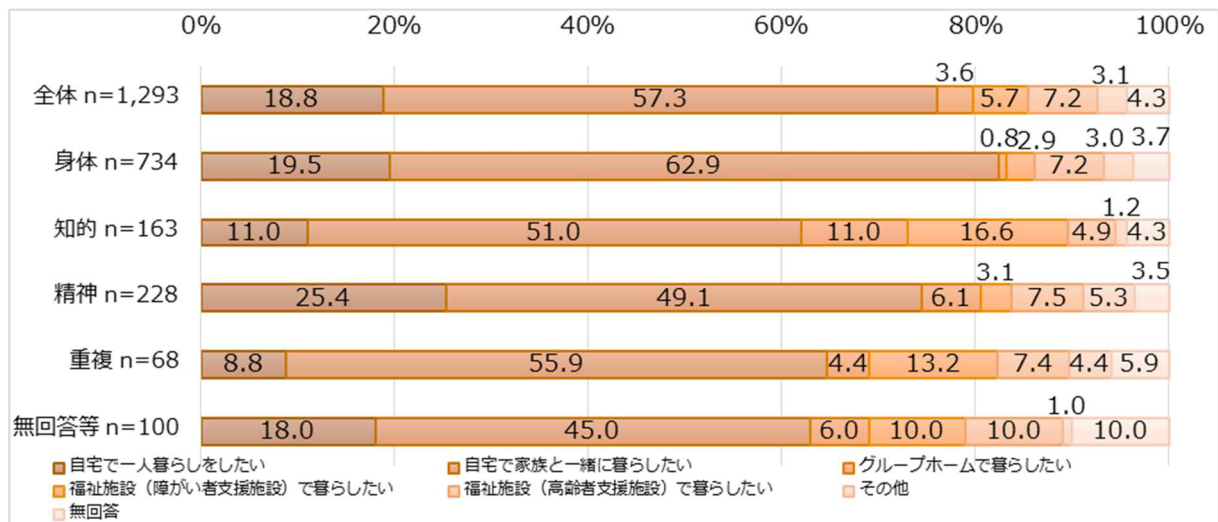


- また、将来、主に介護しているかたが介護できなくなった場合に、介護を頼める人(頼む予定の人)の有無についての問いでは、「いる」が22.5%、「いない」が47.7%、「わからない」が24.3%となっています。

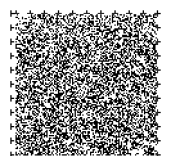
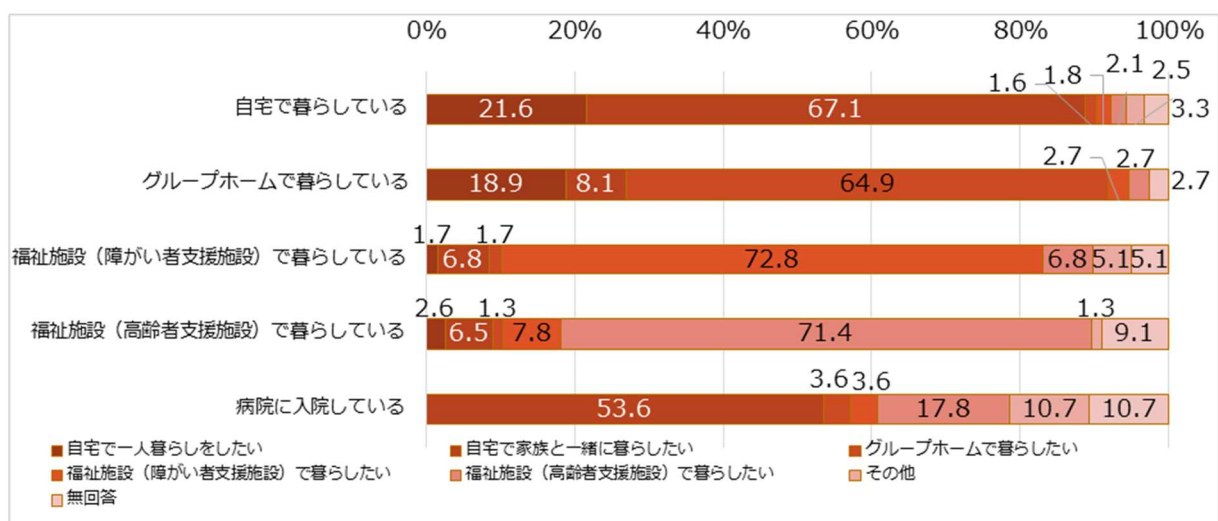


② 住まいや暮らしについて

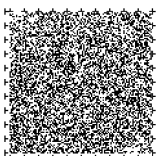
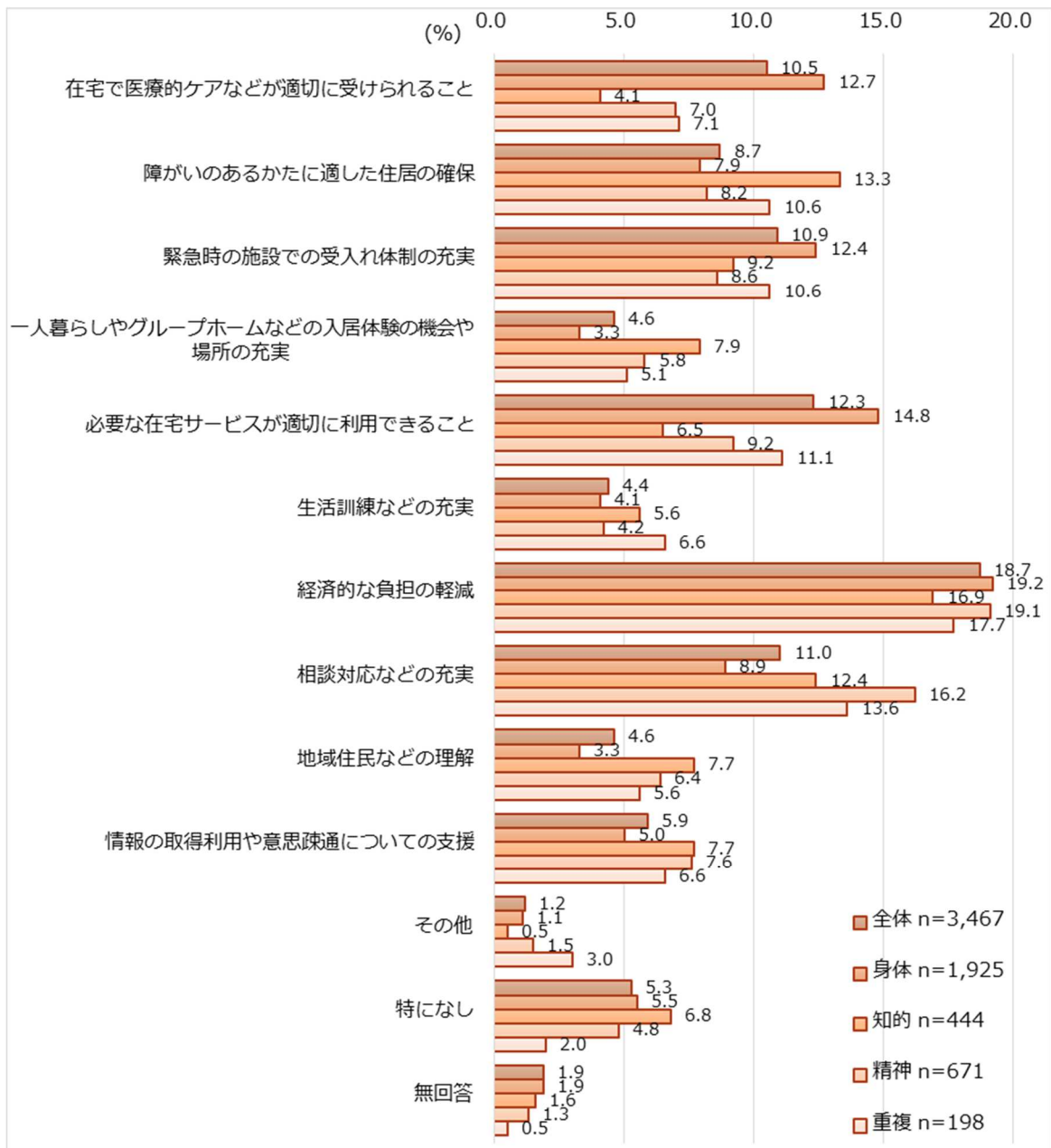
- ・ 将来（今後3年以内に）、どのような暮らしをしたいと思うかについての問いでは、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が57.3%と最も多く、次いで「自宅で一人暮らしをしたい」が18.8%、「高齢者支援施設で暮らしたい」が7.2%となっています。



- ・ 現在の住まい別にみると、「障がい者支援施設で暮らしている」では「障がい者支援施設で暮らしたい」が72.8%と最も多く、次いで「自宅で家族と一緒に暮らしたい」と「高齢者支援施設で暮らしたい」が6.8%となっています。また、「自宅で暮らしている」では、「障がい者または高齢者支援施設で暮らしたい」が3.9%となっています。

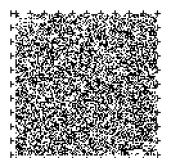
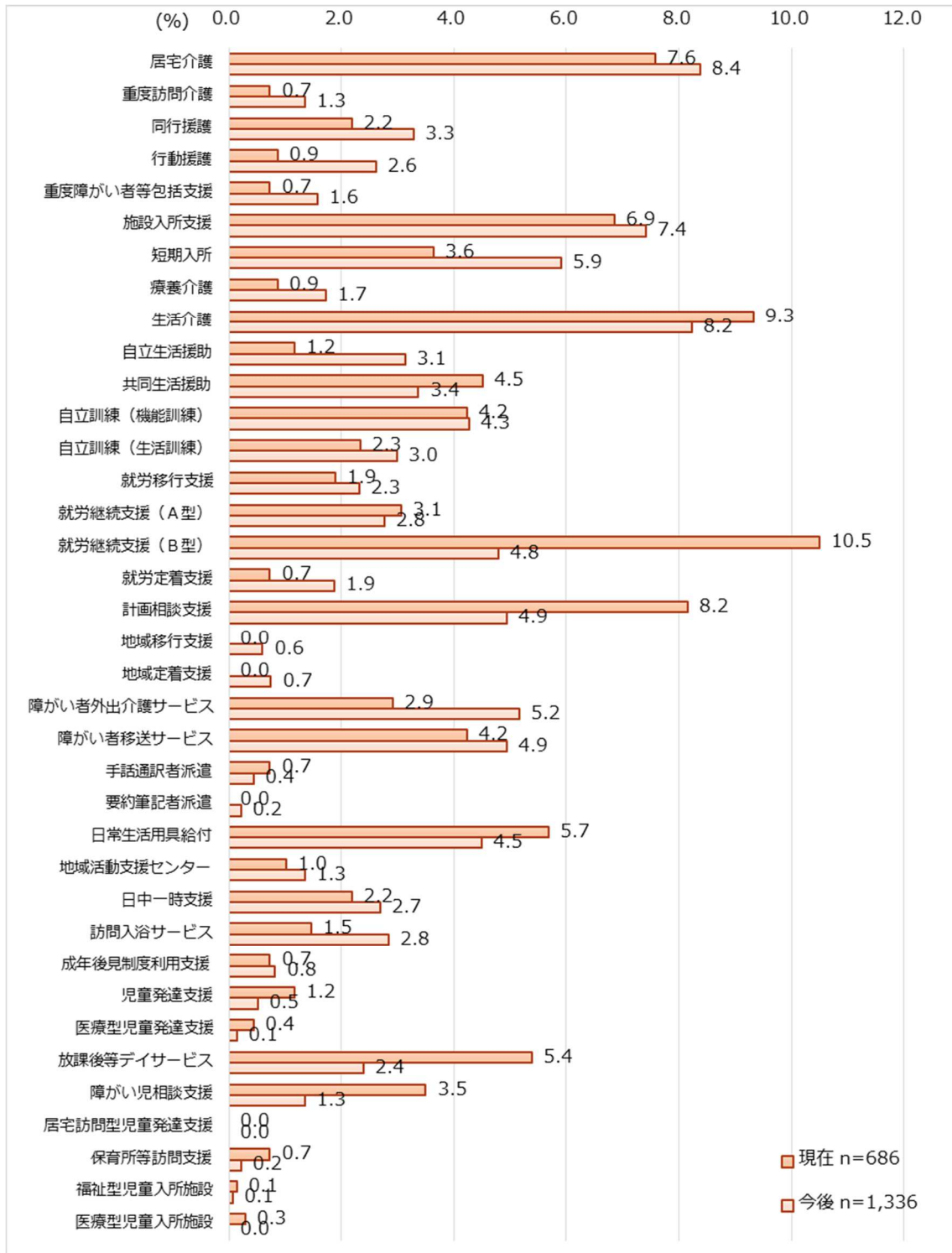


- 希望する暮らしを送るために必要と考える支援についての問いでは、「経済的な負担の軽減」が18.7%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が12.3%、「相談対応などの充実」が11.0%、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が10.9%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が10.5%となっています。なお、この問いに対する回答は、身体的、知的、精神の障がいの種類によってばらつきがあり、その障がいによって課題が異なっていることがわかります。

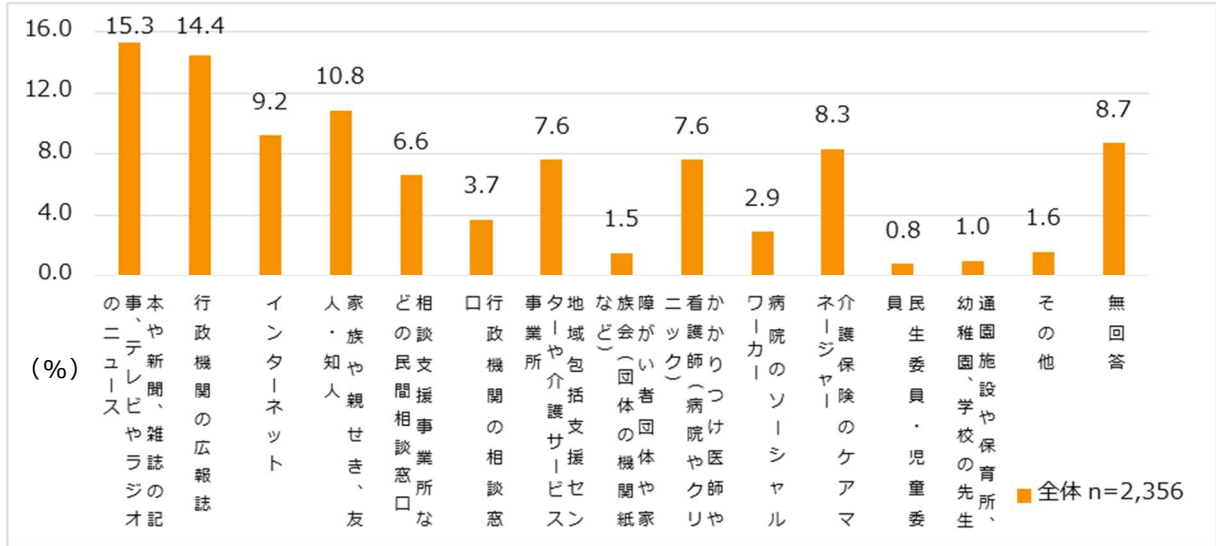


③ 障害福祉サービスの利用状況や今後の利用動向について

- ・ 障害福祉サービスの利用状況及び利用希望（今後3年以内）についての問いでは、現在、利用している障害福祉サービス、これから利用したいと思うサービスともに、「生活介護」と「居宅介護」の割合が多くなっています。

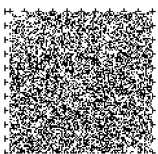
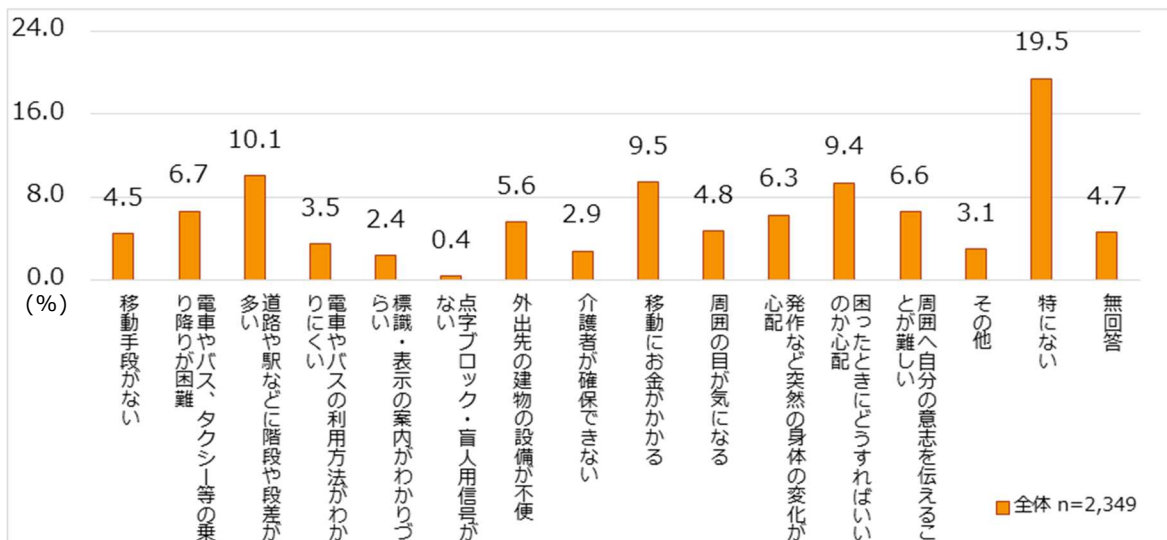


- ・ 介護保険サービスや障害福祉サービスに関する情報をどこから得るかについての問いでは、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が15.3%と最も多く、次いで「行政機関の広報誌」が14.4%、「家族や親せき、友人・知人」が10.8%、「インターネット」が9.2%となっています。



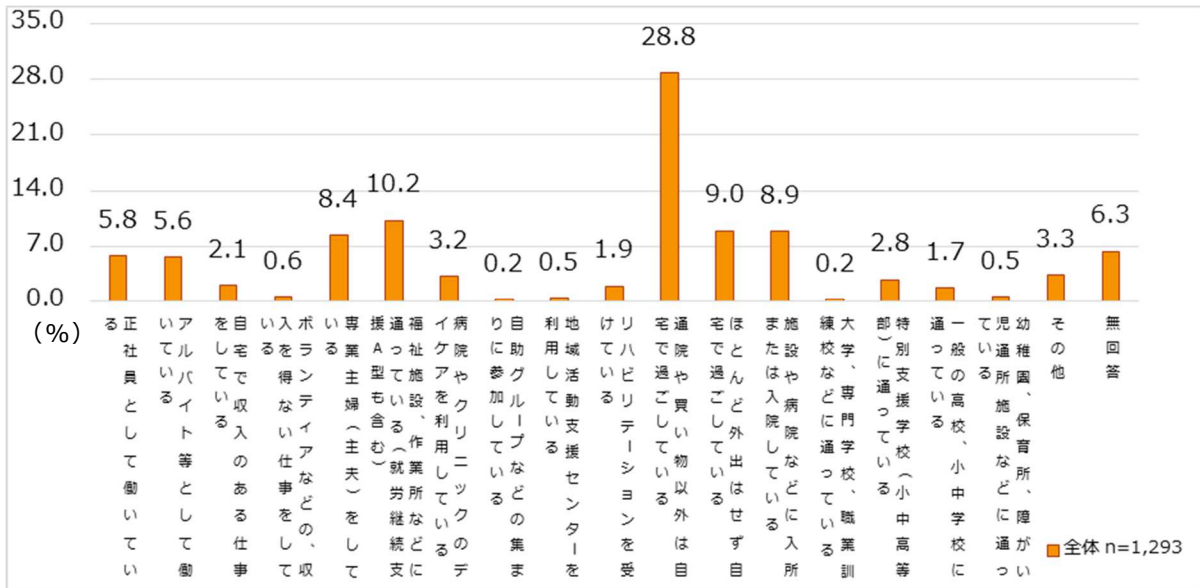
④ 外出や移動手段について

- ・ 外出時に困ることについての問いでは、「特に困っていることはない」が19.5%と最も多く、次いで「道路や駅などに階段や段差が多い」が10.1%、「移動にお金がかかる」が9.5%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が9.4%、「電車やバス、タクシー等の乗降りが困難」が6.7%となっています。

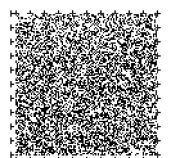
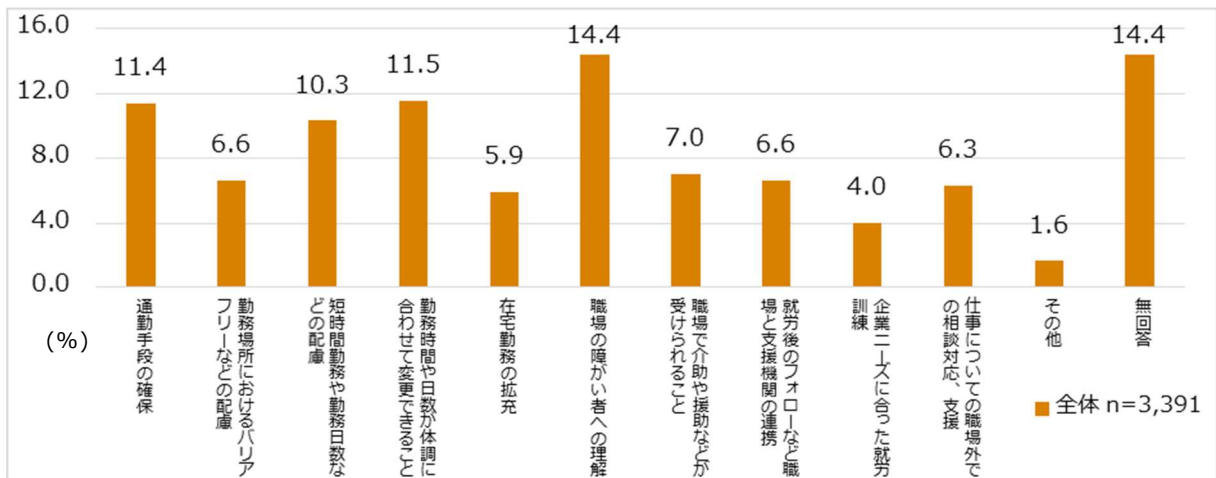


⑤ 日中活動や就労・就学について

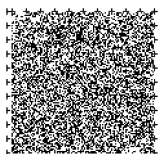
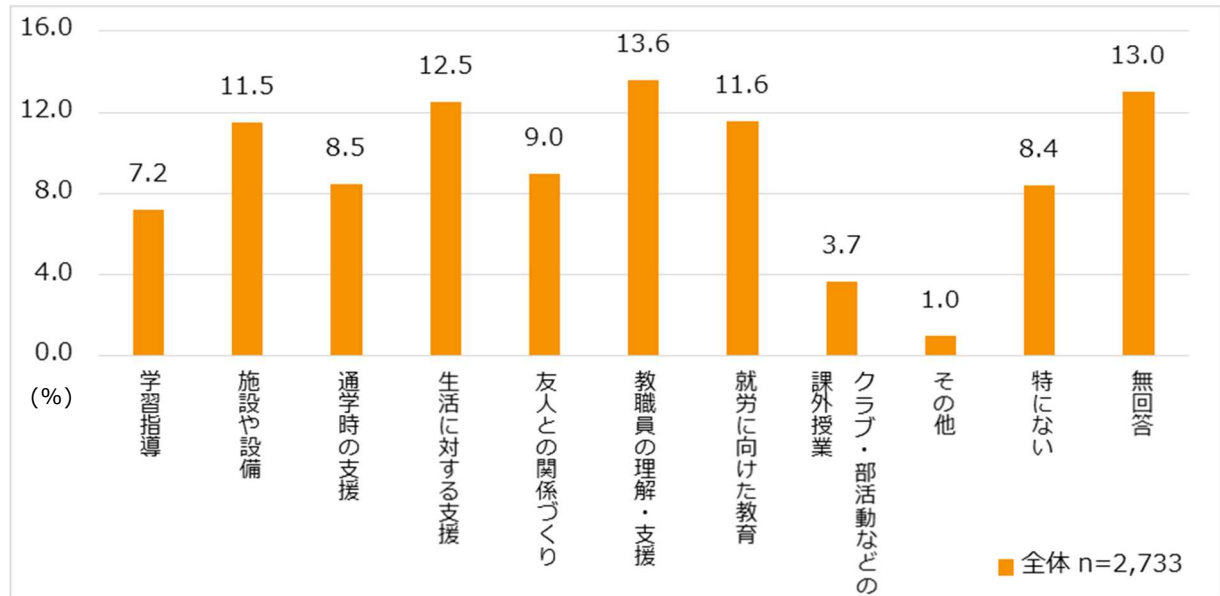
- ・ 平日の主な過ごしかたについての問いでは、「通院や買い物以外は自宅で過ごしている」が28.8%と最も多く、次いで「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が10.2%、「ほとんど外出せず自宅で過ごしている」が9.0%、「施設や病院などに入所または入院している」が8.9%となっています。



- ・ 障がいのあるかたの就労支援として、どのようなことが必要かについての問いでは、「職場の障がい者への理解」が14.4%と最も多く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が11.5%、「通勤手段の確保」が11.4%となっています。

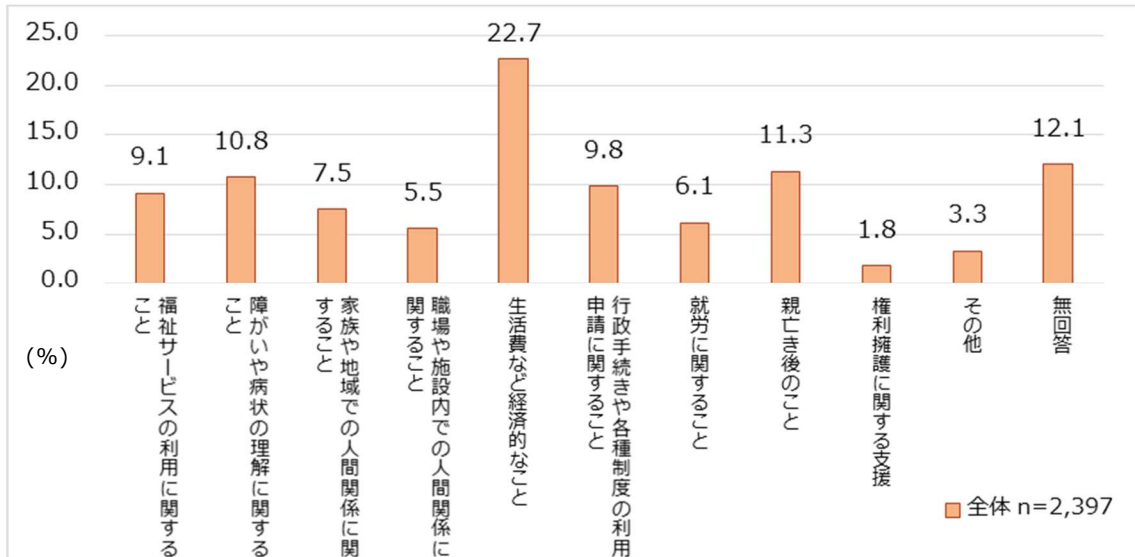


- ・ 障がいのあるかたの教育や学校生活について、さらに充実させるべきと思う点についての問いでは、「教職員の理解・支援」が13.6%と最も多く、次いで「生活に対する支援」が12.5%、「就労に向けた教育」が11.6%、「施設や設備」が11.5%となっています。

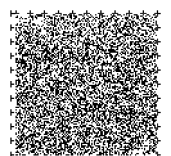
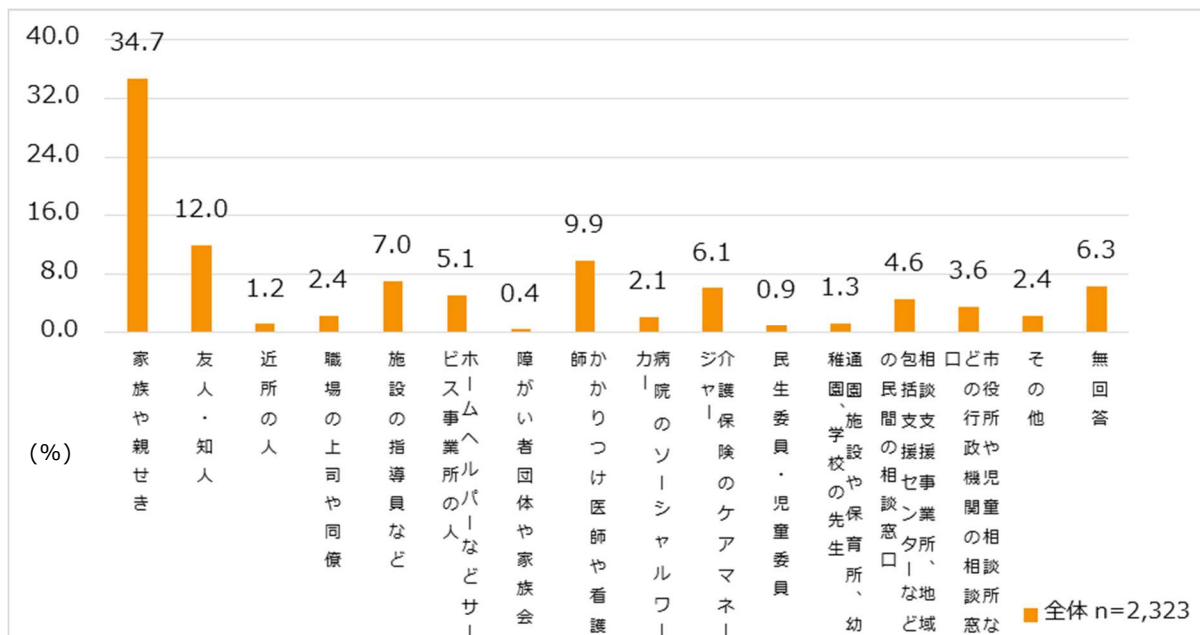


⑥ 相談について

- ・ 現在どのような悩みごとや心配ごとがあるかについての問いでは、「生活費など経済的なこと」が22.7%と最も多く、次いで「親亡き後のこと」が11.3%、「障がいや病状の理解に関すること」が10.8%、「行政手続きや各種制度の利用申請に関すること」が9.8%となっています。

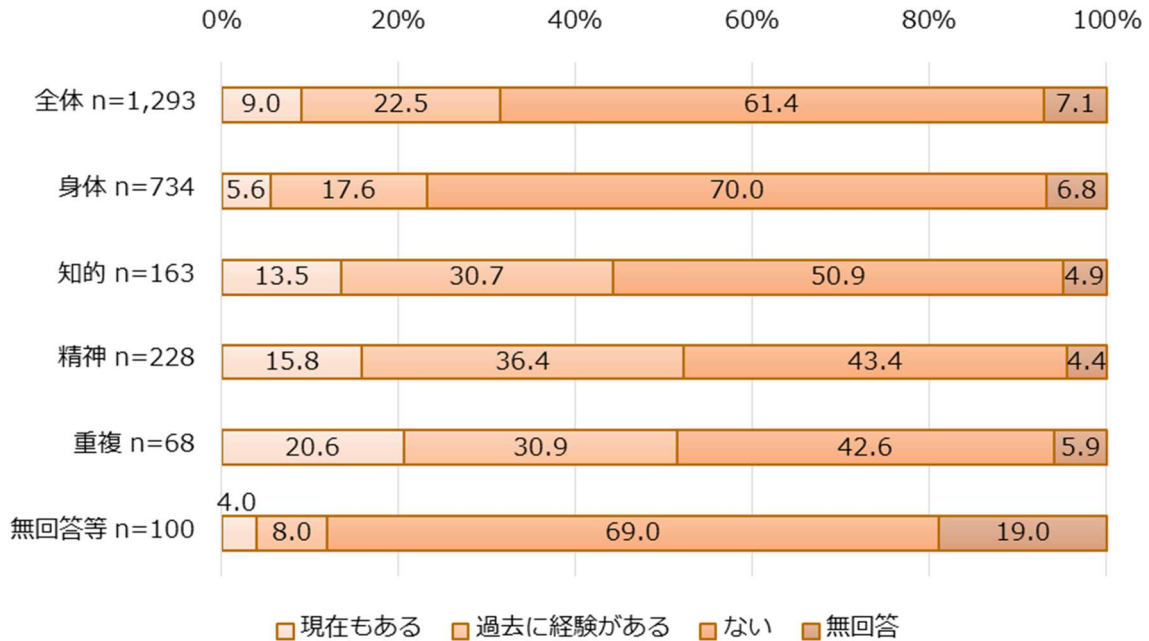


- ・ 普段、悩みや困ったことの相談先についての問いでは、「家族や親せき」が34.7%と最も多く、次いで「友人・知人」が12.0%、「かかりつけ医師や看護師」が9.9%となっています。

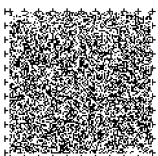
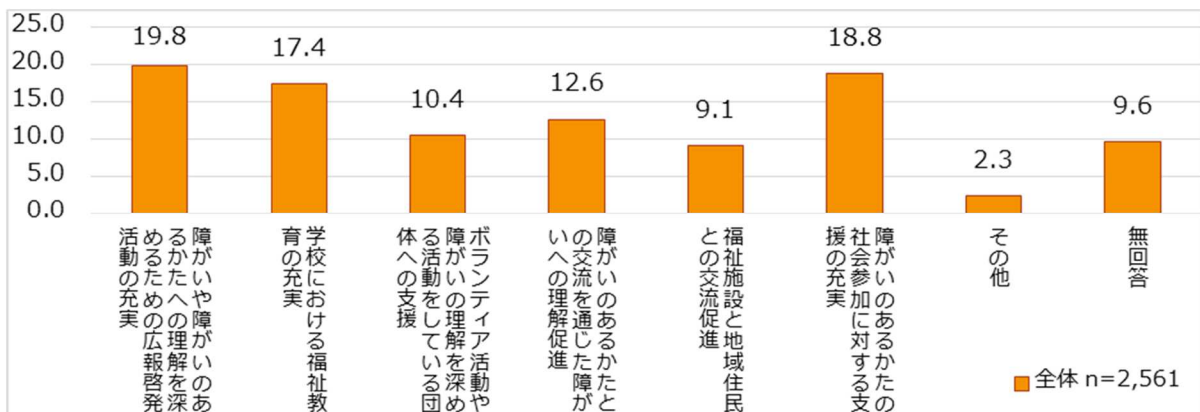


⑦ 権利擁護について

- 障がいがあることで差別を受けたり、いやな思いをした経験があるかについては、「ない」が61.4%と最も多く、次いで「過去に経験がある」が22.5%、「現在もある」が9.0%となっています。

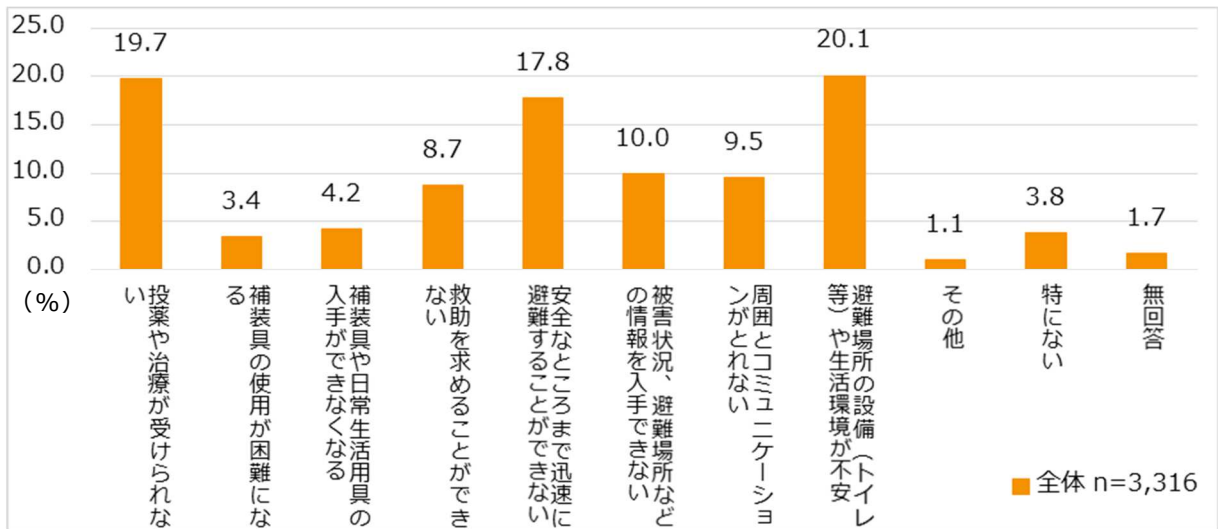


- 障がいや障がいのあるかたへの理解を深めるために、どういった取組が必要かについての問いでは、「障がいや障がいのあるかたへの理解を深めるための広報啓発活動の充実」が19.8%と最も多く、次いで「障がいのあるかたの社会参加に対する支援の充実」が18.8%、「学校における福祉教育の充実」が17.4%となっています。

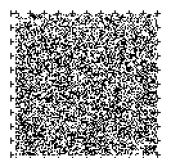
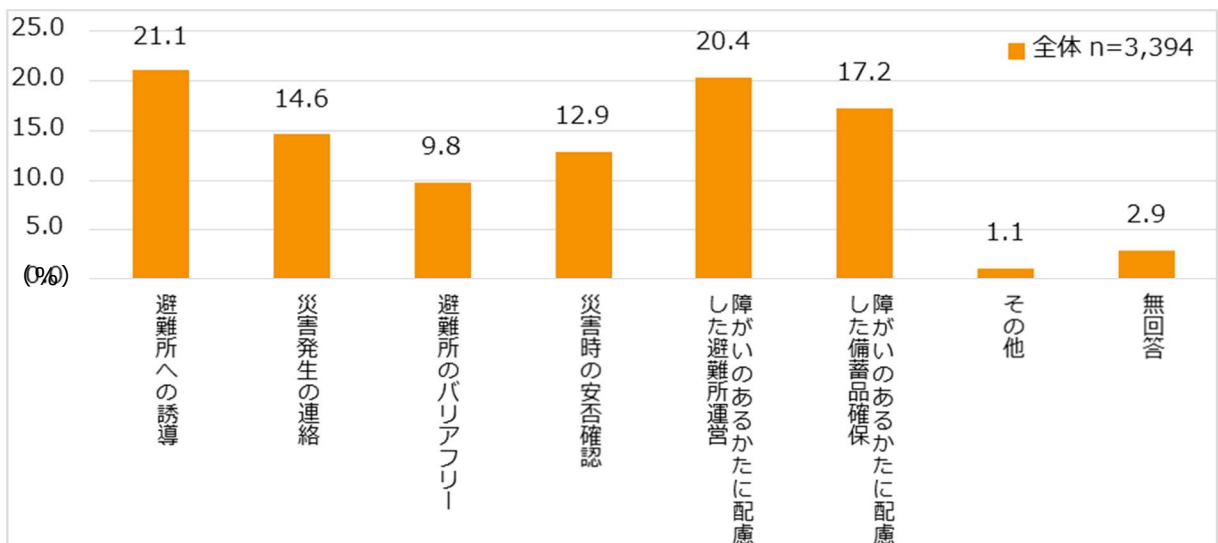


⑧ 災害時の避難等について

- ・ 火事や地震等の災害時に困ることについての問いでは、「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が20.1%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が19.7%、「安全なところまで迅速に避難することができない」が17.8%となっています。

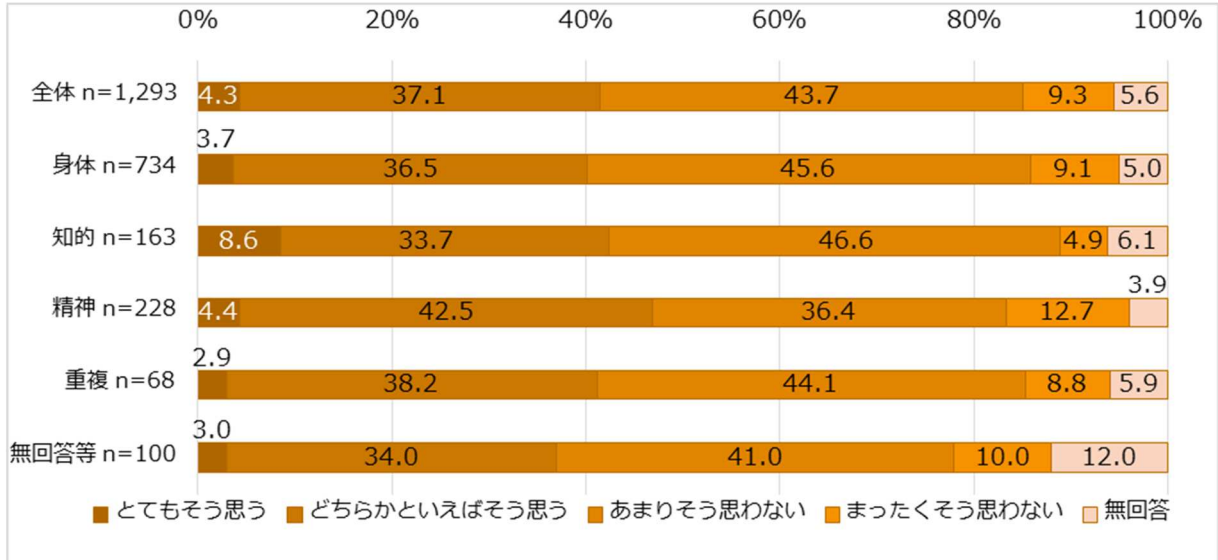


- ・ 災害時の支援体制としてどのようなことを希望するかについての問いでは、「避難所への誘導」が21.1%と最も多く、次いで「障がいのあるかたに配慮した避難所運営」が20.4%、「障がいのあるかたに配慮した備蓄品確保」が17.2%となっています。

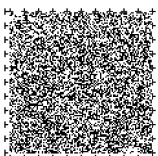
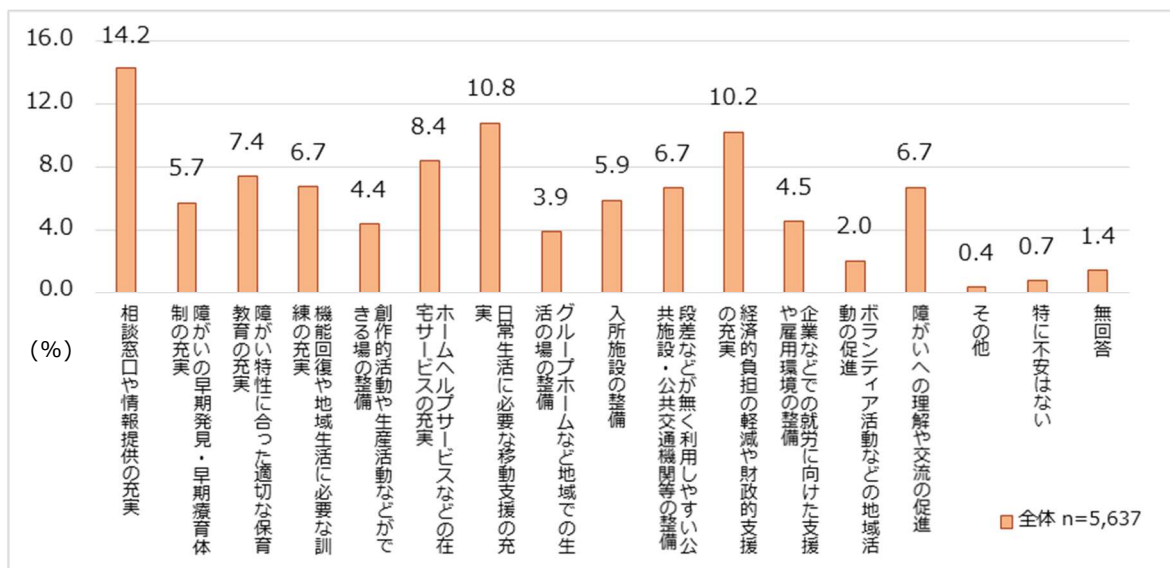


⑨ その他の事項について

- 障がいのあるかたにとって暮らしやすいまちかどうかについての問いでは、「あまりそう思わない」が43.7%と最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」が37.1%、「まったくそう思わない」が9.3%、「とてもそう思う」が4.3%となっています。



- 障がいのあるかたが地域で自立して生活を送るために、重要だと思ふことについての問いでは、「相談窓口や情報提供の充実」が14.2%と最も多く、次いで「日常生活に必要な移動支援の充実」が10.8%、「経済的負担の軽減や財政的支援の充実」が10.2%、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」が8.4%となっています。



第3章

基本理念と基本方向

1 基本理念

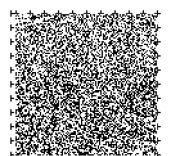
障害者基本法においては、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

市においても、平成29年に「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定し、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を解消し、及び障がいのある人の権利を尊重するための基本的な事項等を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指していくこととしています。

また、「青森市総合計画基本構想」では「施策の大綱2 人をまもり・そだてる」における「施策の方向性」として、「高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり」を掲げ、障がいのあるかたが地域で安心して暮らせるよう、障がい及び障がいのあるかたへの市民の理解を深めるとともに、障がいのあるかたのニーズや特性に応じたきめ細かな相談や支援を提供できる体制の強化に取り組むこととしています。

これらを踏まえ、新たに策定する本プランの基本理念を「障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち～共生社会の実現～」とします。

障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、
支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
～共生社会の実現～



2

基本方向

(1) 障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進

障がい・障がい者への理解を深め、差別や偏見をなくし、障がいのあるかたにとっての「社会的障壁」を取り除くための啓発・広報等に取り組むとともに、障がいのあるかたの権利擁護の推進、虐待防止の体制の強化を図ります。

(2) 地域生活支援の充実

地域での生活を支援するサービスの提供について、障がいのあるかたの自己決定を尊重し、必要な意思決定の支援を行うとともに、身近で相談できる体制の充実を図ります。

(3) 教育の充実及び自立した生活の支援

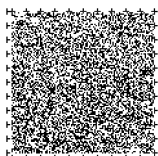
療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、障がいのある子どもや家族への支援を推進します。また、雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化芸術活動の参加を促進し、自立した生活を支援します。

(4) 安全・安心な生活環境の整備

障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の推進及び緊急時の情報提供・避難支援体制の充実を図ります。

(5) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

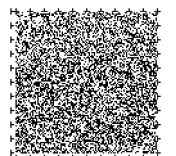
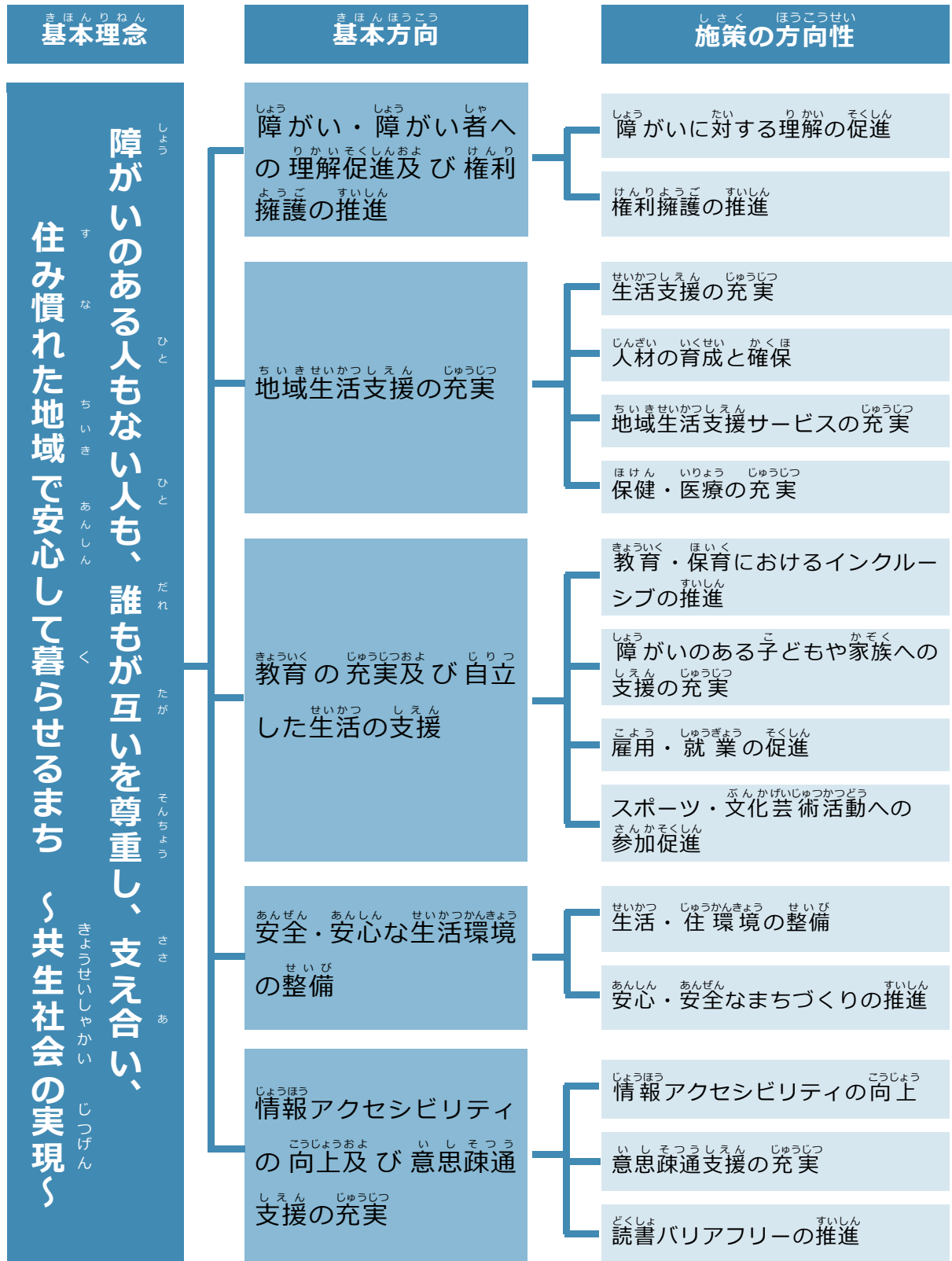
障がいの特性に配慮した情報提供により情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、手話言語の普及や多様な意思疎通手段による意思疎通を促進します。



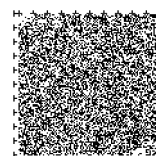
3

施策の体系図

前述の5つの基本方向に基づき施策を体系的に整理し、各種施策を展開します。



だい ぶ かくろん
第2部 各論



第1章

障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進

1

障がいに対する理解の促進

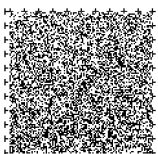


現状と課題

- 令和4年、全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人に対して、内閣府が実施した「障害者に関する世論調査」では、「障害を理由とする差別や偏見があると
思いますか」について、「あると思う」が88.5%となっています。
- 一方、本プラン策定に当たって障がいのあるかたを対象として実施したアンケート調査では、障がいがあることで差別を受けたり、いやな思いをした経験の有無について、「ない」と答えたかたが61.4%となっていますが、重複障がいのかたは「ない」と答えたかたが42.6%となっています。
- また、障がいや障がいのあるかたへの理解を深めるために必要な取組について、「広報啓発活動の充実」が19.8%と最も多くなっています。
- 本市では、平成29年4月に、「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定・施行し、障がいや障がいのあるかたに対する広報啓発活動や、差別の解消に向け青森市障がい者差別解消調整委員会※1を設置するなど取組を進めています。
- 障害者差別解消法が改正され、令和6年4月に事業者による障がいのあるかたへの合理的配慮※2の提供が義務化されたことから、社会全体で障がい者への理解を深め、差別をなくす取組を一層推進していく必要があります。

※1 青森市障がい者差別解消調整委員会：障がいを理由とする差別などについての相談に関し、相談による解決が困難な場合に助言またはあっせんによる解決を図るための市の附属機関として平成29年11月に設置。

※2 合理的配慮：行政機関及び事業者等がその事務・事業を行うに当たり、障がい者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意志の表明があった場合にその実施に伴う負担が過重でないときに社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること。



施策の方向性

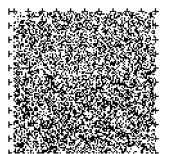
障がい者週間における啓発イベント等の開催や多様な媒体を活用した広報のほか、幼少期から障がいや障がいのあるかたへの正しい理解を深めるための機会の充実を図ります。

障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について理解啓発を行い、障がいのあるかたへの差別の解消に向けた取組を促進します。

主な取組

(1) 障がいに対する正しい理解に向けた啓発

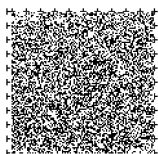
取組	取組内容	担当課
啓発活動の推進	◆障がい者週間（12月3日～12月9日）に合わせた啓発イベントの開催、世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～4月8日）及び手話言語の国際デー（9月23日）などの機会を活用した「広報あおもり」、市ホームページへの広報啓発活動を実施します。	福祉部 障がい者支援課
福祉読本の作成・配付	◆小・中学生を対象とした「福祉読本」を作成・配付し、道徳の授業等における学習を通じて、児童・生徒が障がいについて適切に学ぶ機会を設けます。	福祉部 障がい者支援課
障がいの理解講座や研修の実施 ※【第5章】②にも再掲	◆手話が言語であることの普及及び障がいの特性への理解と特性に応じた意思疎通手段について理解を深めるため、保育所、小・中学校を訪問する出前講座や、市職員を対象とした研修を実施します。	福祉部 障がい者支援課



<p>市民向け講座の実施</p>	<p>◆青森市民大学やおもり出前講座などを活用し、障がいへの理解促進を図るため、市民向け講座を実施します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>ヘルプカードの普及</p>	<p>◆障がいのあるかたへの理解や支援の一助となる「ヘルプカード」を作成し、周知を図ります。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>人権思想の普及・啓発の促進</p>	<p>◆人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発活動を広く行っている人権擁護委員の活動を支援するほか、人権に関するセミナー等を開催し、人権思想の普及・高揚を図ります。</p>	<p>市民部人権男女共同参画課</p>

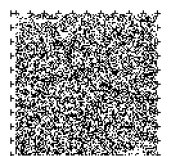
(2) 障がいを理由とする差別の解消

<p>とりにくみ 取組</p>	<p>とりにくみないよう 取組内容</p>	<p>たんどつか 担当課</p>
<p>障がい者差別解消調整委員会の開催</p>	<p>◆青森市障がい者差別解消調整委員会を開催し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を協議します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>民間事業者への意識啓発の促進 ※【第3章】⑤(1)にも再掲</p>	<p>◆障害者差別解消法についての意識啓発を促進し、民間事業者における合理的配慮の提供を支援するため、出前講座を実施します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>市役所における合理的配慮の提供の推進</p>	<p>◆不当な差別的取扱いの具体例や行為、合理的配慮の事例を示した「障がいのある方へ配慮ある対応をするための職員対応マニュアル」を活用し、窓口や会議、イベントなど様々な場面で障がいのあるかたへの配慮ある対応の実践につなげられるよう、職員研修を実施します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課 総務部人事課</p>



目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
啓発事業などの開催回数 障がい及び障がいのある 人々への理解啓発に関する 各種啓発事業（障がいの 理解講座や研修、出前講座 等）の開催回数	24回 （令和5年度）	12回 （過去5年平均）	26回 （令和10年度）



2

権利擁護の推進



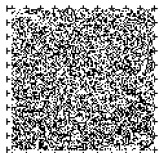
現状と課題

- 成年後見制度^{※1}の利用の促進に関する法律に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村は、必要な人が成年後見制度利用促進基本計画を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるものとされています。
- 障がいのあるかたやその家族の高齢化、障害程度の重度化がこれからも進んでいくと考えられることから、成年後見制度など判断能力が不十分なかたへの支援制度の普及啓発に努めるとともに、成年後見制度の担い手となる市民後見人^{※2}、法人後見^{※3}に取り組む団体の育成を図る必要があります。
- また、令和5年に厚生労働省が実施した「障害者虐待事例への対応状況調査」では、障害者福祉施設従事者等による虐待の相談・通報件数は令和4年度4,104件であり、令和3年度3,208件と比較し、896件（約1.3倍）増加し、養護者による虐待の相談・通報件数は令和4年度8,650件であり、令和3年度7,337件と比較し、1,313件（約1.2倍）増加しています。
- 障がいのあるかたへの虐待は、人権を著しく侵害し、個人の尊厳を害する、あってはならない行為であることから、障がいのあるかたの自立や社会参加に向け、未然防止や再発防止に向けた取組が求められています。

※1 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなど、判断能力の不十分なかたを保護し、財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度のこと。

※2 市民後見人：弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）以外の市民を含めた後見人のこと。

※3 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等となり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分なかたの保護・支援を行うこと。



施策の方向性

個々の障がい者虐待事案に対して、速やかに対応できるよう、相談支援事業所等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、障がい者虐待防止のための普及啓発に努めます。

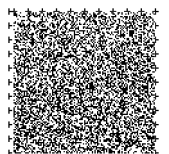
地域包括支援センター※1 や相談支援事業所などと連携した地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度利用促進に向けた取組を推進します。

主な取組

(1) 虐待防止体制の強化

取組	取組内容	担当課
障がい者虐待防止センター設置による体制の確保	◆障がい者虐待防止の啓発に努めるとともに、青森市障がい者虐待防止センター※2 に専門職を配置することで、通報・届出、相談等に速やかに対応できる体制を確保します。	福祉部障がい者支援課
事業所への指導等の推進	◆障害福祉サービス事業所に対する集団指導など、虐待の未然防止に向けた取組を推進します。	福祉部障がい者支援課

- ※1 地域包括支援センター：高齢者とその家族の介護、健康、医者、福祉等についての地域の相談窓口。センターでは、介護予防の提供にかかるマネジメントや総合相談、虐待の早期発見・防止、支援困難ケースに関する地域ケアマネジャーへの指導・助言、関係機関とのネットワークづくりなどを行っている。
- ※2 青森市障がい者虐待防止センター：障がいのあるかたへの虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのあるかたの保護などを目的に障がい者支援課内に設置し、通報、届出、相談等の業務を行っている。



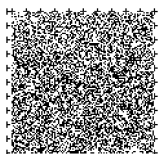
(2) 成年後見制度の利用促進と体制の強化

とくみ 取組	とくみないよう 取組内容	たんとうか 担当課
せいねんこうけんせいど りよう 成年後見制度の利用 そくしん 促進	◆ 障がい者支援課内に基幹相談支援センター※を設置し、相談支援としての機能を強化するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの更なる充実を図り、成年後見制度利用促進に向けた取組を推進します。	福祉部 障がい者支援課、高齢者支援課
せいねんこうけんせいど りよう 成年後見制度の利用 しえん 支援	◆ 身寄りが無い等の理由により成年後見制度開始の審判の申立てが見込めない障がいのあるかた等に対し、市長が裁判所に審判の申立てを行うなど成年後見制度の利用を支援します。	福祉部 障がい者支援課、高齢者支援課
しみんこうけんじん ようせい 市民後見人の養成	◆ 成年後見制度の担い手である市民後見人を養成するほか、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援するため、法人等を対象とした研修を実施します。	福祉部 障がい者支援課、高齢者支援課

もくひょう
目標とする指標

しひょう 指標とその説明	げんじょうち 現状値	さんこうち 参考値	もくひょうち 目標値
ちいき けんどう おこな たいせい 地域で検討を行う体制が構築されている圏域数 成年後見人等を必要とする障がいのあるかたへの支援について、地域で検討を行う体制が構築されている圏域数	けんいき 5圏域 れいわ ねんど (令和5年度)	けんいき 5圏域 かこ ねんへいきん (過去3年平均)	けんいき 5圏域 れいわ ねんど (令和10年度)
しちょうもうした けんすう 市長申立て件数 成年後見制度の利用に係る市長申立てを行った件数	けん 6件 れいわ ねんど (令和5年度)	けん 6件 かこ ねんへいきん (過去5年平均)	けん 6件 れいわ ねんど (令和10年度)

※ 基幹相談支援センター：障がいのあるかたが地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいのあるかた等のニーズに対応した相談支援体制の強化・充実を図る、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。



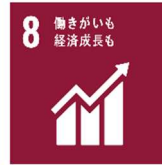
第2章

地域生活支援の充実

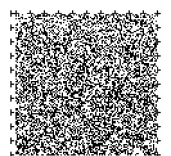
1

生活支援の充実

現状と課題



- 令和4年に「精神保健福祉法」が改正され、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がいのあるかたのほか精神保健に課題を抱えるかたも対象に心身の状態に応じた適切な支援を行うことと規定され、令和6年4月に施行されました。
- また、令和4年に「障害者総合支援法」が改正され、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの市町村への設置が努力義務とし、令和6年4月に施行されました。
- 障がいのあるかたの高齢化による障害程度の重度化や、障がいのある子どもの増加、さらには相談内容が複雑化・複合化するケースが増加していることから、身近な地域においてきめ細かな相談やニーズへの対応及び特性に応じた適切なサービスを提供することができる支援体制の充実が求められています。
- 本プラン策定に当たって障がいのあるかたを対象として実施したアンケート調査では、地域で自立した生活を送るために重要だと思うことについては、「相談窓口や情報提供の充実」が14.2%と最も多く、「経済的負担の軽減や財政的支援の充実」が10.2%となっています。
- 本市においても、令和6年4月に障がい者支援課内に基幹相談支援センターを設置しました。
- 関係機関等が連携を図り、地域における障がいのあるかたへの適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る必要があります。

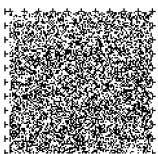


施策の方向性

障がいのあるかたやその家族等が、その人の実情にあった相談を身近な地域で気軽に受けられるよう、各種相談窓口を設置し周知に努めます。

また、基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所※と協働し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

※ 委託相談支援事業所：市の委託により、障がいのあるかたやその家族のかたのために、各種相談や社会資源等の情報提供、専門機関の紹介などを行う事業所



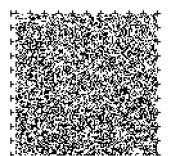
おち とりくみ
主な取組

(1) 相談支援体制の充実

とりくみ 取組	とりくみないよう 取組内容	たんとうか 担当課
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター せっち の設置	◆地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別を問わず対応できる相談支援や、地域の相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言を行います。	ふくしぶしょう 福祉部 障がい者 しえんか 支援課
ちいき そうだんしえんたいせい 地域の相談支援体制の きょうか じゅうじつ 強化・充実	◆市内5箇所の委託相談支援事業所との協働により、地域の相談支援事業所の人材育成や連携強化の取組を進めることで、地域の相談支援体制を強化します。	ふくしぶしょう 福祉部 障がい者 しえんか 支援課
せんもんしよく いっかん 専門職による一貫し た相談支援の推進	◆身体、知的、精神障がいのあるかた、発達障がいのあるかた、医療的ケアを必要とする子どもの専門的な相談に対して、専門職による切れ目のない支援を行います。	ふくしぶしょう 福祉部 障がい者 しえんか 支援課
あおもりししょう しゃじりつ 青森市障がい者自立 しえんきょうぎかい とりくみ 支援協議会※1の取組 すいしん の推進 ※【第2章】③(2) にも再掲	◆青森市障がい者自立支援協議会において、障がいのあるかたなどの意見をもとに地域生活における課題の検討、社会資源の開発や各種制度の活用について協議します。	ふくしぶしょう 福祉部 障がい者 しえんか 支援課
せいしんししょう たいおう 精神障がいにも対応 した地域包括ケアシ テム※2の推進 ※【第2章】④(2) にも再掲	◆精神科病院、相談支援事業所、その他の関係機関等との連携を強化し、精神科病院へ長期入院しているかたへの支援方法等を共有し、精神障がいのあるかたの地域移行の支援や地域での生活を支援します。	ふくしぶしょう 福祉部 障がい者 しえんか 支援課

※1 青森市障がい者自立支援協議会：障がいのあるかた等への支援体制の整備を図るため、障がいのあるかたが主体となって自らが希望する生活ができることを目指して話し合う場。

※2 地域包括ケアシステム：高齢者等ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制。



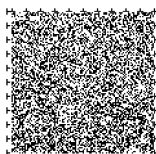
<p>障がい者相談員の活動の推進</p>	<p>◆身体及び知的障がい者相談員※1を設置し、障がいのあるかたやその家族等の立場から、障がいのあるかたからの日常生活や社会生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行います。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>
<p>ピア※2サポーターの養成</p>	<p>◆地域活動支援センター※3において、同じような障がいや悩みを抱えるかたが互いに支え合えるよう、障がい者ピアサポーターを養成するための研修会等を開催します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>
<p>精神保健福祉に関する相談支援体制の確保</p>	<p>◆精神科医、精神保健福祉士等の専門職が、医療の継続や受診に関すること、社会復帰、生活上の困りごと、家族が抱える問題等の相談を受け、必要に応じて、精神科医療機関や障害福祉サービス等の紹介や自宅等へ訪問し、助言を行います。</p>	<p>保健部青森市 保健所保健予防課</p>
<p>自殺予防対策の推進</p>	<p>◆自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパー※4の役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、こころの不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。</p>	<p>保健部青森市 保健所保健予防課</p>
<p>ひきこもり等の支援</p>	<p>◆ひきこもり等の問題を抱えるかたやその家族、支援者等を対象に、相談者の精神的な負担軽減と問題解決の糸口を探ることを目的として、相談会や家族交流会等を実施します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>

※1 障がい者相談員：身体及び知的障がいのあるかたやその家族のかたなどからの相談に、障がいのあるかたまたは関係者が、必要な助言・指導を行う市が委託する相談員。

※2 ピア：同じ課題や環境を体験するかたがその体験から来る感情を共有することにより、安心感や自己肯定感を得ることなどを目的とする。

※3 地域活動支援センター：障がいによって働くことが困難なかたが地域において、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な情報提供や相談等により生活能力の維持や向上を図る福祉施設。

※4 ゲートキーパー：自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴くことで、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人材。

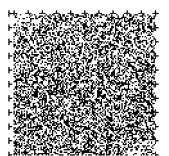


(2) 各種手当の支給等による経済的支援

とくみ 取組	とくみないよう 取組内容	たんどうか 担当課
かくしゅてあて しきゅう 各種手当の支給や いりょうひ じよせい 医療費の助成	◆心身障がいのあるかたへの福祉手当の支給のほか、重度の障がいのあるかたなどに対する各種手当、補装具の購入修理費や医療費の一部を助成します。	ふくしぶじょうしゃ 福祉部障がい者 しえんか 支援課 ぜいむぶこくほいりょう 税務部国保医療 ねんきんか 年金課
にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 日常生活用具の給付	◆障がいのあるかたの日常生活が、より円滑に行われるための日常生活用具を給付します。	ふくしぶじょうしゃ 福祉部障がい者 しえんか 支援課
けいどちゅうとうどなんちやうじ 軽度中等度難聴児 ほちやうきごうにゆうひとう じよせい 補聴器購入費等の助成 ※【第3章】①(1) にもさいげい にも再掲	◆言語の習得やコミュニケーション能力の向上のため、補聴器の購入等が必要な子どもへ、費用の一部を助成します。	ふくしぶじょうしゃ 福祉部障がい者 しえんか 支援課

もくひょう 目標とする指標

しひょう せつめい 指標とその説明	げんじやうち 現状値	さんこうち 参考値	もくひやうち 目標値
しょう しょうしゃふくし かん 障がい者福祉に関する そうだんしゃすう 相談者数 しょう 障がいのあるかたからの そうだんじつにんすう しょうがいしゃそうだんしえん 相談実人数（障害者相談支援 じぎやう しょうがいじとらうりやういくしえんじぎやう 事業、障害児等療育支援事業、 せいしんほけんふくしそうだんじぎやう 精神保健福祉相談事業）	1,648人 (令和5年度)	1,612人 (過去5年平均)	1,664人 (令和10年度)



2

人材の育成と確保



現状と課題

- 地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの役割として、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者への支援が求められています。
- 相談内容が複雑化・複合化していることから、地域の相談支援や障害福祉サービスの提供を担う相談支援専門員[※]等の技術や知見を高め、社会資源の改善及び開発、地域とのつながりや支援者との関係構築等の支援を行う必要があります。

施策の方向性

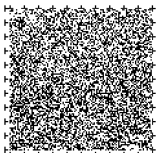
地域の相談支援や障害福祉サービスの提供を担う人材の育成及び資質の向上に向け、個別事例における専門的な指導や助言及び青森県等が実施する研修の周知・情報共有を図ります。

主な取組

(1) 相談支援専門員等の育成・確保

取組	取組内容	担当課
福祉人材の確保	◆将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくため、専門性を高めるための勉強会の開催、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の積極的な周知・広報等に取り組むことで福祉人材の確保に努めます。	福祉部 障がい者支援課
相談支援専門員の育成	◆複雑化・複合化する相談に相談支援専門員が対応できるように基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が中心となり、ケース検討等の機会を設け相談支援専門員の育成に努めます。	福祉部 障がい者支援課

※ 相談支援専門員：相談支援の業務に従事する者のこと。利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の実施状況の把握などの一連の業務を行う。

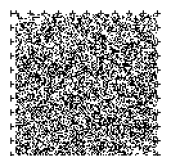


(2) 地域福祉サポーター制度の普及促進

とくみ 取組	とくみないよう 取組内容	たんとくか 担当課
ボランティアポイント の制度普及促進	◆地域福祉の担い手の育成及び確保並びに高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を図る「ボランティアポイント制度」を普及促進し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりに繋がります。	福祉部福祉政策課

目標とする指標

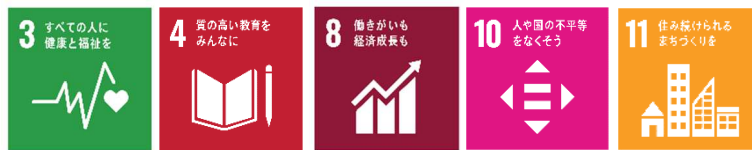
しひよう 指標とその説明	げんじょうち 現状値	さんこうち 参考値	もくひょうち 目標値
相談支援事業所の人材育成 に向けた取組の実施率 委託相談支援事業所が毎月 開催する圏域会議の実施率	100.0% (令和5年度)	100.0% (過去3年平均)	100.0% (令和10年度)
相談支援事業所の人材育成 に向けた取組への参加率 委託相談支援事業所が開催 する圏域会議への相談支援 事業所の参加率	71.0% (令和5年度)	73.6% (過去3年平均)	増加(↑) (令和10年度)



3

地域生活支援サービスの充実

現状と課題

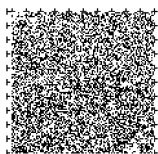


- 本プラン策定に当たって障がいのあるかたを対象として実施したアンケート調査では、将来どのような暮らしをしたいかについて、「自宅で暮らしたい」が76.1%と最も多くなっています。
- また、主に介助や介護しているかたについて、「父母、祖父母、兄弟姉妹」が17.1%と最も多く、将来、主な介護者のかたが介護をできなくなった場合に介護を頼める人がいるかについて、「いない」が47.7%と最も多くなっています。
- 希望する暮らしを送るために必要と考える支援について、「経済的な負担の軽減」が18.7%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が12.3%、「相談対応などの充実」が11.0%、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が10.9%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が10.5%となっています。
- 障がいのあるかたの高齢化による障害程度の重度化などの現状から、今後もサービスの需要はさらに高くなっていくものと見込まれます。
- 障がいのあるかたの自己決定を尊重し、必要な意思決定を支援するなど、本人が望む暮らしの実現に向けた体制づくりを充実する必要があります。

施策の方向性

親亡きあとを見据えた地域での生活を支援するため、サービス提供事業者などと連携しながら、地域における生活を包括的に支援する体制の充実を図ります。

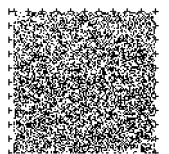
障がいのあるかたが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がいのあるかたの意向を尊重した障害福祉サービス等を提供し、一人ひとりの障がい特性に応じた支援の充実を図ります。



おも とりくみ
主な取組

(1) 地域での生活を支援する障害福祉サービス等の提供

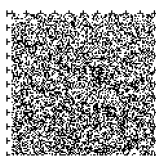
とりにくみ 取組	とりにくみないよう 取組内容	たんとどうか 担当課
しょうがいふくし 障害福祉サービスの じゅうじつ 充実	◆ホームヘルプサービス、重度の肢体 ふじゆうしゃとう かいご にちちゅう そうさくてき 不自由者等への介護、日中の創作的 かつどう せいさんかつどう しえん ひつよう くんれんとう 活動や生産活動の支援、必要な訓練等の ていきょう たんきかん にゆうしよ ちいき せいかつ 提供、短期間の入所など地域で生活す るうえで必要とするサービスの提供 たいせい かくほ はか 体制の確保を図ります。	ふくしぶしょう しゃ 福祉部 障がい者 しえん か 支援課
なんびょうかんじゃとう そうだん 難病患者等への相談 しえん 支援	◆日常生活及び療養を支援するため、 なんびょうかんじゃ かそく たいしやう ほけんし 難病患者とその家族を対象に、保健師 かんごしとう ほうもんとう そうだん おこな や看護師等が訪問等による相談を行い ます。	ほけんぶあおもりし 保健部青森市 ほけんじよかんせんしやうたいさく 保健所感染症対策 か 課
じぎょうしゃとう しどうかんさ 事業者等への指導監査	◆障害福祉サービス事業者等に対し運営 しょうがいふくし じぎょうしゃとう たい うんえい 指導や集団指導を行い、サービスの質 しどう しゅうだんしどう おこな の向上及び自立支援給付の適正化を図 ります。	ふくしぶしどうかんさか 福祉部指導監査課
ふくし 福祉ガイドブックの はいふ 配付	◆新たに障害者手帳の交付を受けたかた あら しょうがいしゃてちやう こうふ う が、必要とするサービスを自ら選択で ひつよう みずか せんたく きるよう、「福祉ガイドブック」の配付 ふくし はいふ 等により、障害福祉サービス等の周知 とう しょうがいふくし とう しゅうち をはか を図ります。	ふくしぶしょう しゃ 福祉部 障がい者 しえん か 支援課



(2) 地域における生活支援機能の充実

とりにくみ 取組	とりにくみないよう 取組内容	たんととうか 担当課
ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点※1の じゅうじつ 充実	◆親亡きあとを見据えた地域での生活を ほうかつてき しえん そろだん たいけん 包括的に支援するため、相談、体験の きかい ば きんきゅうじ うい たいおう 機会・場、緊急時の受け入れ・対応、 せんもんせい ちいき たいせい しゅうやく 専門性、地域の体制づくりなどを集約 した地域生活支援拠点の充実を図りま す。	ふくしぶしょう しゃ 福祉部 障がい者 しえんか 支援課
きょうどうこうどうしゅう 強度行動障がい※2者 しえんたいせい きょうか への支援体制の強化	◆地域生活支援拠点を中心とし、強度 こうどうしゅう しえんたいせい 行動障がいのあるかたの支援体制を きょうか 強化します。	ふくしぶしょう しゃ 福祉部 障がい者 しえんか 支援課
じゅうたく 住宅セーフティネット せいど※3による居住 しえん 支援	◆住宅セーフティネット制度による住宅 かくほようはいりよしゃ にゅうきよ こぼ ちんたい 確保要配慮者の入居を拒まない賃貸 じゅうたく とうろくせいど あおもりけんきよじゅうしえんきよ 住宅の登録制度や青森県居住支援協 ぎかい つう にゅうきよしえん 議会を通じたマッチング・入居支援の とりにくみ すいしん 取組を推進します。	としせいびぶじゅうたく 都市整備部 住宅ま ちづくり課
あおもりししょう しゃじりつ 青森市障がい者自立 しえんきよきかい とりにくみ 支援協議会の取組の すいしん 推進 (再掲)	◆青森市障がい者自立支援協議会におい て、障がいのあるかたなどの意見をも とに地域生活における課題の検討、社会 しげん かいほつ かくしゆせいど かつよう 資源の開発や各種制度の活用について きょうぎ 協議します。	ふくしぶしょう しゃ 福祉部 障がい者 しえんか 支援課

- ※1 地域生活支援拠点：障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援（主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）のための機能をもつ場所や体制のこと。
- ※2 強度行動障がい：自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
- ※3 住宅セーフティネット制度：高齢者、障がい者、子育て世帯などの住宅の確保に配慮が必要なかた（住宅確保要配慮者）の入居を拒まない住宅として登録いただいた賃貸住宅（セーフティネット住宅）を対象に、住宅確保要配慮者への居住支援を行うもの。

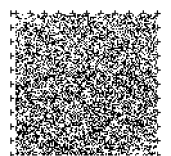


(3) 障がいの特性やニーズに応じた移動支援

とくみ 取組	とくみないよう 取組内容	たんとうか 担当課
いそ 移送サービスによる しえん 支援	◆身体障がいのあるかたや難病患者等で 日常の外出において車いすを使用して いるかたに対し、車いすのまま自動車 で移動できる手段を提供します。	ふくし 福祉部 ぶしや 障がい者 しえん 支援課
がいしゅつ 外出介護サービスによ るしえん 支援	◆重度の視覚障がいや全身性障がい、 知的障がい、精神障がいのかたや 難病患者等のかたに対して、社会 生活上、必要な外出時の付添のヘルパ ーを派遣します。	ふくし 福祉部 ぶしや 障がい者 しえん 支援課
がいしゅつ 外出時の移動の支援	◆障がいのあるかたの就労や社会参加な ど生活行動範囲拡大のため、自動車免許 取得費用の助成やバス料金を無料化す るとともに、重度の障がいのあるかた へのタクシーまたは自家用車の利用に係 る費用の一部を助成します。	ふくし 福祉部 ぶしや 障がい者 しえん 支援課

もくひょう 目標とする指標

しひょう 指標とその説明	げんじょうち 現状値	さんこうち 参考値	もくひょうち 目標値
<p>きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助の利用者数</p> <p>共同生活援助（グループホーム）の一月当たりの利用者数</p> <p>※第7期青森市障がい福祉計画で定め た令和8年度の見込量を目標値に設定</p>	<p>360人 （令和5年度）</p>	<p>302人 （過去5年平均）</p>	<p>489人 （令和10年度）</p>





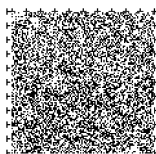
現状と課題

- 本プラン策定に当たって障がいのあるかたを対象として実施したアンケート調査では、地域で自立した生活を送るために重要だと思ふことについては、「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」が5.7%と多くなっています。
- 心身ともに健康で将来にわたって、いきいきと安心して暮らすことができるよう、乳幼児から中高年齢まで継続的に、障がいの原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障がいの早期発見の推進を図る必要があります。
- 医療的ケア児※の増加に伴う多様なニーズに対応するため、早期に状況把握を行い、多職種による継続的な支援を行っていく必要があります。
- 令和6年4月から「障害者総合支援法」の対象疾病が369疾病に追加見直しされるなど、難病患者やその家族の療養上の不安の軽減を図るため、日常生活支援が求められています。

施策の方向性

障がいの原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障がいの早期発見を推進するため、保健・医療・福祉など関係機関との連携を図り、各種健診・検診を受診しやすい環境づくりに努めます。

※ 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引等の医療的ケアを受けることが不可欠である児童。



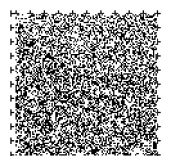
おち とりくみ
主な取組

(1) 障がいの早期発見

とりくみ 取組	とりくみないよう 取組内容	たんとうか 担当課
しっぺいとう よぼうおよ そうき 疾病等の予防及び早期 ちりよう しょう そうき 治療や障がいの早期 はっけんとう とりくみ すいしん 発見等の取組の推進	◆各種健診・検診などを通じて、障がいの原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障がいの早期発見に努めます。	ほけんぶあおもりし 保健部青森市 ほけんじよ 保健所あおもり おやこ 親子はぐくみプラ ザ、健康づくり すいしんか 推進課

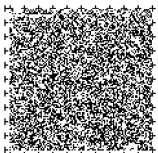
(2) 保健・医療・福祉の連携

とりくみ 取組	とりくみないよう 取組内容	たんとうか 担当課
じゅしん かんきよう 受診しやすい環境づくりの推進	◆各種健診・検診における受診勧奨や、個別健診・検診、集団健診・検診などの実施により、受診しやすい環境づくりを推進します。	ほけんぶあおもりし 保健部青森市 ほけんじよ 保健所あおもり おやこ 親子はぐくみプラ ザ、健康づくり すいしんか 推進課
せいしんしやう たいおう 精神障がいにも対応 した地域包括ケアシス テムの推進 (再掲)	◆精神科病院、相談支援事業所、その他の関係機関等との連携を強化し、精神科病院へ長期入院しているかたへの支援方法等を共有することで、精神障がいのあるかたの地域移行の支援や地域での生活を支援します。	ふくしぶしやう 福祉部障がい者 しえんか 支援課
いりやうてき じ 医療的ケア児へのコー ディネーターの確保 ※【第3章】②(1) にも再掲	◆医療的ケア児などが適切な支援を受けられることができるよう、庁内関係課や関係機関などが継続的に関わっていくための調整役となる医療的ケア児等コーディネーターを配置し、きめ細かな支援を実施します。	ふくしぶしやう 福祉部障がい者 しえんか 支援課 ほけんぶあおもりし 保健部青森市 ほけんじよ 保健所あおもり おやこ 親子はぐくみプラ ザ
なんびやうかんじやとう いりやう 難病患者等への医療 そうだん ほうもんそうだん 相談や訪問相談	◆難病で在宅療養をしているかたに、医師・看護師・理学療法士・保健師等による医療相談や訪問相談を行います。	ほけんぶあおもりし 保健部青森市 ほけんじよかんせんしやうたいさく 保健所感染症対策 か 課
なんびやうかんじや にちじやう 難病患者への日常 せいかつ しえん 生活の支援	◆入浴介護、家事等の援助、日常生活用具の給付などにより、難病患者の日常生活を支援します。	ふくしぶしやう 福祉部障がい者 しえんか 支援課



目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
<p>産婦の訪問指導実施率</p> <p>保健師による産婦への訪問指導した割合</p>	<p>100.0%</p> <p>(令和5年度)</p>	<p>93.3%</p> <p>(過去5年平均)</p>	<p>100.0%</p> <p>(令和10年度)</p>



第3章

教育の充実及び自立した生活の支援

1

教育・保育におけるインクルーシブの推進

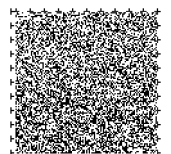


現状と課題

- 本プラン策定に当たって障がいのあるかたを対象として実施したアンケート調査では、教育や学校生活でさらに充実させるべきと思う点について、「教職員の理解・支援」が13.6%と最も多く、次いで「生活に対する支援」が12.5%、「就労に向けた教育」が11.6%となっています。
- 市内小・中学校の特別支援学級の児童・生徒数については、年々増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度459人から239人（約1.5倍）増加し、698人となっています。
- 人間の多様性の尊重等の強化、障がいのあるかたが精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのあるかたとないかたが共に学ぶ仕組みが求められています。
- 障がいのある子どもや医療的ケア児等、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、指導や支援の充実を図る必要があります。
- また、乳幼児期から障がいのある子どもとない子どもが同じ場で、助け合い、影響し合いながら育っていく実践を創り出していく必要があります。

施策の方向性

障がいや医療的ケア児等の多様なニーズを有する子どもたちに対応するため、社会的包摂の観点から、子ども一人ひとりの教育的ニーズや保育ニーズを的確に把握することにより、個別最適な学びの機会等を確保するとともに、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育の実現に取り組みます。



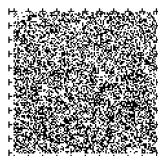
主な取組

障がいの状態やニーズに応じた教育・保育の推進

とり組み 取組	とり組み内容 取組内容	たんとうか 担当課
インクルーシブ 教育システムの 推進	◆小学校入学時から、子どもの多様な教育的 ニーズに応じた支援体制を確立できるよう 幼保小の連携の充実を図ります。また、障 がいのあるかたとないかたが共に学ぶイン クルーシブ理念のもと、児童生徒の一人ひと りの教育的ニーズに応えるための適切な 指導や支援を行います。	教育委員会事務局 指導課
インクルーシブ保育 システムの推進	◆保育所等に入所している障がいのある 児童及び医療的ケア児に保育を行うた め、受け入れ体制の整備を推進します。	福祉部子育て支援 課
学習活動上の支援 体制の充実	◆教育上特別な支援を必要とする子ども のため、特別支援学級と通級指導教室の 設置や、特別支援教育支援員※1による 学習活動上の支援を行います。	教育委員会事務局 学務課
教育環境の整備の 推進		
就学指導体制の 充実	◆教育支援委員会による各種検査や就学 相談など、就学に係る教育支援体制の充実 を図り、一人ひとりのニーズに応じた教育 環境の整備を推進します。	教育委員会事務局 指導課
研修講座の開催	◆言語障がい、LD（学習障がい）や ADHD（注意欠陥多動性障がい）など 特別な支援を必要とする子どものため、特別 支援教育コーディネーター※2や特別支援 学級担当職員を対象とした研修講座を 開催します。	教育委員会事務局 指導課
指導実践例をま とめた冊子の 配付	◆障がいの状態に応じた工夫ある指導内容 を冊子「青森市の特別支援教育ガイドブ ック」にまとめ、すべての小・中学校に配付し ます。	教育委員会事務局 指導課

※1 特別支援教育支援員：普通学級に在籍する児童生徒のうち多動傾向や介助を必要とするなどの特別な配慮を必要とする児童生徒に対し、適切な学校生活での介助や学習活動の支援を行う者のこと。

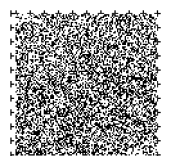
※2 特別支援教育コーディネーター：学校内の関係者や保護者及び関係機関との連絡・調整など、学校の窓口としての役割を担う教員。



<p>市立小・中学校における医療的ケア児支援</p>	<p>◆市立小・中学校に在籍する医療的ケア児が、適切な教育を受けられるよう、看護師等の配置などによる支援体制を整備します。</p>	<p>教育委員会事務局 学務課</p>
<p>保育士や教職員等への専門的な支援</p>	<p>◆障がいのある子どもが通う保育所や小・中学校を療育に携わる事業者が訪問し、保育士や教職員等への集団生活に適應するための専門的な支援・助言・提案等を行います。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>軽度中等度難聴児補聴器購入費等の助成(再掲)</p>	<p>◆言語の習得やコミュニケーション能力の向上のため、補聴器の購入等が必要な子どもへ、費用の一部を助成します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>

目標とする指標

<p>指標とその説明</p>	<p>現状値</p>	<p>参考値</p>	<p>目標値</p>
<p>障がい児の受入体制のある教育・保育施設の割合 幼稚園、保育所等の障がいのある子どもの受入れを「教育・保育施設等情報ファイル(市ホームページ)」に明記している施設の割合</p>	<p>43.2% (令和5年度)</p>	<p>43.7% (過去3年平均)</p>	<p>増加(↑) (令和10年度)</p>



2

障がいのある子どもや家族への支援の充実

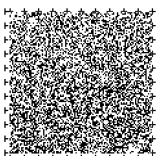


現状と課題

- 令和4年に厚生労働省が実施した「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」では、発達障がいと診断された18歳未満のかたは、34.5万人であり、平成28年21.0万人と比較し、約1.6倍に増加しています。
- 障がいのある子どもへの支援は、障がいの特性を踏まえ、療育や教育、就労支援等を切れ目なく行う必要があります。
- 障がいのある子どもやひとり親家庭等の特別な支援を必要としている人が増えており、一人ひとりの状況に即した様々な支援が重要となっています。
- 放課後等デイサービスや児童発達支援を利用している障がいのある子どもは、年々増加傾向にあります。
- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。
- 障がいのある子どもやその家族が地域で安心して生活できるよう、そのニーズに応じた療育・教育の充実を図るため、保健・福祉・医療・教育など関係機関の連携をさらに強化する必要があります。

施策の方向性

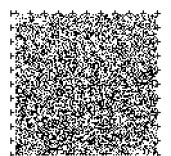
療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進するとともに、医療的ケア児や発達障がいなどの障がいのある子どもの自立した生活を送れる環境づくりを進めます。



おち とりくみ
主な取組

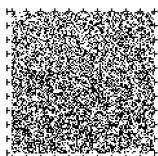
(1) 早期からの教育・相談・支援体制の充実

とりくみ 取組	とりくみないよう 取組内容	たんとうか 担当課
りょういくしえんたいせい 療育支援体制の じゅうじつ 充実	◆障がいのある子どもやひとり親家庭など特別な支援が必要な子ども・家庭に対して、保健・福祉・医療・教育の関係機関が連携を強化し、療育支援体制の充実を図るとともに、障がいの特性に配慮した保育・教育の提供に努めます。	福祉部障がい者支援課 子育て支援課 保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ
かてい こども家庭センター せっち の設置	◆児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うあおもり親子はぐくみプラザを「こども家庭センター」と位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ
ほうもん がいらい 訪問や外来による しえん 支援	◆身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、児童通所支援事業所等の訪問や外来による支援を行います。	福祉部障がい者支援課
じゅくかいさい うとう塾開催による がくしゅうきかい かくほ 学習機会の確保	◆家庭及び地域の教育力の向上のため、「青森市子育てサポートセンター」を設置し、学習機会の提供や相談対応、情報提供を行うほか、発達に心配のある子どもの保護者等を対象とした講座「うとう塾」を開催し、学習機会を提供します。	教育委員会事務局 文化学習活動推進課
りょういくそうだん じっし 療育相談の実施	◆障がいの早期発見・早期療育のため、発育・発達等に心配のある乳幼児及びその保護者を対象に、療育相談を行います。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ



<p>発達等に心配がある子どもや保護者への相談支援</p>	<p>◆発達等に心配がある子どもや保護者を対象に、医師や相談専門員、公認心理師などによる個別相談を行い、相談支援事業所や医療機関等を紹介する等、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。</p>	<p>保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ</p>
<p>成長段階に応じた切れ目のないサービスの提供</p>	<p>◆発達障がい※や情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた切れ目のない総合的なサービスの提供を図ります。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>小・中学校、相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所との連携</p>	<p>◆小・中学校と相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所との連携のあり方について意見交換を行い、支援内容や学校での様子について、情報共有できる体制を構築します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>障害児通所支援の利用促進及び提供体制の確保</p>	<p>◆障がいのある子どもが、早い段階から発達の状況などに応じた支援が受けられるよう「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などの障害児通所支援の利用を促進するとともに、その提供体制の確保に努めます。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>医療的ケア児への支援体制の充実</p>	<p>◆青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場において、医療的ケア児に関わる行政、関係機関及び関係団体等が協働し、意見交換や課題の把握などを行うことで、医療的ケア児のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>

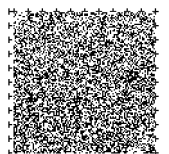
※ 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。



<p>医療的ケア児へのコー ディネーターの確保 (再掲)</p>	<p>◆医療的ケア児などが適切な支援を受けることができるよう、庁内関係課や関係機関などが継続的に関わっていくための調整役となる医療的ケア児等コーディネーターを配置し、きめ細かな支援を実施します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課 保健部 青森市保健所あおもり 親子はぐくみプラザ</p>
<p>ふくろうガイドブックの作成</p>	<p>◆小児慢性特定疾患や医療的ケア児・その家族等への情報発信として、保健・福祉・医療・教育・就労等の情報を包括的に提供するガイドブックを作成し配付します。</p>	<p>保健部 青森市保健所あおもり 親子はぐくみプラザ</p>
<p>ヤングケアラー※1への支援に向けた関係機関との連携強化</p>	<p>◆こども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。</p>	<p>保健部 青森市保健所あおもり 親子はぐくみプラザ</p>
<p>要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の協働</p>	<p>◆年齢によって支援が途切れることがないよう、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会間でヤングケアラーの支援に必要な情報の共有を図り、連携しながら適切な支援につなげます。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課 保健部 青森市保健所あおもり 親子はぐくみプラザ</p>
<p>青森県発達障がい者支援センターとの連携</p>	<p>◆青森県発達障がい者支援センターと連携し、ペアレントプログラム、トレーニング※2など発達等に心配がある子どもやその家族が、互いに支え合うための活動を支援します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>

※1 ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

※2 ペアレントトレーニング：子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを旨とするトレーニングのこと。

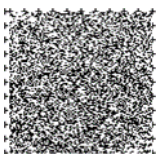


(2) 障がい児の日中活動支援

取組	取組内容	担当課
日中活動できる場の提供	◆障がいのある子どもの家族の就労支援や一時的な休息のため、障がいのある子どもが日中活動できる場を提供します。	福祉部障がい者支援課
受入れ基盤づくりの推進	◆集団行動が可能な障がいのある子どもについては、保育所等や放課後児童会等へ受け入れ、保育士等への研修や専門職派遣による放課後児童支援員への助言・指導を通じ、適切な受入れ基盤づくりを推進します。	福祉部子育て支援課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
<p>障害児通所支援の利用者数</p> <p>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p> <p>の1月当たりの利用者数</p> <p>※第7期青森市障がい福祉計画で定めた令和8年度の見込量を目標値に設定</p>	<p>1,420人</p> <p>(令和5年度)</p>	<p>1,116人</p> <p>(過去5年平均)</p>	<p>2,274人</p> <p>(令和10年度)</p>
<p>青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場の開催数</p> <p>関係機関による医療的ケア児支援のための会議の開催数</p>	<p>4回</p> <p>(令和5年度)</p>	<p>2回</p> <p>(過去4年平均)</p>	<p>4回</p> <p>(令和10年度)</p>



3 雇用・就業の促進

現状と課題



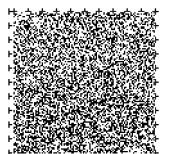
- 本プラン策定に当たって障がいのあるかたを対象として実施したアンケート調査では、障がいのあるかたの就労支援として、どのようなことが必要かについて、「職場の障がい者への理解」が14.4%と最も多く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が11.5%となっています。
- 市内の民間企業などで雇用されている障がいのあるかたは増加傾向にある中、より多くのかたが就労などを通じて社会参加できるよう、障がいのあるかたの雇用環境づくりの強化・充実が求められています。
- 一般就労が困難なかたにとって福祉的就労の場は、自立した生活や社会参加、本人の生きがいくくりとなることから、非常に重要な場となっています。
- 法令改正により法定雇用率が段階的(令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%)に引き上げられたことを踏まえ、福祉施設から一般就労への移行を推進するため、就労に必要な訓練や相談など、障がいのあるかた本人の状況に配慮した就労支援に努めるほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター※など関係機関との連携を図り、障がいのあるかたの雇用の拡大を図る必要があります。

施策の方向性

障がいのあるかたが、就労先・働き方について、本人の希望、適正等に合ったより良い選択を支援すること等により、一般就労へ円滑な移行、定着を促進します。

国や県などの関係機関との連携のもと、市内企業に向け、障がい者雇用への意識啓発や支援などを行い、障がい者雇用の促進を図ります。

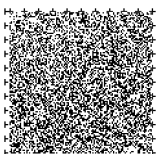
※ 障害者就業・生活支援センター：障がいのあるかたの身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、一般企業で働きたい障がいのあるかた等や、障がいのあるかたの雇用に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしている企業への相談・支援を行っている。



おち とりくみ
主な取組

(1) 雇用の拡大と就労支援

とりくみ 取組	とりくみないよう 取組内容	たんとうか 担当課
しょう しゃごよう そくしん 障がい者雇用の促進	◆セミナーや助成金の交付等を通じ、 しないじぎょうしゃ しょう しゃごよう そくしん 市内事業者の障がい者雇用の促進を はか 図ります。	けいざいぶけいざいせいさくか 経済部経済政策課
かんけいきかん じょうほう 関係機関との情報 きょうゆう いけんこうかん じっし 共有、意見交換の実施	◆公共職業安定所、障害者職業セン ター、障害者就業・生活支援センタ ー、就労系障害福祉サービス事業所、 特別支援学校などの関係機関との情報 共有、意見交換の機会の充実を図りま す。	けいざいぶけいざいせいさくか 経済部経済政策課
ごよう かん じょうほう 雇用に関する情報 ていきょう そうだん しえん 提供や相談・支援 せいどとう しゅうち 制度等の周知	◆「広報あおもり」や市ホームページを通 じて、障がいのあるかたの雇用に関す る情報提供や相談・支援制度等につい て、国・県や関係機関と連携し周知しま す。	けいざいぶけいざいせいさくか 経済部経済政策課
し しょう しゃごよう 市の障がい者雇用の すいしん 推進	◆市役所における職員採用など、障がい のあるかたの雇用を推進します。	そうむぶじんじか 総務部人事課
しょう しゃ ごと 障がい者を雇用して いきぎょう ゆうせん いる企業からの優先 ちょうたつ すいしん 調達の推進	◆市が行う物品等の調達において、 積極的に障がいのあるかたを雇用して いる企業から優先して調達します。	そうむぶけいやくか 総務部契約課
しょうがいしゃしゅうろうしせつどう 障害者就労施設等か ゆうせんちょうたつ すいしん らの優先調達の推進	◆障害者就労施設等から優先的に物品等 を調達するとともに、各施設において 提供可能な物品等のリストを市ホーム ページで公表するなど、障害者就労 施設等の受注機会の増大に努めます。	ふくしぶしょう しゃ 福祉部障がい者 しえんか 支援課
みんかんじぎょうしゃ いしき 民間事業者への意識 けいはつ そくしん 啓発の促進 さいけい (再掲)	◆障害者差別解消法についての意識啓発 を促進し、民間事業者における合理的 配慮の提供を支援するため、出前講座 を実施します。	ふくしぶしょう しゃ 福祉部障がい者 しえんか 支援課



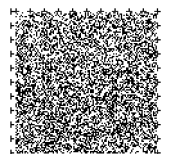
<p>販売イベントの開催</p> <p>※【第3章】④(2)</p> <p>にも再掲</p>	<p>◆ 障がいのあるかたの就労支援事業所等で製作した物品等の販売機会を促進するため、市役所庁舎において販売イベントを開催します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>
--	---	--------------------

(2) 福祉施設から一般就労への移行支援

取組	取組内容	担当課
<p>障害福祉サービスによる支援</p>	<p>◆ 障害福祉サービスの就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援により支援します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>
<p>就労定着の促進</p>	<p>◆ 障がいのあるかたが、就労先・働き方について、本人の希望、就労能力や適性等に合ったより良い選択ができるよう支援することで、就労定着を促進します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>
<p>関係機関との連携</p>	<p>◆ 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を密にし、一般就労へ円滑に移行できるよう支援します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
<p>民間企業における障がい者の雇用率</p> <p>障がい者雇用が義務付けられている民間企業の従業員数に占める、障がいのあるかたの割合</p> <p>【法定雇用率】2024年4月から2.5%、2026年7月から2.7%</p>	<p>2.37%</p> <p>(令和5年度)</p>	<p>2.22%</p> <p>(過去5年平均)</p>	<p>2.70%</p> <p>(令和10年度)</p>
<p>就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人数</p> <p>生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業を通じて一般就労に移行した人数</p> <p>※第7期青森市障がい福祉計画で定められた令和8年度の見込量を目標値に設定</p>	<p>16人</p> <p>(令和5年度)</p>	<p>27人</p> <p>(過去5年平均)</p>	<p>47人</p> <p>(令和10年度)</p>



4

スポーツ・文化芸術活動への参加促進



現状と課題

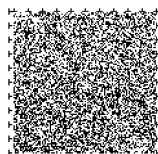
- 平成23年に制定された「スポーツ基本法」において、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ推進されなければならないと基本理念が定められています。
- また、平成30年に文化芸術が、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。
- 令和5年にスポーツ庁が実施した「障害児・者のスポーツライフに関する調査」では、20歳以上の障がいのあるかたの週1回以上のスポーツ実施率は、目標値である40%に対し、32.5%にとどまっています。
- 令和8年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会を契機に、スポーツ活動への関心や参加意欲を高めることが重要となっています。
- 文化芸術活動については、人口減少や少子高齢化が進み、文化芸術に関わる人が減少する中、文化芸術を体験する機会の確保等が重要となっています。

施策の方向性

各種スポーツ大会やスポーツイベントの開催等により、世代や性別、障がいの有無にかかわらず、市民誰もがスポーツ活動に参加できる機会の充実を図ります。

全ての市民が、生涯を通して文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、

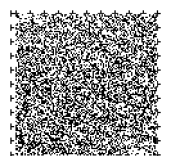
心豊かな人生を送ることができる環境や機会の創出等を進めます。



おも とりくみ
主な取組

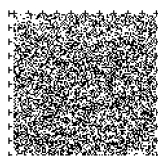
(1) スポーツ活動への参加促進

とりくみ 取組	とりくみないよう 取組内容	たんとうか 担当課
<p>スポーツ活動に親しめる環境づくり</p>	<p>◆各種スポーツ教室の開催、ソフト面でのサポート体制充実による利用しやすい施設環境づくり、障がい者スポーツ指導員の積極的な活用方策の検討など、関係団体と連携しながら障がいのあるかたがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。</p>	<p>経済部地域スポーツ課</p>
<p>スポーツ大会への参加の促進</p>	<p>◆青森県障がい者スポーツ大会や令和8年に本県で開催される第25回全国障害者スポーツ大会など各種スポーツ大会について周知し、関心を高めることにより、スポーツ大会への参加を促進します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課 経済部国スポ・障スポ大会推進課</p>
<p>障害者手帳アプリ導入の促進</p> <p>※【第3章】④(2)、 【第5章】① にも再掲</p>	<p>◆障がいのあるかたの施設利用時の利便性を確保するため、公共施設に障害者手帳の代わりにスマートフォン画面を提示することで公共施設の利用料金の割引が受けられる障害者手帳アプリの導入を働きかけます。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>公共施設等のバリアフリー情報の充実</p> <p>※【第3章】④(2) にも再掲</p>	<p>◆公共施設等のバリアフリー情報をホームページにて周知します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>



(2) 文化芸術活動への参加促進

とり組み 取組	とり組みないよう 取組内容	たんとうか 担当課
<p>さくひんてんじかい かいさい 作品展示会の開催</p>	<p>◆ 障害者週間の啓発イベント等において、障がいのあるかたが自分の個性や才能をいかした作品を展示する機会を設け、文化芸術活動を促進します。</p>	<p>ふくしぶしょう しゃ 福祉部 障がい者 支援課</p>
<p>はんばい かいさい 販売イベントの開催 (再掲)</p>	<p>◆ 障がいのあるかたの就労支援事業所等で製作した物品等の販売機会を促進するため、市役所庁舎において販売イベントを開催します。</p>	<p>ふくしぶしょう しゃ 福祉部 障がい者 支援課</p>
<p>しょうがいしゃてちょう 障害者手帳アプリ 導入の促進 (再掲)</p>	<p>◆ 障がいのあるかたの施設利用時の利便性を確保するため、公共施設に障害者手帳の代わりにスマートフォン の画面を提示することで公共施設の 利用料金の割引が受けられる障害者 手帳アプリの導入を働きかけます。</p>	<p>ふくしぶしょう しゃ 福祉部 障がい者 支援課</p>
<p>こうきょうしせつとう 公共施設等のバリア フリー情報の充実 (再掲)</p>	<p>◆ 公共施設等のバリアフリー情報をホームページにて周知します。</p>	<p>ふくしぶしょう しゃ 福祉部 障がい者 支援課</p>

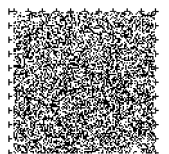


(3) 交流機会の充実

取り組み 取組	取組内容	担当課
交流機会の場の提供	◆誰でも気楽に利用し、気軽に相談や親睦を深めることができるよう、青森市総合福祉センター2階において、障がいのあるかた向けのパソコン教室や体操教室、サークル活動等への場の提供を行います。	福祉部 障がい者支援課
地域活動支援センターにおける交流の促進	◆地域活動支援センターにおいて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。	福祉部 障がい者支援課
講座の開催	◆知的障がいや聴覚障がいのあるかたを対象に、その生活に必要な知識、技能の取得を通じて、社会的適応力の伸長を図ることを目的に学習機会を提供します。	教育委員会事務局 中央市民センター
地域福祉活動への参加の促進	◆地域福祉の担い手の育成等を目的として創設したボランティアポイント制度を活用し、地域福祉活動への参加を促進します。	福祉部福祉政策課 障がい者支援課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
障がい者のスポーツ施設利用者数 本市所有のスポーツ施設における障がい者の年間利用者数	6,540人 (令和5年度)	6,165人 (過去5年平均)	11,366人 (令和10年度)
市総合福祉センター2階の障がい者等の利用者数 パソコン教室や体操教室、サークル活動等の障がいのあるかたやその家族等の年間利用者数	6,214人 (令和5年度)	5,431人 (過去3年平均)	7,200人 (令和10年度)



第4章

安全・安心な生活環境の整備

1 生活・住環境の整備

現状と課題



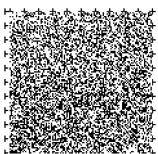
- 障がいのあるかたは、階段、建物や道路の段差、障がい者用のトイレや駐車場が不備、電車等の乗降が困難、建物にエレベータ等がないなど、物理的な障壁（バリア）により、日常生活や社会参加において不便を感じています。
- 障がいのあるかたが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加するためには、安全・安心に移動でき、施設を利用できるよう、道路交通環境の整備や公共施設等のバリアフリー化※を推進する必要があります。
- 冬期積雪期は、道路の積雪や凍結により歩行中に転倒する危険性が高まるなど、日常生活に係る移動にも困難が生じており、障がいのあるかたをはじめとする誰もが安心して暮らすことができる快適な雪国空間を形成する必要があります。

施策の方向性

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の趣旨を踏まえ、障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進します。

地域や除排雪事業者、ボランティア団体等との連携により、障がいのあるかたにとっても負担が少ない持続可能な雪処理を推進します。

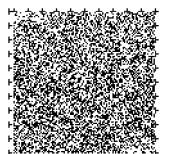
※ バリアフリー化：建物の段差等をなくし、手摺を設置することなどにより、高齢者や障がい者等にとって生活の支障となる障がいを取り除くこと。



おも とりくみ
主な取組

(1) 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進

とりくみ 取組	とりくみ内容 取組内容	たんとうか 担当課
<p>ほこうくわんとう せいび 歩行空間等の整備の すいしん 推進</p>	<p>◆道路段差等の危険箇所の把握に努めるとともに、段差が確認された場合は随時その解消に努めるなど、道路段差解消や点字ブロック設置など、歩行空間等の整備を推進します。</p>	<p>としせいびぶどうろ 都市整備部道路 いじか 維持課</p>
<p>こうきょうしせつ 公共施設のバリアフ り か すいしん 一化の推進</p>	<p>◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「青森県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、建物へのエレベータやスロープ、障がい者用トイレの設置など、安全性、利便性に配慮したバリアフリー整備を推進します。</p>	<p>しせつしよかんか 施設所管課</p>
<p>しえいじゅうたく 市営住宅のバリアフ り か すいしん 一化の推進</p>	<p>◆「第2期青森市住生活基本計画」に基づき、市営住宅の性能の維持・向上にあたっては、エレベータの適正管理や手摺の設置、床段差の解消などのバリアフリー化により、様々な身体状況等に応じた住宅の供給に努めます。</p>	<p>としせいびぶじゅうたく 都市整備部住宅ま ちづくり課</p>

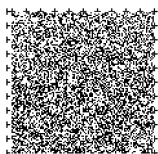


(2) 冬のバリアフリーの推進

とりにみ 取組	とりにみないよう 取組内容	たんとうか 担当課
かくちいき じつじょう とくせい 各地域の実情や特性に あ 合わせた除排雪作業の じっし 実施	◆地域や除排雪事業者等との連携のもと、 じょはいせつかんれんじょうほう さらに きょうゆうか じょはい 除排雪関連情報の更なる共有化や除排 せつぎょうむ こうりつか はか しないかくちいき 雪業務の効率化を図りながら市内各地域 のじつじょう とくせい あ じょはいせつぎょう 実情や特性に合わせた除排雪作業を じっし 実施します。	としせいびぶどうろ 都市整備部道路 いじか 維持課
まくちじよせつ やね ゆきお 間口除雪や屋根の雪下 ろし支援	◆高齢者・障がい者世帯をはじめとする じりき ゆきしより ごんなん せたい たい 自力での雪処理が困難な世帯に対し、 あおもりししゃかいふくしきょうざいかい しゅたい たよう 青森市社会福祉協議会を主体とした多様 なボランティア等による間口除雪や屋根 のゆきお しえん じっし 雪下ろし支援を実施します。	ふくしぶふくしせいさくか 福祉部福祉政策課 なみおかしんこうぶけんこう 浪岡振興部健康 ふくしか 福祉課
じよせつ 除雪ボランティアの かくほ いくせい 確保・育成	◆ボランティアポイント制度の活用などに より、だいがくせいとう じゃくねんせだい 大学生等の若年世代をはじめと するおお しみん じよせつかつどう そくしん 多くの市民による除雪活動を促進 し、しないかくちいき ゆきしより になて 市内各地域における雪処理の担い手 のかくほ いくせい つど 確保・育成に努めます。	ふくしぶふくしせいさくか 福祉部福祉政策課 しやう しゃしえんか 障がい者支援課

目標とする指標

しひよう せつめい 指標とその説明	げんじょうち 現状値	さんこうち 参考値	もくひようち 目標値
じよせつ とうろくしゃすう 除雪ボランティア登録者数 あおもりし 青森市ボランティアポ イント制度における地域福祉サ ポーターの登録者数のうち、「ゆき 対策支援」分野の活動を希望 するものかず 者の数	827人 （令和5年度）	811人 （過去5年平均）	907人 （令和10年度）



2

安全・安心なまちづくりの推進

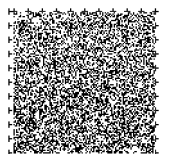
現状と課題



- 本プラン策定に当たって障がいのあるかたを対象として実施したアンケート調査では、災害時において、避難所生活、避難行動、情報入手など障がいの特性から様々な不安を抱えています。
- 近年、全国各地で発生している大規模地震や局地的な集中豪雨とそれに伴う土砂災害、豪雪による被害など、全国各地で甚大な被害が発生しており、災害に対する備えと安全・安心に対する意識を常に高めておくことや、地域における防災力の強化が不可欠です。
- 犯罪や消費者被害が多様化・複雑化しているなか、知的障がいや精神障がいのあるかたは、障がいの特性から犯罪被害等に関する情報を得にくいいため、犯罪や消費者トラブルなどに巻き込まれるケースが懸念されています。
- 障がいのあるかたが、犯罪や消費者被害に巻き込まれることなく、安全・安心に暮らすことができるよう、関係団体や行政が連携し、防犯対策や消費生活の安全確保を図る必要があります。
- 人口減少・少子高齢化の進展・地域や家庭等における人と人とのつながりの弱まり、社会的孤立や貧困などが大きな社会問題となっており、地域住民同士の支え合う意識の向上や複雑多様化する地域課題へ対応する環境づくりが重要となっています。

施策の方向性

自助・共助・公助による官民一体となった地域防災体制の強化を図るとともに、防災・防犯対策の向上を図ります。

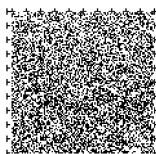


おち とりくみ
主な取組

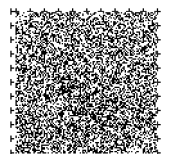
(1) 防災・防犯対策の推進

とりくみ 取組	とりくみ 取組内容	たんどうか 担当課
<p>かんけいしゃ かんけいきかん 関係者・関係機関と れんけい ひなんしえん 連携した避難支援 たいせい きょうか 体制の強化</p>	<p>◆「青森市避難行動要支援者避難支援全体 けいかく もと ひなんしえんしゃ ちょう ない かい 計画」に基づき、避難支援者や町（内）会、 じしゅぼうさいそしき みんせいいいん じどういいん しょうぼうだん 自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団 ちいき ひなんしえん どうかんけいしゃ しょうぼう かんかつ など地域の避難支援等関係者や消防・管轄 けいさつしょ かんけいきかん れんけい こべつひなんけいかく 警察署など関係機関と連携し、個別避難計画 きょうゆうおよ ひなんごうどうようしえんしゃ たい さいがいじ の共有及び避難行動要支援者に対する災害時 じょうほうでんたつ あんびかくにん ひなんゆうどう ひなん の情報伝達や安否確認、避難誘導などの避難 しえんたいせい きょうか はか 支援体制の強化を図ります。</p>	<p>ふくしぶふくしせいさく 福祉部福祉政策 か 課 そうむぶきまかんり 総務部危機管理 か 課</p>
<p>ちいき ぼうさいくねん 地域の防災訓練への さんか そくしん 参加の促進</p>	<p>◆青森市総合防災訓練や地域の防災訓練におい て、障がいのあるかたと避難支援等関係者が ごうどう さんか くねん じっし ちいき 合同で参加できる訓練を実施するなど、地域 の防災訓練への障がいのあるかたの参加促進 をはか を図ります。</p>	<p>そうむぶきまかんり 総務部危機管理 か 課</p>
<p>ぼうさいいしき こうじょう 防災意識の向上</p>	<p>◆障がいのあるかたを対象とした出前講座等を じっし ぼうさいじょうほう しゅとくほうほう さいがいじ ひなん 実施し、防災情報の取得方法や災害時の避難 ぼうほうどう じゅうち でまえこうざ 方法等について周知します。また、出前講座 どう じっし あ しょう とくせい はいりょ 等の実施に当たっては、障がいの特性に配慮 した資料作成や手話通訳者の配置など、障が いのあるかたにはいりょ、わかりやすくつた ることにより、障がいのあるかたの防災意識の こうじょう はか 向上を図ります。</p>	<p>そうむぶきまかんり 総務部危機管理 か 課 ふくしぶふくしせいさく 福祉部福祉政策 か 課</p>
<p>ようはいりょしゃ たいおう 要配慮者に対応した うんえいたいせい せいび 運営体制の整備</p>	<p>◆災害時に備え、一般の避難所や福祉避難所※の かいせつ あ しょう 開設に当たって、障がいのあるかたなど ひなんじょせいかつ なん とくべつ はいりょ しょう 避難所生活において何らかの特別な配慮を要 するかに適切な対応ができるよう、運営 たいせい 体制を整備します。</p>	<p>ふくしぶふくしせいさく 福祉部福祉政策 か 課 そうむぶきまかんり 総務部危機管理 か 課</p>

※ 福祉避難所：大規模災害において、一般の避難所では生活に支障をきたす災害時要援護者のための避難所のこと。避難生活が長引くことが想定される場合において、市が必要に応じて開設する。



<p>福祉避難所の確保</p>	<p>◆社会福祉法人等の施設設置者と連携協力しながら福祉避難所の確保に努めます。</p>	<p>総務部危機管理課</p>
<p>情報伝達手段の整備 や備蓄物資の確保</p>	<p>◆情報伝達手段の整備や備蓄物資の確保を行うなど、障がいのあるかたに配慮した一般の避難所、福祉避難所の整備に向けた取り組みをすすめていきます。</p>	<p>総務部危機管理課</p>
<p>医療的ケア児の 災害時対策の推進</p>	<p>◆医療的ケア児やその家族が災害時に最適な行動ができるよう、平時からの準備や当事者・家族と支援者が協力して取り組むための情報をまとめた災害時マニュアルを作成し、その周知を図ります。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>ヘルプカード普及の 推進</p>	<p>◆緊急時や災害時に周囲の人の配慮や手助けを得やすいよう、普段から身に着けておける「ヘルプカード」を作成し、必要とするかたに配付します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>地域の防犯意識の 高揚や自主的な防犯 活動の促進</p>	<p>◆防犯関係団体や警察等との連携のもと、障がいのあるかたやその家族が犯罪に巻き込まれないよう、防犯等に係る普及啓発活動、犯罪被害防止活動などの各種防犯事業への支援により、地域の防犯意識の高揚や自主的な防犯活動を促進します。</p>	<p>市民部生活安心課</p>
<p>消費者被害の未然 防止・拡大防止</p>	<p>◆青森市民消費生活センターにおいて消費者トラブル、多重債務等の消費生活相談を行うほか、消費生活出前講座の開催や関係機関等と連携した普及啓発活動の実施により、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。</p>	<p>市民部生活安心課</p>
<p>緊急時の情報 提供・通信体制の 周知 ※【第5章】① にも再掲</p>	<p>◆聴覚障がいのあるかたなど、音声による110番通報や119番通報が困難なかたが、スマートフォン等から通報できる「メール110番」や「NET119緊急通報システム」等の周知を図ります。</p>	<p>消防本部通信指令課 福祉部障がい者支援課</p>

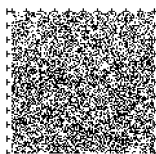


(2) 地域で支え合う体制の充実

とりにくみ 取組	とりにくみないよう 取組内容	たんとうか 担当課
きょうじよ 共助のネットワーク づくりの推進	<p>◆ 障がいのあるかたなど、地域において支援が必要なかたを支えるため、市内にある38の地区社会福祉協議会（地区連合町会）のエリアを基本として、市社会福祉協議会をはじめとする関係団体、地域住民との共助のネットワークづくりを進めます。また、地区ごとのネットワークの構築に当たっては、医療・福祉の事業所や社会福祉法人、NPO法人などの協力を求め、様々な地域の資源との連携を図ります。</p>	ふくしぶふくしせいさくか 福祉部福祉政策課

目標とする指標

しひょう 指標とその説明	げんじょうち 現状値	さんこうち 参考値	もくひょうち 目標値
<p>ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者における 障がい者の同意割合</p> <p>さいがいじ 災害時に安否確認や避難 誘導等の支援の対象となる 障がい者のうち避難支援等 関係者への情報提供に同意 した人数の割合</p>	<p>9.7%</p> <p>れいわ ねんど (令和5年度)</p>	<p>11.2%</p> <p>かこ ねんへいきん (過去5年平均)</p>	<p>13.0%</p> <p>れいわ ねんど (令和10年度)</p>



第5章

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

1

情報アクセシビリティ[※]の向上



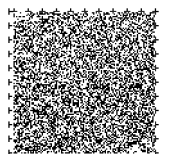
現状と課題

- 令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第3条には基本理念として、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を推進するにあたり、「障がいの種類・程度に応じた手段の選択ができるようにする」、「日常生活等を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする」、「障がい者でない者と同内容の情報を同一時点において取得できるようにする」、「高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じてできるようにする」との4つの理念が定められています。
- 本プラン策定に当たって障がいのあるかたを対象として実施したアンケート調査では、介護保険サービスや障害福祉サービスに関する情報をどこから得るかについて、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が15.3%と最も多く、次いで「行政機関の広報誌」が14.4%となっています。
- 法の施行に伴い、障がいのあるかたが、日常生活や社会生活を送るうえで様々な活動に参加することを促進するため、障がいのあるかたへの情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進する必要があります。

施策の方向性

障がいのあるかたの社会参加に向けて、多様な情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等を推進します。

※ 情報アクセシビリティ：情報の利用しやすさのこと。

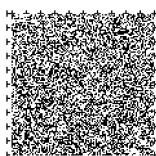


主な取組

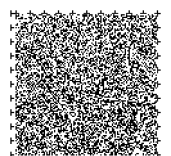
障がいの特性に配慮した情報の提供

取組	取組内容	担当課
「福祉ガイドブック」の音声版の配付	◆必要とするサービスを自ら選択できるよう、「福祉ガイドブック」の音声版を、希望する障がいのあるかたに配付します。	福祉部 障がい者支援課
「広報あおもり」の点字版・音声版の配付	◆「広報あおもり」の点字版・音声版を、希望する障がいのあるかたに配付します。	企画部 広報・聴課
「あおもり市議会だより」の点字版・音声版の配付	◆「あおもり市議会だより」の点字版・音声版を、希望する障がいのあるかたに配付します。	議会事務局 議事調査課
議会中継の字幕付き録画映像の配信	◆議会中継の録画映像に字幕を付けて配信します。	議会事務局 議事調査課
デジタル技術を活用した情報提供の推進	◆市ホームページでは、ウェブアクセシビリティ※の確保と向上に取り組むほか、テレビ広報番組では、手話通訳を付けて放送するなど障がいの特性に配慮した情報提供を図ります。	企画部 広報・聴課
音声コード付記の推進	◆視覚障がいのあるかたへの情報アクセシビリティの向上が図られるよう、市が作成するリーフレット等の印刷物への音声コードの付記に努めます。	福祉部 障がい者支援課
点字シールの貼付	◆視覚障がいのあるかたに課名や連絡先がわかるよう、公文書等の発送に際し、点字シールを貼付します。	福祉部 障がい者支援課
電話リレーサービスの利用の促進	◆聴覚障がいのあるかたなど、音声による会話が困難なかたが、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、電話で双方向になが公共インフラである「電話リレーサービス」の周知を図ります。	福祉部 障がい者支援課

※ ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者などの年齢的・身体的条件による情報格差が軽減できるように、ウェブで提供されている情報を利用しやすくすること。

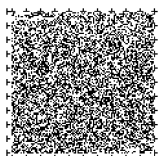


<p>記者会見における 手話通訳の実施</p>	<p>◆聴覚障がいのあるかたへの合理的配慮として、市長記者会見時に同時手話通訳を実施します。</p>	<p>企画部広報広聴課</p>
<p>遠隔による手話通訳 の推進</p>	<p>◆遠隔による手話通訳ができるよう、市役所本庁舎と駅前庁舎にタブレット端末を設置します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>情報・意思疎通 支援のための日常 生活用具の充実</p>	<p>◆情報・意思疎通支援のための給付対象品目の充実に努めます。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>コミュニケーション 支援ボードの利用の 推進</p>	<p>◆全庁舎の窓口に配置している「コミュニケーション支援ボード」について、職員研修等を通じて、更なる利用を推進します。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>障害者手帳アプリ 導入の促進 (再掲)</p>	<p>◆障がいのあるかたの施設利用時の利便性を確保するため、公共施設に障害者手帳の代わりにスマートフォンの画面を提示することで公共施設の利用料金の割引が受けられる障害者手帳アプリの導入を働きかけます。</p>	<p>福祉部障がい者支援課</p>
<p>緊急時の情報 提供・通信体制の 周知 (再掲)</p>	<p>◆聴覚障がいのあるかたなど、音声による110番通報や119番通報が困難なかたが、スマートフォン等から通報できる「メール110番」や「NET119緊急通報システム」等の周知を図ります。</p>	<p>消防本部通信指令課 福祉部障がい者支援課</p>
<p>投票しやすい環境 の整備</p>	<p>◆選挙公報を訳した点字版・音声(CD)版・拡大文書版の「選挙のお知らせ」を視覚障がいのあるかたに送付するほか、投票所にスロープや呼び出しブザー、コミュニケーション支援ボードを設置するなどバリアフリー化を進め、投票しやすい環境を整えます。</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>



目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
<p>音声コード付記の推進</p> <p>音声コードを付記した市が作成するリーフレット等の件数</p>	<p>1件</p> <p>(令和5年度)</p>	<p>1件</p> <p>(過去5年平均)</p>	<p>増加 (↑)</p> <p>(令和10年度)</p>
<p>意思疎通支援者の派遣者数</p> <p>手話通訳者、要約筆記者の派遣者数</p> <p>※第7期青森市障がい福祉計画で定めた令和8年度の見込量を目標値に設定</p>	<p>1,601人</p> <p>(令和5年度)</p>	<p>1,556人</p> <p>(過去5年平均)</p>	<p>1,622人</p> <p>(令和10年度)</p>



2

意思疎通支援の充実



現状と課題

- 本市では、令和2年4月に「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」を施行し、手話が言語であることや障がいの特性に応じた意思疎通手段の理解の促進のための様々な取組を推進しています。
- 障がいのあるかたが、日常生活や社会生活を送るうえで様々な活動に参加することを促進するため、障がいのあるかたへの情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進する必要があります。(再掲)
- 聴覚障がいのあるかた（中途失聴者を含む）及び音声・言語機能障がいのあるかたなどと地域の福祉関係者などとは、お互いにコミュニケーションをとりたいと望んでいることから、意思疎通支援を図るため、手話通訳者や要約筆記者などの人員を確保する必要があります。

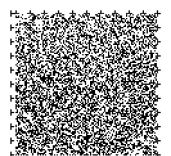
施策の方向性

誰もが、障がいのあるかたなど意思疎通が困難なかたの思いや考えを理解し、相互に人格と個性を尊重し合うために、多様な意思疎通手段が必要であることを認識するとともに、多様な意思疎通手段による意思疎通の促進を図ります。

主な取組

「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」の施策の推進

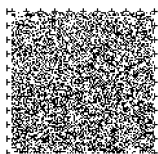
取組	取組内容	担当課
手話通訳者の設置	◆聴覚障がいや音声・言語機能障がいのあるかたへの意思疎通手段を確保するため、市の窓口到手話通訳者を設置します。	福祉部障がい者支援課



<p>手話通訳者の養成や要約筆記者等の育成</p>	<p>◆障がいのあるかたへの適切な対応方法等の研修を行い、意思疎通を行う手話通訳者の養成や要約筆記者等の育成を図ります。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>
<p>手話通訳者や要約筆記者等の派遣</p>	<p>◆聴覚障がいや音声・言語機能障がいのあるかたへの意思疎通手段を確保するため、各種手続きや社会参加の場などに手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>
<p>入院した際の意思疎通支援員の派遣</p>	<p>◆意思疎通が困難な障がいのあるかたなどが医療機関へ入院した際に、医療従事者との意思疎通の円滑化を図るため、日ごろから本人を介護しているヘルパーを意思疎通支援員として医療機関に派遣します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>
<p>障がいの理解講座や研修の実施 (再掲)</p>	<p>◆手話が言語であることの普及及び障がいの特性への理解と特性に応じた意思疎通手段について理解を深めるため、保育所、小・中学校を訪問する出前講座や、市職員を対象とした研修を実施します。</p>	<p>福祉部 障がい者支援課</p>

目標とする指標

<p>指標とその説明</p>	<p>げんじょうち 現状値</p>	<p>さんこうち 参考値</p>	<p>もくひょうち 目標値</p>
<p>意思疎通支援者の派遣者数 【再掲】 手話通訳者、要約筆記者の派遣者数 ※第7期青森市障がい福祉計画で定めた令和8年度の見込量を目標値に設定</p>	<p>1,601人 (令和5年度)</p>	<p>1,556人 (過去5年平均)</p>	<p>1,622人 (令和10年度)</p>



3

読書バリアフリーの推進



現状と課題

- 令和元年6月、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に「読書バリアフリー法」が施行されました。
- 法の施行に伴い、地域の実情を踏まえ、公立図書館や学校図書館での果たすべき役割に応じて、青森県視覚障がい者情報センター等と連携し、視覚障がいのあるかなどが利用しやすい体制を整備することが求められています。

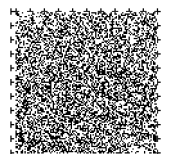
施策の方向性

視覚障がいのあるかなど読書機会の充実を図るため、利用しやすい図書資料の収集、貸出や朗読サービスの提供、専門機関と連携した資料の貸出等により、視覚障がいのあるかなど読書環境の整備を推進します。

主な取組

読書環境の整備の推進

取組	取組内容	担当課
録音図書・点字図書等の貸出や朗読サービスの実施	◆青森市民図書館では、録音図書・点字図書の収集と貸出の実施、朗読サービスの提供等、読書環境の整備を推進します。また、図書館へ来館が困難な障がいのあるかたのための郵送サービスを実施します。	教育委員会 事務局市民図書館

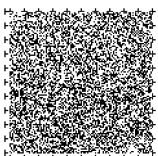


<p>専門機関との連携及びボランティア団体との協働</p>	<p>◆青森県視覚障がい者情報センター等と連携した図書の貸出、インターネットを利用して読書活動できるサピエ図書館※の利用について周知を行い、利用促進を図ります。また、さわる絵本の製作や対面朗読のサービスなどを行う市民図書館ボランティアとの協働を進めます。</p>	<p>教育委員会 事務局市民図書館</p>
<p>図書館サービス人材の育成の推進</p>	<p>◆市内全域の読書活動を推進する拠点施設として、障がいのあるかたへの対応ができるよう職員のスキルアップに取り組みます。</p>	<p>教育委員会 事務局市民図書館</p>
<p>学校図書の充実</p>	<p>◆市民図書館等と連携しながら、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた図書館資料の充実を図ります。</p>	<p>教育委員会事務局 指導課</p>

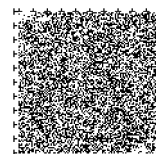
目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
<p>バリアフリー資料等の貸出冊数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー資料貸出冊数 (録音図書、点字図書、大活字本、さわる絵本) ・身体障がい者等への郵送サービスでの貸出冊数 ・青森県立盲学校への貸出冊数 	<p>2,927冊 (令和5年度)</p>	<p>2,889冊 (過去5年平均)</p>	<p>3,132冊 (令和10年度)</p>

※ サピエ図書館：目の見えないかた・見えにくいのかた、活字の図書を読むのが難しいかたが無料で80万タイトル以上の録音・点字・電子図書を利用できる、インターネット上の電子図書館。



しりょうへん
資料編



1

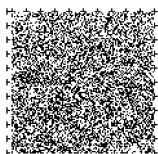
目標とする指標一覧

第1章 障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
啓発事業などの開催回数 障がい及び障がいのあるかたへの理解啓発に関する各種啓発事業（障がいの理解講座や研修、出前講座等）の開催回数	24回 (令和5年度)	12回 (過去5年平均)	26回 (令和10年度)
地域で検討を行う体制が構築されている圏域数 成年後見人等を必要とする障がいのあるかたへの支援について、地域で検討を行う体制が構築されている圏域数	5圏域 (令和5年度)	5圏域 (過去3年平均)	5圏域 (令和10年度)
市長申立て件数 成年後見制度の利用に係る市長申立てを行った件数	6件 (令和5年度)	6件 (過去5年平均)	6件 (令和10年度)

第2章 地域生活支援の充実

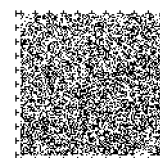
指標とその説明	現状値	参考値	目標値
障がい者福祉に関する相談者数 障がいのあるかたからの相談実人数（障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業、精神保健福祉相談事業）	1,648人 (令和5年度)	1,612人 (過去5年平均)	1,664人 (令和10年度)
相談支援事業所の人材育成に向けた取組の実施率 委託相談支援事業所が毎月開催する圏域会議の実施率	100.0% (令和5年度)	100.0% (過去3年平均)	100.0% (令和10年度)
相談支援事業所の人材育成に向けた取組への参加率 委託相談支援事業所が開催する圏域会議への相談支援事業所の参加率	71.0% (令和5年度)	73.6% (過去3年平均)	増加（↑） (令和10年度)
共同生活援助の利用者数 共同生活援助（グループホーム）の一月当たりの利用者数 ※第7期青森市障がい福祉計画で定めた令和8年度の見込量を目標値に設定	360人 (令和5年度)	302人 (過去5年平均)	489人 (令和10年度)



さんぶ ほうもんしどうじっしりつ 産婦の訪問指導実施率 ほけんし さんぶ ほうもんしどう わりあい 保健師による産婦への訪問指導した割合	100.0% (令和5年度)	93.3% (過去5年平均)	100.0% (令和10年度)
---	-------------------	-------------------	--------------------

第3章 教育の充実及び自立した生活の支援

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
しょう じ うけいらいせい きょういく ほいく 障がい児の受入体制のある教育・保育 しせつ わりあい 施設の割合 ようちえん ほいくしょう しょう 幼稚園、保育所等の障がいのある子ども の受入れを「教育・保育施設等情報ファ イル（市ホームページ）」に明記している しせつ わりあい 施設の割合	43.2% (令和5年度)	43.7% (過去3年平均)	増加（↑） (令和10年度)
しょうがいじつうしよしえん りようしゃすう 障害児通所支援の利用者数 じどうはつたつしえん ほうかごとう 児童発達支援、放課後等デイサービス、 きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん ほいくしょうほうもん 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問 支援の一月当たりの利用者数 ※ 第7期青森市障がい福祉計画で定め た 令和8年度の見込量を目標値に設定	1,420人 (令和5年度)	1,116人 (過去5年平均)	2,274人 (令和10年度)
あおもりけんいきりょうてき じしえんたいせいきょうぎ ぼ 青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場 の開催数 かんけいきかん いるょうてき じしえん 関係機関による医療的ケア児支援のため の会議の開催数	4回 (令和5年度)	2回 (過去4年平均)	4回 (令和10年度)
みんかんきぎょう しょう しゃ ごようりつ 民間企業における障がい者の雇用率 しょう しゃごよう ぎむづ みんかん 障がい者雇用が義務付けられている民間 きぎょう じゅうぎょういんすう し しょう 企業の従業員数に占める、障が いのあるかたの割合 【法定雇用率】2024年4月から 2.5%、 2026年7月から 2.7%	2.37% (令和5年度)	2.22% (過去5年平均)	2.70% (令和10年度)
しゅうろういこうしえんじぎょうとう つう いっぱんしゅうろう 就労移行支援事業等を通じて一般就労 に移行した人数 せいかつかいご じりつくねん しゅうろういこうしえん 生活介護、自立訓練、就労移行支援、 しゅうろうけいそくしえん おこな じぎょう つう いっぱん 就労継続支援を行う事業を通じて一般 しゅうろう いこう にんずう 就労に移行した人数 ※ 第7期青森市障がい福祉計画で定め た 令和 8年度の見込量を目標値に設定	16人 (令和5年度)	27人 (過去5年平均)	47人 (令和10年度)
しょう しゃ しせつりようしゃすう 障がい者のスポーツ施設利用者数 ほんししゅう せつ しゅう 本市所有のスポーツ施設における障がい しゃ ねんかんりようしゃすう 者の年間利用者数	6,540人 (令和5年度)	6,165人 (過去5年平均)	11,366人 (令和10年度)



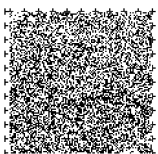
しそごうふくし かい しょう しゃどう 市総合福祉センター2階の障がい者等の 利用者数 パソコン教室や体操教室、サークル活動 等の障がいのあるかたやその家族等の 年間利用者数	6,214人 (令和5年度)	5,431人 (過去3年平均)	7,200人 (令和10年度)
--	-------------------	--------------------	--------------------

第4章 安全・安心な生活環境の整備

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
じよせつ どうろくしゃすう 除雪ボランティア登録者数 あおもりし せいど 青森市ボランティアポイント制度におけ る地域福祉サポーターの登録者数のう ち、「雪対策支援」分野の活動を希望する 者の数	827人 (令和5年度)	811人 (過去5年平均)	907人 (令和10年度)
ひなんこうどうようしえんしゃ しょう しゃ 避難行動要支援者における障がい者の 同意割合 さいがいじ あんびかくにん ひなんゆうどうとう しえん 災害時に安否確認や避難誘導等の支援の 対象となる障がい者のうち避難支援等 関係者への情報提供に同意した人数の 割合	9.7% (令和5年度)	11.2% (過去5年平均)	13.0% (令和10年度)

第5章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
おんせい ふ き すいしん 音声コード付記の推進 おんせい ふ き し さくせい 音声コードを付記した市が作成するリー フレット等の件数	1件 (令和5年度)	1件 (過去5年平均)	増加 (7) (令和10年度)
いしそつうしえんしゃ はけんしゃすう 意思疎通支援者の派遣者数 しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけんしゃすう 手話通訳者、要約筆記者の派遣者数 だい きあおもりししょう ふくしけいかく さだ れいわ ※第7期青森市障がい福祉計画で定めた令和 8年度の見込量を目標値に設定	1,601人 (令和5年度)	1,556人 (過去5年平均)	1,622人 (令和10年度)
しりょうとう かしだしさつすう バリアフリー資料等の貸出冊数 ・バリアフリー資料貸出冊数(録音図書、 点字図書、大活字本、さわる絵本) ・身体障がい者等への郵送サービスでの 貸出冊数 ・青森県立盲学校への貸出冊数	2,927冊 (令和5年度)	2,889冊 (過去5年平均)	3,132冊 (令和10年度)



2

あおちりしりょう ひと ひと とち い しゃかい じりょうれい
青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例

へいせいにしじゅうきゅうねんさんがつにしじゅうよつか
平成二十九年三月二十四日

じりょうれいだいさんごう
条例第三号

かいせい れい わろくねんさんがつじりょうれいだいなごう
改正 令和六年三月条例第七号

ぜんぶん
前文

わたしのすあおちりし せかいゆうすう ごうせつとし とく がいしゆつじ しりょう
私たちの住む青森市は、世界有数の豪雪都市であることから、特に外出時において障がいの
ある人が困難な状況に直面するなど、厳しい自然環境にありながらも、障がいのある人が安心
して暮らすことができるまちとなるよう、これまで、たがを尊重し支え合う社会の形成、障が
いのある人の地域生活支援の充実、障がいのある人の自立した生活の確保及び障がいのある人
の安全・安心な暮らしの確保を基本方向として、様々な施策を進めてきたところである。

しかしながら、障がい及び障がいのある人に対する理解不足や誤解などにより、障がいのあ
る人が、障がいを理由に不利益な取扱いを受けている、障がいに対する配慮が十分ではないと
感じている状況が見られる。

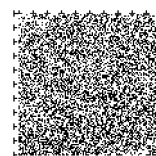
国際的には、国際連合で「障害者の権利に関する条約」が平成十八年に採択され、障がいの
ある人の権利を尊重する意識が高まったところである。また、同条約において「手話その他の
形態の非音声言語」についても言語とされたところである。我が国においても、障害者基本法
が改正され、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定されるなど、障が
いを理由とする差別をなくし、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と
個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととしている。

このような状況を踏まえ、本市においても、障がいのある人もない人も、誰もが等しく基本的
人権を享有するかけがえのない個人として、これまで以上に人格と個性が尊重されるためには、
障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、障がいのある人に対する
差別の解消及び障がいのある人の権利を尊重するための取組を推進していく必要がある。

私たちは、全ての市民が、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、
生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

ちくてき
(目的)

だいいちじりょう じりょうれい しりょう およ しりょう ひと たい しりょう
第一条 この条例は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、障が
いを理由とする差別を解消し、及び障がいのある人の権利を尊重するための基本的な事項等
を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、
支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を
図ることを目的とする。



(設置)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 障がいを理由とする差別 障がい又は障がいに関連する事由を理由として、直接的なものであると間接的なものであるとにかかわらず不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。

三 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

四 合理的配慮 障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない場合に、当該障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、性別、年齢及び障がいの状態に応じて講じられるべき措置をいう。

(基本理念)

第三条 共生社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 障がいのある人もない人も、性別又は年齢にかかわらず、かけがえのない個人としての権利が平等に尊重されること。

二 障がいのある人が、不当な差別的取扱いによって、その権利利益を侵害されないこと。

三 障がいのある人が、住み慣れた地域において、安心して暮らしていくことができるよう、社会的障壁の除去の実施について、必要な合理的配慮がされること。

四 市民一人一人が、障がい及び障がいのある人に関心を持ち、理解を深めることができるよう、普及啓発が行われること。

五 誰もが互いに意思を伝え合い理解し合えるよう、障がいのある人が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること。

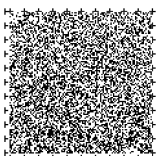
(市の責務)

第四条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を解消し、及び障がいのある人の権利を尊重するために必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第五条 市民及び事業者は、前条に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(差別等の禁止)



第六條 全ての市民は、障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別をすることその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 全ての市民は、障がいを理由とする差別は直接的に行われるだけでなく、間接的に行われることがあることを理解しなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮)

第七條 市及び事業者は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。

一 医療、教育又は療育その他の福祉サービスを提供するとき。

二 不特定かつ多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を利用に供するとき。

三 情報を提供及び受領するとき。

四 災害時及び緊急時に援護を行うとき。

五 商品の販売、不動産の取引又はサービス（第一号に規定するサービスを除く。）の提供をするとき。

六 雇用するとき。

七 その他市及び事業者が事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮が必要と認められるとき。

2 市民は、前項各号に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をするよう努めるものとする。

(令和六条例七・一部改正)

(相談)

第八條 障がいのある人又は当該障がいのある人の家族その他関係者（以下「障がいのある人等」という。）は、市に対し、障がいを理由とする差別（社会的障壁の除去を実施するための合理的配慮をしないことを含む。以下同じ。）に関する相談をすることができる。

2 市は、障がいのある人等から前項の規定による相談を受けたときは、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

一 障がいのある人等及び当該相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の関係者への事実の確認及び調査

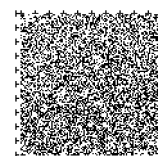
二 障がいのある人等及び相談事案の関係者への相談事案の解決に必要な説明及び助言

三 関係行政機関への通知

四 前三号に掲げるもののほか、障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応

(助言又はあっせんの申立て)

第九條 前条第一項の規定により相談をした障がいのある人等は、同条第二項の規定による対応が行われてもなお相談事案が解決されないときは、市長に対し、その解決のために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。ただし、当該障がいのある人の家族その他関係者が助言又はあっせんの申立てをしようとする場合において、当該助言又はあっせん



の申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかである場合は、この限りでない。

- 2 助言又はあっせんの申立ては、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる行政庁の処分に対しては、することができない。

（助言又はあっせん）

第十条 市長は、前条第一項の申立てがあった場合には、青森市障がい者差別解消調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

- 2 青森市障がい者差別解消調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る事案の関係者に対し、その出席を求めて意見を聴くことができる。

- 3 市長は、青森市障がい者差別解消調整委員会から諮問に対する答申を受け、助言又はあっせんを行うことが適当であると認めた場合は、当該申立てに係る事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

（勧告）

第十一条 市長は、前条第三項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が、当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

（設置等）

第十二条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、青森市障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

- 2 調整委員会は、前項に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を行うものとする。

（組織）

第十三条 調整委員会は、委員十一人以内をもって組織する。

- 2 委員は、障がいを理由とする差別の解消等に関して、高い識見を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、市長が委嘱する。

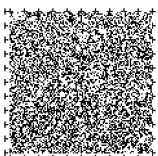
一 障がいのある人又はその家族

二 福祉、医療、雇用、教育等に関する事業に従事する者

三 障がい者福祉に関し学識経験を有する者

四 弁護士

五 その他市長が必要と認める者



(任期等)

第十四条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 市長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解職するものとする。

(委員長及び副委員長)

第十五条 調整委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十六条 調整委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 調整委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委員長への委任)

第十七条 この節に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調整委員会に諮って定める。

(広報その他の啓発活動の推進)

第十八条 市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための広報その他の啓発活動を推進するものとする。

(障がいのある人とないない人との交流の推進)

第十九条 市は、障がいのある人とないない人との相互理解を深めるため、障がいのある人とないない人が交流することのできるよう必要な取組を行うものとする。

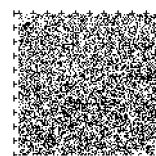
(情報の取得及び意思疎通における支援)

第二十条 市は、障がいのある人が、情報の取得及び意思疎通が容易にできるようにするために必要な支援を行うものとする。

(障がいのある人に配慮した情報提供)

第二十一条 市は、障がいのある人が情報を速やかに得ることができるよう、手話、点字、平易な表現等の障がいの特性に配慮した手段及び様式による情報提供を行うものとする。

(災害時等の情報の確保)



第二十二條 市は、関係機関と連携して、災害時又は緊急時に、障がいのある人が、必要な情報を取得し、又は伝えられるよう、多様な情報手段を確保するものとする。

(意思疎通手段の普及等)

第二十三條 市は、点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及を図るものとする。

2 市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及を図るものとする。

(意思疎通支援者の養成等)

第二十四條 市は、点字、手話その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者の養成並びに技術の向上のために必要な取組を行うものとする。

(就労及び雇用への支援等)

第二十五條 市は、障がいのある人の就労が促進されるよう、障がいのある人が必要とする就労に係る相談及び支援を行うものとする。

2 市は、関係機関と連携し、事業者が、障がいのある人の障がいの特性を理解し、雇用の機会を広げるため必要な取組を行うものとする。

(移動手段に対する支援)

第二十六條 市は、障がいのある人の自立又は社会参加の促進のため、公共交通事業者その他の関係者と連携し、障がいのある人が安全で快適に利用できる交通手段が提供されるよう支援を行うものとする。

第二十七條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

(青森市費用弁償条例の一部改正)

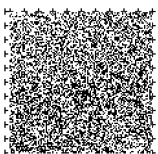
3 青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

附 則（令和六年三月条例第七号）

(施行期日)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。



3

あおもりししゅわげんご ふきゅうおよ たよう いしそつう そくしん かん じょうれい
青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例

れいわがねんじゅうにがつにじゅうよっか
令和元年十二月二十四日
じょうれいだいじゅうろくごう
条例第十六号

ぜんぶん
前文

げんご は、ひとびと たが いしそつう はか ちしき たくわ ふんか そうぞう うえ ふかけつ
言語は、人々がお互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠な
ものであり、じんるい ほんてん おお きよ 寄与してきた。

しゅわ は、おんせい ではなく しゅし からだ うご ひょうじょう つか しかくてき ひょうげん どくじ
手話は、音声ではなく手指や身体の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の
ごい ぶんぼうたいけい も げんご であり、ろう者は、せいかつ なか しゅわ ほんてん
語彙や文法体系を持つ言語であり、ろう者は、生活の中から手話を発展させ、聞こえる
ひと おんせいげんご どうよう い ひつよう げんご しゅわげんご たいせつ はくく
人たちの音声言語と同様に、生きるために必要な言語として、手話言語を大切に育ん
できた。

しかしながら、かこ において、しゅわ げんご として みと められず、しゅわ による きょういく
教育が じじつじょうきんし 事実上禁止されてきた 歴史 があった。

このような中、なか しょうがいしゃ けんり かん じょうやく へいせい にじゅうろくねんじょうやくだいいちごう ひじゅん む
このような中、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）への批准に向
けて しょうがいしゃきほんほう しょうわよんじゅうごねんほうりつだいはちじゅうよんごう かいせい しゅわ げんご
障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）が改正され、「手話は言語である」
と位置付けられた。

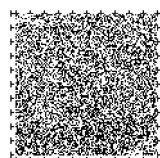
このことから、しゅわ が、どくじ げんごたいけい ゆう ぶんかてきしよさん しゃ にちじょう
手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が日常
せいかつおよ しゃかいせいかつ いとな たいせつ う つ げんご であることを にかんしき
生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた言語であることを認識するとと
もに、しゅわ げんご であることの理解を促進し、その普及に努めていかなければならない。

また、しょうがいのある人は、しょうがいの特性に応じた意思疎通手段が十分確保されてい
るとはいえない中、なか じょうほう しゅとく そうごりかい むずか
情報の取得や相互理解の難しさ、そのことから しょう ごかい へんけん
生じる誤解や偏見 による生きづらさを抱えている。

このため、しょうがいのある人がその特性に応じて必要となる意思疎通手段が異なるこ
とを ひろく しゅうち しみん りかい そくしん ひつよう
広く周知し、市民の理解を促進する必要がある。また、しょうがいのある人 ひと 自ら はんたん
判断 し 意思決定 する ためにも、ひつよう 必要な意思疎通手段が せんたく できる かんきょう ととの ひつよう
環境を整える必要がある。

このことから、すべ 全ての市民が、しょうがいのある人 など 意思疎通が こんなん 人の 思いや かんが
考えを 理解 し、そうご じんかく こせい そんちよう あ たよう いしそつうしゅだん ひつよう
相互に 人格と個性を 尊重 し合う ために、多様な意思疎通手段が必要である
ことを にかんしき 同時に、たよう いしそつうしゅだん せんとく
多様な意思疎通手段による意思疎通の促進に努めていかな
なければならない。

これらを づま え わたし たちは、しゅわ げんご であることの 普及 及び 多様な意思疎通の 促進
により、だれ 誰もが しょうがいの 有無 によって 分け隔て られる ことなく、たが 互いを 尊重 し、さ
支え 合い、あ ちい ま あんしん くら し ながら、いきが い を 持って さんか できる 共生社会の 実現 を
め 目指し、この じょうれい せいてい
条例を 制定 する。



(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通の促進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通の促進のための市の施策の基本となる事項を定めることにより、手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通の促進のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- 二 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 三 意思疎通手段 手話、指文字、要約筆記、筆談、点字、代筆、音訳、代読、触手話、平易な表現、実物又は絵図の提示、身振り、手振り、表情、意思疎通支援用具の使用その他の意思を疎通するための手段をいう。
- 四 意思疎通支援者 手話通訳者、要約筆記者その他の意思疎通手段により障がいのある人への伝達補助等を行う者をいう。
- 五 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- 六 事業者 市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

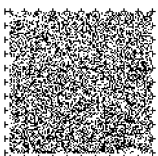
(基本理念)

第三条 手話が言語であることの普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた言語であることを認識して行わなければならない。

2 多様な意思疎通の促進は、誰もが、障がいのある人など意思疎通が困難な人の思い及び考えを理解し、相互に人格と個性を尊重し合うために、多様な意思疎通手段が必要であることを認識することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通の促進に関する施策を総合的かつ計画的



てき すいしん
的に推進するものとする。

しみん およ じぎょうしゃ せきむ
(市民及び事業者の責務)

だいろくじょう しみん およ じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか だれ ちいま あんしん く
第五条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、誰もが地域で安心して暮ら
しながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現に協力するよう努めるもの
とする。

しさく すいしん
(施策の推進)

だいろくじょう し だいろくじょう きてい もと つぎ かが きほんてきしさく じっし
第六条 市は、第四条の規定に基づき、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

いち しゅわ げんご ふきゅうおよ たよう いし そつう たい りかい そくしん
一 手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通に対する理解の促進のための
施策

に いし そつうしゅだん せんたく およ いし そつうしゅだん いし そつう じょうほうしゅとく えんかつ
二 意思疎通手段を選択すること及び意思疎通手段による意思疎通や情報取得を円滑
に行うことができるようにするための環境整備に係る施策

さん ぜんにごう かが じょうれい もくてき たつせい ひつよう しさく
三 前二号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、第四条に規定する施策の推進にあたっては、ろう者、障がいのある人その
他関係者の意見を聞き、その意見を尊重するものとする。

ふきゅうおよ しゅうち
(普及及び周知)

だいなじょう し しみん およ じぎょうしゃ きほんりねん りかい ふか つぎ かが とりくみ おこな
第七条 市は、市民及び事業者が基本理念の理解を深めるために、次に掲げる取組を行
うものとする。

いち しゅわ げんご ふきゅう
一 手話が言語であることの普及

に しょう とくせい りかい しょう とくせい おう ひつよう いし そつうしゅだん
二 障がいの特性への理解と障がいの特性に応じて必要な意思疎通手段についての
周知

がくしゅうきかい かくほとう
(学習機会の確保等)

だいはちじょう し しみん およ じぎょうしゃ しゅわ げんご およ しょう とくせい おう
第八条 市は、市民及び事業者が手話が言語であること及び障がいの特性に応じた
意思疎通手段の重要性に対する理解を深めるため、関係機関と協力して、学習機会
の確保を図るものとする。

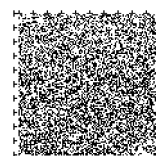
2 市は、幼児の教育及び保育並びに学校教育において手話が言語であること及び障
がいの特性に応じた意思疎通手段への理解を促進し、及びその普及に努めるもの
とする。

3 市は、障がいのある人が障がいの特性に応じた意思疎通手段を円滑に利用できる
よう、意思疎通手段を習得する機会の確保を図るものとする。

4 市は、職員に対し、手話が言語であること及び障がいの特性に応じた意思疎通手段
に関する研修を行うものとする。

じんざい ようせい
(人材の養成)

だいきゅうじょう し いし そつうしえんしゃ かくほ いし そつうしえんしゃ およ しどうしゃ
第九条 市は、意思疎通支援者が確保されるよう、意思疎通支援者及びその指導者の
養成その他の必要な措置を講ずるものとする。



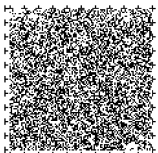
(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

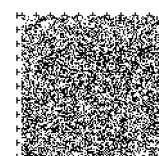
この条例は、令和二年四月一日から施行する。



4

策定経過

年月日	事項
令和5年10月2日～ 10月20日	アンケート調査実施（第7期青森市障がい福祉計画策定アンケートと合わせて実施）
令和5年10月10日	令和5年度第6回定例庁議にて「青森市障がい者総合プラン」策定決定
令和5年10月10日	民生環境常任委員協議会へ「(仮称)青森市障がい者総合プラン」の策定について報告
令和5年10月24日	青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会臨時委員の委嘱
令和5年11月14日	令和5年度第2回青森市障がい者自立支援協議会開催（意見交換）
令和5年12月20日	令和5年度第2回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催
令和6年2月19日	令和5年度第3回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催
令和6年3月27日	令和5年度第3回青森市障がい者自立支援協議会開催（意見交換）
令和6年5月20日	令和6年度第1回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催
令和6年8月23日	令和6年度第2回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催
令和6年8月28日	令和6年度第5回定例庁議にて「青森市障がい者総合プラン」(素案)決定
令和6年9月10日	民生環境常任委員協議会へ「青森市障がい者総合プラン」(素案)報告
令和6年10月1日～ 10月31日	わたしの意見提案制度（パブリックコメント）実施
令和6年11月14日	令和6年度第3回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催
令和6年11月28日	令和6年度第9回定例庁議にて「青森市障がい者総合プラン」決定
令和6年12月12日	民生環境常任委員会へ青森市障がい者総合プランの策定について報告



(1) 青森市健康福祉審議会条例

へいせいじゅうはちねんろくがつにじゅうはちにち
平成十八年六月二十八日

じょうれいだいよんじゅうさんごう
条例第四十三号

かいせい へいせいにじゅうろくねんくがつじょうれいだいさんじゅうごう
改正 平成二六年九月条例第三五号

(趣旨)

だいいちじょう じょうれい しゃかいふくしほう しょうわにじゅうろくねんほうりつだいいちごう い か ほう だいななじょう
第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条
だいいちごう きてい もと あおもりしけんこうふくししんぎかい せつちおおよ うんえい ひつよう じごう きた
第一項の規定に基づく青森市健康福祉審議会の設置及び運営について必要な事項を定めるも
のとする。

(設置)

だいにじょう ほうだいななじょうだいいちごう きてい もと しゃかいふくし かん しんぎかい た ごうせい きかん
第二条 法第七条第一項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関とし
て、広く健康福祉に関する事項を調査審議する青森市健康福祉審議会（以下「審議会」とい
う。）を置く。

(調査審議事項の特例)

だいにじょう しんぎかい ほうだいにじゅうだいいちごう きてい もと じどうふくし かん じごう ちょうさしんぎ
第三条 審議会は、法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する
ものとする。

2 しんぎかい しゅうがくまえ こ どもに かん ますうい く ほいくとう そうごつてき ていきよう すいしん かん ほうりつ へいせい
審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成
じゅうはちねんほうりつだいななじゅうなごう だいにじゅうごじょう きてい もと よう ほれんけいがたにんてい えん どうほうだいにじょう
十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第二条
だいななごう きてい よう ほれんけいがたにんてい えん かん じごう ちょうさしんぎ
第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に関する事項を調査審議するものとし
る。

へいせいにじゅうろくじょうれいさんじゅうご い ち ぶ かいせい
（平成二六条例三五・一部改正）

(組織)

だいにじょう しんぎかい いいんごじゅうにんい ない そしき
第四条 審議会は、委員五十人以内をもって組織する。

へいせいにじゅうろくじょうれいさんじゅうご ついか
（平成二六条例三五・追加）

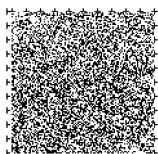
(任期等)

だいにじょう しんぎかい いいん にんき さんねん
第五条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員
の任期は、前任者の残任期間とする。

2 いいん さいにん
委員は、再任されることができる。

3 りんじいいん にんき とうがいりんじいいん にんめい かか とくべつ じごう かん ちょうさしんぎ しゅうりよう
臨時委員の任期は、当該臨時委員の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了すると
きまでとする。

へいせいにじゅうろくじょうれいさんじゅうご きゅうだいにじゅうりきげ
（平成二六条例三五・旧第四条線下）



(委員長の職務の代理)

第六条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(平成二六条例三五・旧第五条線下)

(会議)

第七条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(平成二六条例三五・旧第六条線下)

(専門分科会)

第八条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(平成二六条例三五・旧第七条線下)

(準用規定)

第九条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(平成二六条例三五・旧第八条線下)

(委任)

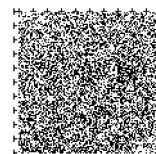
第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成二六条例三五・旧第九条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。



(あおもりしとくべつしよく しよくいん きゅうよ かん じょうれい いちふ かいせい)
青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 あおもりしとくべつしよく しよくいん きゅうよ かん じょうれい へいせいじゅうななねん あおもりしじょうれいだいよんじゅうきゅうごう いちふ つぎ
青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次
のように改正する。

[つぎ りやく
次のよう 略]

(あおもりしひょうべんしじょうれい いちふ かいせい)
青森市費用弁償条例の一部改正)

- 3 あおもりしひょうべんしじょうれい へいせいじゅうななねん あおもりしじょうれいだいごじゅうごう いちふ つぎ
青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

[つぎ りやく
次のよう 略]

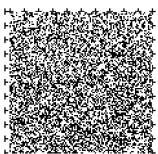
ふ そく へいせいじゅうろくねんく がつじょうれいだいさんじゅうごごう
附 則（平成二六年九月条例第三五号）

(せこう きじつ
施行期日)

- 1 この条例は、じょうれい しゅうがくまえ こ かん きょういく ほいくとう そうごうてき ていきょう すいしん かん ほりつ
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の
いちふ かいせい ほりつ へいせいじゅうよんねんほりつだいろくじゅうごう せこう ひ せこう
一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、
だいきゅうじょう だいいじゅうじょう だいがじょう だいはちじょう いちじょう く き だいよんじょう だいがじょう どうじょう
第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条を第五条とし、同条
まえ いちじょう くわ かいせいきていおよ じこう きてい こうふ ひ せこう
の前に一条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(けいか そち
経過措置)

- 2 この条例による改正後の青森市健康福祉審議会条例第三条第二項の規定による調査審議
じょうれい かいせいご あおもりしけんこうふくししんぎ かいじょうれいだいさんじょうだいにこう きてい ちょうさしんぎ
（よう ほれんけいがたにんてい えん せつちとう にんか かか
幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係るものに限る。）は、この条例の施行の日前に
おこな
おいても行うことができる。



(2) 青森市健康福祉審議会規則

平成十八年九月十九日

規則第八十号

改正 平成二六年三月規則第九号

平成二七年三月規則第一一号

平成二八年三月規則第一三号

平成二九年三月規則第一八号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平成二七規則一一・一部改正）

（専門分科会）

第二条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- 二 障がい者福祉専門分科会 障がい者の健康福祉に関する事項
- 三 児童福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項
- 四 高齢者福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
- 五 地域保健専門分科会 地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
- 六 地域福祉専門分科会 地域福祉（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一条に規定する地域福祉をいう。）の推進に関する事項

2 前項に規定する事項以外の事項を調査審議するため、必要があるときは、その他の専門分科会を置くことができる。

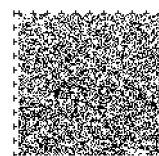
（平成二六規則九・平成二八規則一三・一部改正）

（専門分科会の会議等）

第三条 専門分科会の会議については、条例第七条（民生委員審査専門分科会にあっては、同条第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

（平成二七規則一一・一部改正）



(部会)

第四条 障がい者福祉専門分科会に、審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - 二 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
 - 三 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消し又は効力の停止に関する事項
- 2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に、前項に規定する部会のほか、必要があるときは、その他の部会を置くことができる。
- 3 部会（審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- (平成二六規則九・一部改正)

(部会の会議等)

第五条 部会の会議については、条例第七条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。
 - 3 前条第二項に規定する部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。
- (平成二七規則一一・一部改正)

(庶務)

第六条 審議会、専門分科会及び部会の庶務は、福祉部において処理する。ただし、地域保健専門分科会の庶務は、保健部において処理する。

(平成二九規則一八・一部改正)

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

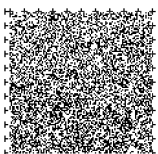
附 則

(施行期日)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月規則第九号)

(施行期日)



この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月規則第一一〇号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月規則第一三〇号）

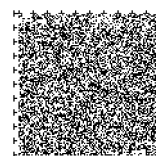
（施行期日）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月規則第一八〇号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

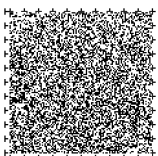


(3) 青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿

(五十音順)

氏名	所属団体・役職名	備考
浅利 義弘	青森市身体障害者福祉連合会 理事	
桐原 郁子	青森市精神保健家族会 理事	
工藤 功篤	青森市精神保健家族会 理事	
古川 通子	特定非営利活動法人青森市手をつなぐ育成会 会員	
今 栄利子	公益社団法人青森県社会福祉士会 会員	
須藤 和彦	青森障害者就業・生活支援センターすこやか 所長	
鳥山 夏子	特定非営利活動法人青森市手をつなぐ育成会 副会長	
中野 正樹	青森障害者就業・生活支援センターすこやか 副所長	
中山 康夫	青森県特別支援学校校長会 会員	
張間 絢子	公益社団法人青森県社会福祉士会 副会長	
船木 昭夫	青森大学社会学部 教授	専門分科会長
町田 徳子	青森県発達障がい者支援センター「ステップ」所長	専門分科会長 職務代理者
阿部 達子	青森市視覚障害者の会 副会長	
砂田 悦子	青森市自閉症児(者)を持つ親の会 会長	
高橋 裕子	社会福祉法人愛心福祉会 やましろ 所長	
谷川 幸子	青森県重症心身障害児(者)を守る会 会長	
中村 伸二	青森市障がい者自立支援協議会 会長	
野呂 信夫	青森市身体障害者福祉会 会長	

※ 所属団体・役職名は、委嘱期間における最終分科会開催時点



6

ようごかいせつ
用語解説

あ

【青森市障がい者虐待防止センター】

障がいのあるかたへの虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのあるかたの保護などを目的に障がい者支援課内に設置し、通報、届出、相談等の業務を行っている。

【青森市障がい者差別解消調整委員会】

障がいを理由とする差別などについての相談に関し、相談による解決が困難な場合に助言またはあっせんによる解決を図るための市の附属機関として平成29年11月に設置。

【青森市障がい者自立支援協議会】

障がいのあるかた等への支援体制の整備を図るため、障がいのあるかたが主体となって自らが希望する生活ができることを目指して話し合う場。

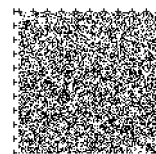
い

【委託相談支援事業所】

市の委託により、障がいのあるかたやその家族のかたのために、各種相談や社会資源等の情報提供、専門機関の紹介などを行う事業所。

【医療的ケア児】

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引等の医療的ケアを受けることが不可欠である児童。



う

【ウェブアクセシビリティ】

高齢者や障がい者などの年齢的・身体的条件による情報格差が軽減できるように、ウェブで提供されている情報を利用しやすくすること。

き

【基幹相談支援センター】

障がいのあるかたが地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいのあるかた等のニーズに対応した相談支援体制の強化・充実を図る、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

【強度行動障がい】

自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

け

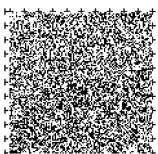
【ゲートキーパー】

自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴くことで、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人材。

こ

【合理的配慮】

行政機関及び事業者等がその事務・事業を行うに当たり、障がい者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意志の表明があった場合にその実施に伴う負担が過重でないときに社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること。



さ

【サピエ図書館】

目の見えないかた・見えにくいのかた、活字の図書を読むのが難しいかたが無料で 80 万タイトル以上の録音・点字・電子図書を利用できる、インターネット上の電子図書館。

し

【自閉症】

3 歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。

【市民後見人】

弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）以外の市民を含めた後見人のこと。

【住宅セーフティネット制度】

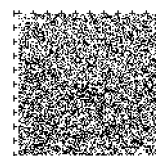
高齢者、障がい者、子育て世帯などの住宅の確保に配慮が必要なかた（住宅確保要配慮者）の入居を拒まない住宅として登録いただいた賃貸住宅（セーフティネット住宅）を対象に、住宅確保要配慮者への居住支援を行うもの。

【障害者就業・生活支援センター】

障がいのあるかたの身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、一般企業で働きたい障がいのあるかた等や、障がいのあるかたの雇用に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしている企業への相談・支援を行っている。

【障がい者相談員】

身体及び知的障がいのあるかたやその家族のかたなどからの相談に、障がいのあるかたまたは関係者が、必要な助言・指導を行う市が委託する相談員。



【情緒障がい】

情緒の現れかたが偏っていたり、その現れかたが激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。

【情報アクセシビリティ】

情報の利用しやすさのこと。

せ

【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなど、判断能力の不十分なかたを保護し、財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度のこと。

そ

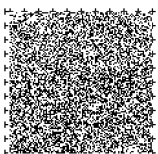
【相談支援専門員】

相談支援の業務に従事すること。利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の実施状況の把握などの一連の業務を行う。

ち

【地域活動支援センター】

障がいによって働くことが困難なかたが地域において、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な情報提供や相談等により生活能力の維持や向上を図る福祉施設。



【地域生活支援拠点】

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援（主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）のための機能をもつ場所や体制のこと。

【地域包括ケアシステム】

高齢者等ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制。

【地域包括支援センター】

高齢者とその家族の介護、健康、医者、福祉等についての地域の相談窓口。センターでは、介護予防の提供にかかるマネジメントや総合相談、虐待の早期発見・防止、支援困難ケースに関する地域ケアマネジャーへの指導・助言、関係機関とのネットワークづくりなどを行っている。

と

【特別支援学級】

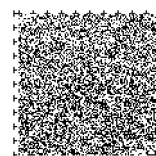
学校教育法に基づき、小・中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている障がい種別ごとの少人数学級のこと。比較的軽度の障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。

【特別支援学校】

学校教育法に基づき、比較的重度の障がいのある幼児・児童・生徒を対象に一人ひとりの障がいに配慮した専門性の高い教育を行う学校のこと。

【特別支援教育コーディネーター】

学校内の関係者や保護者及び関係機関との連絡・調整など、学校の窓口としての役割を担う教員。



【特別支援教育支援員】

普通学級に在籍する児童生徒のうち多動傾向や介助を必要とするなどの特別な配慮を必要とする児童生徒に対し、適切な学校生活での介助や学習活動の支援を行う者のこと。

な

【難病】

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病のこと。障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としている。令和6年4月1日から障害者総合支援法の対象となる疾病が369種類に拡大されている。

は

【発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

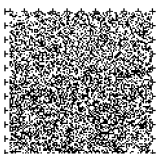
【バリアフリー化】

建物の段差等をなくし、手摺を設置することなどにより、高齢者や障がい者等にとって生活の支障となる障がいを取り除くこと。

ひ

【ピア】

同じ課題や環境を体験するかたがその体験から来る感情を共有することにより、安心感や自己肯定感を得ることなどを目的とする。



ふ

【福祉避難所】

大規模災害において、一般の避難所では生活に支障をきたす災害時要援護者のための避難所のこと。避難生活が長引くことが想定される場合において、市が必要に応じて開設する。

へ

【ペアレントトレーニング】

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することをめざすトレーニングのこと。

ほ

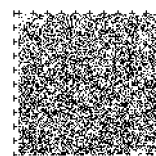
【法人後見】

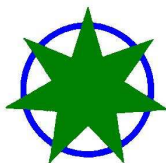
社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分なかたの保護・支援を行うこと。

や

【ヤングケアラー】

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。





あ お も り し み ん けん し ょ う
青 森 市 民 憲 章

わたくしたちは、^{あお そら}青い空、^{あお うみ}青い海、^{あお もり}青い森にいだかれ、^{ゆうきゆう れきし}悠久の歴史
と^{かお たか}香り高い文化と^{ぶんか でんとう}伝統に満ちた^{あおもりし}青森市の^{しみん}市民です。

わたくしたちは、^{きやうど}郷土^{あおもり}あおもりを^{こころ}心から^{あい}愛し、^{ゆめ}夢と^{きぼう}希望にあふれ
た^{けんしやう}しあわせな^{さだ}まちとするためこの^{けんしやう}憲章を^{さだ}定めます。

1 ^{しぜん}自然をたいせつにし

^{うつく}美しいまちにしましょう

1 ^{げんき}元気に^{はたら}働き

^{かつき}活気のある^{ゆた}豊かなまちにしましょう

1 たがいに^{たす}助け^あ合い

あたたかいまちにしましょう

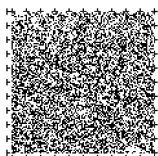
1 ^{えがお}笑顔でふれあい

^{あか}明るく^{へいわ}平和なまちにしましょう

1 ^{たの}楽しく^{まな}学び

^{かん}いきがいを^{かん}感じるまちにしましょう

^{へいせい}平成17年^{ねん}4月^{がつ}27日^{にち}制定



あおもりししょう しゃそうごう
青森市障がい者総合プラン

しょう ひと ひと だれ たが そんなちよう
障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、
ささ あ す な ちい き あんしん く
支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
きようせいしゃかい じつげん
～共生社会の実現～

はっこうねんげつ れいわ ねん がつ
発行年月／令和 6年11月

はっ こう あおもりし
発行／青森市

〒030-0801 あおもりしんまちいちちようめ ばん ごう
青森市新町一丁目3番7号

TEL 017-734-2317(ちよくつう
直通)

URL <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

へん しゅう あおもりしふくしぶしょう しゃしえんか
編集／青森市福祉部障がい者支援課

